

第七編
近
世

第一章 藩政の成立

第一節 鹿兒島城の誕生

1 鹿兒島城築城までの城郭変遷

戦国期に伊作島津家貴久が島津本家督を継いだことは知られて
いる。一五代貴久が鹿兒島に最初入城したのが内城であり、天文一
九年（一五五〇）のことである。鹿兒島（鶴丸）城築城によって、
鹿兒島の近世が始まることから、その前史として、鹿兒島（鶴丸）
城築城までの城郭変遷を見ることにする。

東福寺城

天喜元年（一〇五三）、長谷場永純により築城とされるが、島
津氏関係で見えていくと、暦応四（一三四二）年五代貞久が攻め
落とし、島津家が鹿兒島を本城とする契機となった。六代氏久
も在城。

清水城

至徳元年（一三八四）、七代島津元久が志布志城から氏久の跡
継として鹿兒島に入る。東福寺城は狭小であるため稻荷川沿い
の吉野台地南端丘陵に屋形を建設した。この清水城の南側に城
下町が展開し、中世城下町の原型が造られた。現在は清水中学
校となっている。

内城

天文十九年（一五五〇）、島津氏一五代貴久が伊集院一宇治城

から入城。清水城の西南の地で、鹿兒島城に移るまでの五二年
間、政治の中心地として中世城下町も形成され、現在は上町と
呼ばれている。内城廢城の慶長一六（一六一一）年に南浦文之
管轄の大童寺が建立され、明治二年廢寺の後は大龍小学校と
なっている。

2 薩摩藩本城は鹿兒島城か瓜生野城か

内城からの移築は決定したが、移転先の決定は困難を極めた。と
いうのも、島津家一八代当主・初代薩摩藩主家久の城下町構想と真つ
向から対立したのが、天下に名を轟かせた父・義弘（義弘）であり、その考
え方の違いを示しているのが、次の島津惟新書状である。文面はさ
ほど長くなく、城下町構想の両者の違いを鮮明に見ることのできる
貴重な史料なので、全文を引用する。但し、読みやすくするために
読み下し文とし、傍注を付けた。

今度、本田与兵衛尉を御使として罷上り候に付、重畳仰せ上げ
られ候。細々承届候。それについて、帖佐（瓜生野）うりうの城に取ら
せらるべき由仰せ上げられ候。うりうの事、吉田・蒲生・帖佐・
山田・加治木、この五ヶ所を外城に構へ、殊うりうの城も丈夫
なる在所に候。その上、所柄さりとては見事なるとちるに候の
条、御座所にもよき候はんと、これ以前も出合い候。しかれど
も、北に流水これありて、さまざま悪き地と申し候。大将とし
て人一日も御座あるべき事御無用の由、この跡より申したる仁
これある儀に候。しからば、新地を取構えられ候は、諸侍も百

姓以下も迷惑仕るべく候。それ故は、在京仕り候程の侍は隙なき儀に候。百姓などは耕作を仕らず、普請一篇に候ても、きつと相調いましく候哉。しかるときは、入らざる事に手間をいら

れ候はんよりは、鹿兒島東福寺の御城を結構に相構えられ、^(清水)シミつの川より東福寺の方を惣別麓に取り囲み、普請に念を入れられ候は、いかやうにも罷^{まかり}なるべき哉。その外、鹿兒島内に御城に罷^{まかり}なるべき在所、見立らるべき事肝要候はんや。惣別鹿

兒島の事は、御當家御代々御座所と申し、御先祖の御寺にも新地へ悉く引き越さるべき事。とても二三ケ年内には首尾致すま

じく候か。今の分に御座所を鹿兒島に相定められ候は、当時の御屋形の地も、四方に石墻させられ、大堀普請稠^{きび}しく仰せ付け

られ候は、うりうのを新地に仰付られ候はんよりは、すなわち、成就あるべきかと存じ候。まずまず我々存じ寄り候分申し下し

候、いずれも龍伯様^{龍義久}へ御意を得られ、御下知次第仰付らるべく候、我等かやうに申候通り、御申しあるべく候、余は後音の時を期し候、恐々謹言、

右記の史料（『鹿兒島県史料 旧記雑録後編三』文書番号一一一

三、以下『旧記雑録後編二』一一一三と略記）は、慶長五年（一六〇〇）五月二五日付島津惟新書状で、時期は関ヶ原合戦以前のものである。

現在、鹿兒島城の築城は慶長七（一説に六年）年から開始されたことが強調され、鹿兒島城移転を関ヶ原敗戦後の計画とする誤解が生じているが、この史料から、一八代家久は関ヶ原合戦以前から領国経営構想を熟考し、城郭を中心とした城下町建設計画を企図して

いたことが確認できる史料である。

同書状は、内城からの移転先として瓜生野城（始良町西餅田）を希望した藩主家久からの書状を受けて、義弘が自らの意見を述べた書状である。両者の主張の違いが明確に打ち出されていて、家久は瓜生野城を志向し、義弘はそれに反対し、鹿兒島での築城が既存の城郭の再利用を提案しているのである。義弘の意見の概要は次のようである。

瓜生野城は吉田・蒲生・帖佐・山田・加治木の五ヶ所を外城とする中心の城であり、過去にも本城築城の話が出たことがあるが、課題も多い。流水を北に配置するのは不吉であるという。また、新たな築城は武士にも百姓にも負担がかかる。それよりは、東福寺城を修復し、稲荷川の清水城から東福寺城までの地域を城下町再建地域としたらどうか。また、新たに鹿兒島に築城地を探してはどうか。

鹿兒島の地は先祖代々の築城地であり、先祖を祭る寺院も含め、二三年での移転は難題である。現在の内城に石垣を構え、大堀を普請するなどの拡張工事をする方が、瓜生野城築城よりも勝っている、というのである。

さらに、決定にあたっては如何なる場合でも、義久（「龍伯様」）の同意なしには決定できないことを付け加え、義弘は、先祖以来の鹿兒島を離れることに同意できないとしている。

この問題は決着がつかない内に関ヶ原合戦となった。島津家は関ヶ原合戦で家康に敵対した勢力となり、戦後処分の対象にされたが、家康との戦後処理の駆け引きを見事に無傷で勝ち取った。このことが、近世薩摩藩の繁栄の基礎を築いたといえる。

関ヶ原合戦の戦後処理に成功した家久の次なる課題は、中断していた築城移転による城下町の新たな展開と政治制度の確立であった。この家久の新たな城下町構想に対して、義弘は条件の悪さを挙げて異を唱えている（慶長七年（一六〇二）七月一日付家久宛島津義弘書状）。家久は上之山城周辺を新たに造営し直す計画だったが、義弘は「上之山城は城域に余裕がなく適していない」ことや「諸侍屋敷の地はあまり海に近すぎる」という理由で、旧清水城を居館とし、旧東福寺城を居城とする提案をしている（『旧記雑録後編三』一六六〇）。

慶長五年及び七年の家久宛義弘書状に対し、家久の考えを確認する史料はないが、慶長七年の段階では、瓜生野城への移転を断念し、鹿児島城築城を決め、実際に築城が始まっていることが史料から窺えるのである。『島津国史』、『薩摩見聞記』、『藩法集8鹿児島藩』の史料は慶長七年を鹿児島城築城開始とし、慶長九年三月に移ったとする。慶長六年説の「（上井）経兼日記」（『鹿児島市史III』）では、一月一日に普請開始となっている。慶長一一年六月五日付、島津義弘書状によれば、鹿児島城御楼門前の板橋が翌六日に完成したとあり（『旧記雑録後編四』二一五）、この頃までに書院・数寄屋の施設もできあがり、塀及び塀塗りは慶長一八年までかかっているようである。

なお、家久構想の鹿児島城造営を指示した人物として、唐人黄友賢（別名江夏自閑）がいた。彼は天文地理に精通し、鹿児島城は「武運長久にして御冥加不尽地（神仏に見放されない土地）」と占ったが、火難の相を示唆した。家久は武運長久の地を賞賛し、火難は

幾度でも造作をすれば良いとの判断に拠ったという。但し、決定後には火難の厄除の法が講じられている（『薩藩旧伝集』『新薩藩叢書一』所収）。

なお『三国名勝図会』では、鹿児島城が鶴丸城の美称をもつのは、背後の地形を含めたその景観が、翼を上げた鶴の形に似ていることから、と伝えている。

3 城下町の建設

明治中期に鹿児島に来た本富安四郎の『薩摩見聞記』には、館と称する藩主の居館はあるけれども、特に壮大な城楼も天守閣もない、濠・塀・石垣が一通りあるだけで、規模も小さく、市街の端にあり、要害の高地でもない。普通の諸侯の邸宅ほどであり、名高き武国の薩摩藩にしては無造作で不思議であるといっている。

薩摩の城郭に対する考え方は、義久の言葉が規範となっている。『薩藩旧伝集』には、「ある時、龍伯公御側の衆へ仰せられ候は、城はいらんものなり、尤塀堀などはこれなく候とも、事か（欠かない）がんなり、土程よき塀はこれなく候と御意遊ばされ候」とあるように、天守閣や城楼の堅牢な城を誇示するより、義久は家臣への絶対的な信頼こそが城であるとの信念を端的に述べているのである。

この考えは家久にもみられ、「島津家伝記大概写」（県立図書館蔵）には鹿児島城の構えは前代よりの居城の構えを受け継いだものであるとしている。鹿児島城は旧城の立地であった丘陵地や小高い丘から、交通の要衝の地に移り、防禦的機能より藩庁並びに居館機能を

重視した結果であった。中世守護町である上町の南端にあたる上之山城麓に鹿児島城を設定し、新たに壮大な城下町建設構想が展開された。新城の前面には武家屋敷群を設け、その外側に町屋敷が設定された。町屋敷には海岸が迫っていたが、埋め立て事業を展開し、築地造成により町域の拡大を図ったのである。

さらには、岸岐（防波堤）を設置し、岸岐の内側を船溜まりや船繋ぎ場として活用した。岸岐と城下町域とは橋を架けるなど、城下町に加え港町的な機能をもつ鹿児島が誕生したといえる。

城下町鹿児島島の誕生とともに、地方には外城制度による武家勢力の温存が図られ、幕末維新の薩摩藩の軍事力維持体制が確立した。

4 瓜生野城再燃

初代藩主家久は、父義弘の提案する鹿児島城再構築計画を断り、独自の視点で近世社会の礎ともいえる、港湾機能を付設した城下町建設に着手したことは、前述の通りである。

ところが、慶長二〇年（一六一五）閏六月一三日付安藤対馬守外二名の連署書状、いわゆる元和の一国一城令によって、薩摩藩独自の体制である外城制度の存亡の危機を迎えたが、外城制度は武士勢力の在村維持形態として完全に定着していたこともあり、同令によって藩組織に大きな変容はみられず、むしろ行政組織及び行政役所が城から麓の仮屋に移ったことにより、これまで以上に外城の防衛機能から外城制度の行政機能が強化され、藩と外城の支配組織構造の浸透が図られる結果となった。

しかし、城下町鹿児島島の発展の推進とは別に、家久の城下町認識が鹿児島島の地でいいかどうか、一国一城令を契機に新たな問題として再燃していた。

元和元年（一六一五）二月二十九日付島津家久宛本多佐渡守書状（『旧記雑録後編四』一三一九）は、薩摩藩藩主家久が居城鹿児島城について幕閣本多正信に相談したことに對する回答である。家久の相談内容から、一国一城令が規定する一城は、現在の居城に限定したのではなく、領内に居城を一つとする規定であることを確認し、同令を契機に、家久は鹿児島城を堅持すべきか、建昌城（瓜生野城の別称）へ移転すべきか熟慮中であることが窺える。

この文書は、内容及び決定する過程が読みとれる貴重な史料なので、本文の読み下しを次に収載する（ルビ引用者）。

御居城の儀に付て、御使札に預かり候趣、御一書御口上の通り委しく承り届け候、何も此方にて申し上げる儀にては、御座な候間、駿府へ御意を得させられ、御詫次第になされ御尤に候右の通り三原諸右衛門尉殿へ申し談じ候、委曲御使者言上なきべく候条、その意を得させらるべく候、恐々謹言

（藩主家久から）居城の移転について使札による相談を受け、その考えは充分に承った。しかし、自分（本多）が意見を申し上げるような事柄ではないので、駿府（家康）に伺って、その指示に従うよう、また、詳細については藩重臣三原重種へ伝えてある、という内容で、居城移転は重要案件だけに、大御所家康の指示を提案しているのである。

この件について駿府から指示した史料はないが、三原に伝えた内

容を窺える史料として、伊勢貞昌宛三原諸右衛門重種書状（『旧記雑録後編四』一三二〇）がある。「御座所建昌へ御移替可被成之由、佐州迄被仰上候」とあり、藩主家久が本多佐渡守（「佐州」）に相談した内容は、鹿児島城からの移転先を「建昌」と考えていることである。慶長五年（一六〇〇）の段階で鹿児島城か瓜生野城かを迷った古城跡であることは既述の通りである。本多佐渡守正信は鹿児島城を勧めながらも、次男の上野介正純を介して、駿府（家康）様が判断を下されると伝えている。この書状は二月二十九日付の年代なしのため、旧記雑録の編者伊地知季安（もしくは季通）が「慶十九年比」と朱書しているが、一国一城令の発布は慶長二〇年閏六月であるから、元和元（慶長二〇年七月一三日に元和改元）年のことであろう。こうしたやり取りを経て、一国一城令を契機とした、藩主家久の歴年の懸案事項の城下町形成と領国支配の中心地構想は、この後取り沙汰されていないことから、以後は、城下鹿児島の展開に邁進したものであろう。

5 城下町の整備

中世の上山城をいたたく城山の東麓に屋形造りの鹿児島城造営が慶長七年（一六〇二）から開始された。城山を後背とした城は、前面に武家屋敷、その外縁に町屋敷が海側に配されている。『鹿児島城下絵図』（鹿児島市立美術館所蔵、以下絵図と略記）によれば、本丸と二之丸境界の堀から名山堀へ流れる溝に沿って「自是北上云南下云」とあり、城の東北側海岸寄りを上町、同南側海岸寄りを下

町、甲突川右岸を西田町と区割りしている。「町三分、武家七分」といわれ、武家屋敷に比べ町屋敷は狭い。町屋敷は、甲突川の川筋直し・浚渫による海岸の埋立て、頻繁な火災への防火対策等により海域に限定されながらも次第に拡張されていった。

絵図では武家屋敷と町屋敷の境界は明確に区分されている。上町には「町口」、北側に「是より武士小路也」、下町には「松原通、是より西武士小路也」として松並木が境界を形成し、西田町には町門が描かれている。上町・下町の町門は「安永四年当春、御城下諸々目付相建、上下町町門出来」（『三州御治世要覽 年代記』）、西田橋門は「列朝制度」（『藩法集 鹿児島藩』以下『藩法集』と略記）に安永四年三月とあるが、西田町門の設置年代は確認できない。このように町の入口には町門が設置されている。その背景には安永二年に繁栄方が設けられ、芝居や茶屋が許可され（年代記）、同四年には、上築地に定芝居が、西田・南林寺大門口でも芝居が演ぜられ（年代記）、町に活気がみられるようになった。この城下町振興策は藩主重豪の意向により実施されたものである。

上町・下町・西田町城下三町の由来について、上町は中世守護町として発達し（『倭文麻環』）、内城（鹿児島城築城後は本御内と称）時代には城を中心に稲荷川を利用して当時の上町・下町が形成されていた（『上井覚兼日記』『大日本古記録』）。江戸期にいう上町は、内城時代の上町と下町を合わせた呼称となる。鹿児島城造営後は、この城を中心として上町に対峙する位置に下町が造成、展開された。下町発展の契機は、鹿児島城築城の家久の手腕によるところが大きい。甲突川の旧川筋は柿本寺前から迂回（『薩陽落穂集下』『新薩藩

叢書』四)、新上橋より東側の平之町、千石馬場、加治屋町を蛇行し、俊寛堀辺より下町の海に注いでいた(『薩藩天保度以後財政改革顛末書』)。このあたりは白砂青松の絶景地にて、奥の松原という名所であった。山之口町や地藏堂(地藏角)の地勢は少し高く、現在の松原町、南林寺町辺は海中で、西千石町旧伊勢屋敷は葭草の渚であったという(『薩藩天保度以後財政改革顛末書』)。この川筋直しの結果が広大な地所の造成を可能にし、下町発展に結びついた。家久による甲突川筋直しは、城下町建設構想の概要を提示したことの意義があった。北に稲荷川、南に甲突川この両河川は鹿児島城防禦の大きな堀割りとして、また河川交通の役割をも担うことになった。城山を背後、両側に河川、前面に錦江湾を有する鹿児島は城下町としての威容を備えながら、河川・海運交通の条件を具備した港町として発展する素地が、近世初頭に家久によってつくられたといえる。

西田町は、寛政四年(一七九二)の鹿児島を訪れた高山彦九郎の日記によると、天和年間(一六八一〜八三)に野町から城下の町になったと聞いたとある。西田町は参勤街道筋であり、甲突川に架かる西田橋を境界に鹿児島城域につながる重要な地域であった。

二代目藩主光久は、正保二年(一六四五)五月二三日付で幕許を得た城下海浜の崩壊した石堤の修復(『島津国史』巻二六)によって、新たな繫船場を造った。また、浚渫をも認められ、それにより堀は船の往来を充分可能にした。これを嚆矢とし、漸次防波堤建設と浚渫土による埋立てにより近世鹿児島港が形成されていった。

第二節 藩政の成立

島津氏を知行主とする地域の藩の名称には島津藩・鹿児島藩・薩藩・薩摩藩・薩藩などがある。島津藩は藩主の名字、鹿児島藩や薩藩は藩主居城の地域名、薩摩藩は支配領域薩摩・大隅・日向諸県郡の代表的な一国である薩摩国の名をとって呼ばれている。「ただ、幕府時代には、多く薩摩藩の称を見るが、版籍奉還後は専ら鹿児島藩と称した」と、『鹿児島県史』は藩の名称の意味と時代性を示している。

1 藩士の職掌と家格

藩領域は、薩摩国・大隅国・日向諸県郡に琉球一五島となつている。琉球の内訳は、現在の奄美群島である小琉球は藩直轄地となり、近世薩摩藩では道之島と呼ばれた。大琉球は琉球本島・周辺及び先島地方を含め琉球と呼ばれるようになった。薩摩藩の琉球支配の意図は中国を宗主国とする東アジア朝貢体制の貿易利益獲得にあったことから、琉球を藩直轄地とはせず、朝貢国・侯国形態を温存しながら支配するという難しい領国支配形態を余儀なくされた。琉球は、形式的には中国・薩摩藩の両属支配下にあったといえる。

幕藩体制では、徳川家を将軍家として、御三家・御三卿の一門家、親藩・譜代・外様の各大名に分かれていた。薩摩藩は関ヶ原に敵対した家柄として外様大名であった。

薩摩藩内でもまた、その身分・家格制度が確立していった。士・

農・工・商はよく知られる身分制度である。士の階層と家格制度を上から記すと、藩主家・一門家・一所持・一所持格・寄合・寄合並（以上「大身分」〔上士〕）・無格・小番・新番・御小姓組（以上「平士・諸士」）・与力、そして士に準ずる足軽があつた。

◇一門家：島津家支族のなかでも重要な家格。加治木家・垂水家・越前家・今和泉家の四家で、徳川家だとすれば「御三家」に類する家柄である。

◇一所持と一所持格：古くは一所を所有する私領主を一所衆と呼んでいたが、正徳二年（一七二二）に一所持・一所持格と改め、一所持三〇家・一所持格一三家と定められた。島津家支族や他家の区別はないが、一所（私領）持でないものも含まれている。

※四家：この「四家」とは、島津家支族でも重臣の一所持である日置家・花岡家・宮之城家・都城家を指す。一門四家に、この四家を加え、一門八家と呼ぶこともある。

※比志島氏・川田氏ともに一所持家であり、川田家は比志島庶流。◇寄合と寄合並：組頭・番頭に任ぜられる家柄。家老直触れ、直触れに準ずる家格の意味で、直触れを寄合、直触れ格を寄合格と呼んだ。

◇無格：無格は亀山家と山田家の二家。亀山家は勝久の孫忠辰を祖とし、勝久が貴久に家督を譲つたため忠辰は亀山と改姓し、家臣となつた。山田家は久時の庶長子であつたため相続ができなかつた（『薩藩史談集』）。

◇郷士（外城衆中）：諸郷居住士で、もと外城衆中のことをいった。安永九（一七八〇）年七月に郷士と改め、外城郷士ともいったが、

天明三（一七八三）年八月外城の字を除く事とした。同六年二月郷士は大番格と定め、身分は依然郷士であつた（『鹿児島県史』二）。大番格は、小姓組・小十人・郷士迄となつている（『藩法集』上、一八七七）。

郷士の呼称の変化は、城下士の呼称の変化及び士の意味の変容を受けているように思われる。その城下士の呼称は次のように変わっている。

当初、城下鹿児島に居住する士を御当地士・鹿児島士と呼んでいたが、寛保二（一七四二）年七月から、城下士と呼び、書付にも認めるように指示が出された（同一八七七）。さらに、天明四（一七八四）年六月には、大番と唱えることとした（同一八七八）。同年九月には、城下士の書付には、小番・新番・大番を明記するように指示している（同一八七九）。

2 藩の行政組織

藩の行政組織には、どのような役職が設けられていたかをみることにする。

まず、城代・家老・側詰・若年寄・大目付が藩首脳であり、城代・家老・若年寄が三役と呼ばれていた（『藩法集』下、三八四二）。老中を家老と改称したのは、宝永元年（一七〇四）二代藩主吉貴の家督相続後とされている（同前）。

役職の格式は、誰から命令を受けるかによって区分される。

①藩主申渡は、城代・家老・若年寄の三役。藩主御前で藩主直渡し。

②家老直申渡（直触）じきふれは、大目付以下納戸役人まで。家老座にて。

③用人申渡は、普請奉行以下の諸役人。式舞台にて御用人から。以上のように、役職の格も明確な区分がなされている。

次に主な役職と職掌を記す。

〔家老〕

執政の総括。側方、勝手方、兵具所、厩方、書院方が置かれた。

安永八年（一七七九）四月以降に細分再編され、奥掛、異国方掛、

宗門改掛、勝手方掛、福昌寺掛、南泉院掛、浄光明寺掛、公儀流人

方、一門家掛・記録方掛。主要部署は奥掛、表掛、勝手方掛（財政）、

他は兼務管掌。

〔側詰〕

家老職に次ぐ職位であったが、一時期設置されたのみ。勝手方家老に転じ、職が廃止された。

〔若年寄〕

古くは相談役・談合役・詰役・旅家老の職。側廻、儀式を総括管掌。誓詞掛・馬掛・目見方・諸礼事掛・諸役人月次出仕・六組諸士祝儀・連歌作代首尾・番帳掛・尾畔掛・鷹掛・庭掛・鳥掛・菓園掛がある。

〔大目付〕

古くは口事聞衆（口事聞役）、後に横目頭から大目付。職掌は裁判訴訟・宗門改。

〔寺社奉行〕

寺社方支配。神社・仏閣の修補建立、寺院知行方、祈念方、出家修学のため上方・江戸への手形証文を管掌。

〔勘定奉行〕

金・銀・米穀、その他諸色役人取払帳勘定方、知行方目録、鹿兒島中土屋敷支配。

〔側詰小姓頭〕〔小姓組番頭〕〔当番頭〕〔奏者番〕〔側用人〕〔用人座〕に続いて

〔町奉行〕

城下三町（上町・下町・西田町）支配で町地頭にあたる。他領往来・商売出入改支配・町屋敷出入支配・町方口事内聞及び披露。

〔側役〕〔目付〕〔江戸留守居〕〔京都留守居〕〔大坂留守居〕〔納戸奉行〕〔物頭〕〔近習役〕〔守殿添用達〕〔船奉行〕〔使番〕〔小納戸頭取〕〔小納戸役〕〔広敷用人〕〔教授〕〔右筆頭〕〔小十人頭〕〔普請奉行〕〔記録奉行〕〔長崎附人〕〔高奉行〕〔物奉行〕〔道奉行〕〔馬預〕

〔小姓頭取〕〔側目付〕〔小納戸〕〔小納戸並〕〔供目付〕〔目付〕〔裁許掛〕〔軍師〕〔右筆〕〔広敷番之頭〕〔山奉行〕〔郡奉行〕〔金山奉行〕

〔細工奉行〕〔鳥見頭〕〔鳥見頭格〕〔鷹匠頭〕〔同朋頭〕〔茶道頭〕〔記録方添役〕〔作事奉行見習〕〔馬預〕〔唐船改〕〔寺社方取次〕〔祈念奉行〕〔勘定方小頭〕〔菓園奉行〕〔庭奉行〕〔磯奉行〕〔尾畔奉行〕

〔鳥預頭取〕〔膳所頭〕〔奥医師〕〔教寄屋頭〕〔表方代官〕〔帖佐組代官〕〔台所頭〕〔春屋役〕〔小納戸見習〕〔奥小姓〕〔近習番〕〔表小姓〕

〔裁許掛見習〕〔山奉行見習〕〔奥同朋〕〔表同朋〕〔記録方見習〕〔右筆見習〕〔助教〕〔助教格〕〔学校目付〕〔訓導師〕〔都講〕〔神農堂預〕

〔小姓〕〔小坊主〕〔奥茶道〕〔表茶道〕〔広敷医師〕〔表医師〕〔広敷横目〕〔徒目付〕〔外城目付〕〔座目付〕〔表目付〕〔蔵方目付〕〔下目付〕〔場締目付〕〔獄屋預〕〔召馬乗〕〔馬乗見習〕〔琉球館聞役〕〔取

次番」「留守居付役」「吟味役」「用達」「広敷番」「兵道」「表方役人」「書役」とあるように、藩庁には広範な職と細分化された職があり、職名から幾らか職掌が見て取れる（『鹿児島県史』一）。

一方、藩庁の出先機関・組織について、直轄地を管掌する地頭（甌島・長島は地頭派遣の移地頭、他は掛持地頭で藩庁役職兼務、地頭代、抑、都城中抑、屋久島奉行、道之島各代官、琉球在番奉行などの役職があり、外に諸郷・諸島には郷士あるいは島民などより任ずる所役、島役などがある。外城郡山を管轄する地頭の職掌については、次項で扱う。

【参考・引用文献】

- 『旧記雑録後編三』：『鹿児島県史料』、鹿児島県歴史資料センター黎明館、昭和五八年
- 「（上井）経兼日記」：『鹿児島市史Ⅲ』、鹿児島市、昭和四六年
- 『薩藩旧伝集』：『新薩藩叢書』一、歴史図書社、昭和四六年
- 『三国名勝図会』：五代秀堯・橋口兼柄編、青潮社、昭和五八年
- 『薩摩見聞記』：本富安四郎、東洋堂支店、昭和三二年
- 「島津家伝記大概」：鹿児島県立図書館蔵、玉里文庫蔵
- 『旧記雑録後編四』：『鹿児島県史料 旧記雑録後編四』、鹿児島県歴史資料センター黎明館、昭和五九年
- 『三州御治世要覧 年代記』：鹿児島県史料集25（鹿児島県立図書館刊行）
- 『藩法集8 鹿児島藩』上下：藩法研究会編、創元社、昭和四四年
- 『倭文麻環』：白尾国柱、合同出版、昭和四九年

『上井覚兼日記』上中下：『大日本古記録 上井覚兼日記』、東京大学史料編纂所編、岩波書店、昭和三二年

『薩陽落穂集下』：『新薩藩叢書四』、歴史図書社、昭和四六年

「薩藩天保度以後財政改革顛末書」：海老原雍雅齋、（『薩摩藩天保改革関係史料一』鹿児島史料集39所収）

『島津国史』：山本正誼編、鹿児島地方史学会（新刊）、昭和四七年

『鹿児島県史』：鹿児島県、昭和四二年（一～五巻、別巻・年表）

第二章 外城郡山

第一節 外城制度の成立

1 外城とは

幕藩体制下にあつて、薩摩藩が諸制度において諸藩との違いを指摘されることが多いが、具体的には外城制度、門割制度、真宗（一向宗）禁止、琉球支配であり、薩摩藩の支配機構の特質には、歴史背景及び歴史的経緯が見られるのである。

その中では、まず外城制度について、中世以来の島津氏の支配体制から考察する必要がある。

外城とは、藩主の居城を内城と呼ぶのに対しての呼称である。藩主居城以外の諸所にある城のことであり、外衛の城の意味で外城と呼ばれている（『藩法集』上、三三二）。同史料は続けて、「古代は

一所一城之有り、地頭・領主其地ニ召し置かれ、守城仰せ付られ、御治世ニ相成り候ても、いっしょ一所衆は勿論、地頭連も其地ニ罷り在り、一所支配致し候処、寛永年間居地頭御引き取り相成り、御城下へ相詰め、掛持相成り候、一所衆連も同様之振合ニて候」（読み下し・ルビ引用者）とある。一つの地域（一所）には城があり、そこには領主か直轄地の場合は地頭が派遣されていた。ところが、寛永年間（二六二四〜四三）に地域に派遣されていた地頭が城下鹿児島に集中させられ、掛け持ちの地頭制度となったという。

なお、広義の外城は、藩直轄地の地頭所と私領の一所持とを含めるが、狭義には藩直轄地の地頭所のことである。

寛政元年（一七八九）の幕府巡見使による外城の質問に対して、薩摩藩では次のように回答するように指示している（同、三二四）。

御国ニて外城と申候ハ、何様成所ニて候哉と御尋候ハバ、当国之儀ハ、一郷ヅつ相分ケ、士共召置申候、其所を、従前代外城と唱来申候、則今之郷之儀ニて御座候段、御答可申上候、

（薩摩藩で）外城とは、一郷ごとに分けて、武士を配置していたため、以前から外城と呼ばれてきたもので、今の地域単位である郷に当たるといふ内容である。幕府巡見使は、武士勢力が各地域に居住していることを問題視しているのである。以下、その外城制度が戦国期島津氏の勢力範囲に起因することを指摘し、その歴史的背景を見ることにする。

2 外城の成立経緯

幕府の一国一城令による藩主居城以外の廃止という実際的な内容は、薩摩藩の実態と差違を生じていた。

薩摩藩では、城跡と呼ばれるように外衛的な城機能の喪失によって外城が廃棄されたとみなし、行政区画としての外城と外城中心部の武家屋敷群は保持されていた。幕府がこの外城制度残存を問題視した理由は、幕府が発布した一国一城令に違背しているからである。

この一般に一国一城令と呼ばれているのは、慶長二〇（一六一五）年閏六月一三日付安藤対馬守重信外二名連名書状（『旧記雑録後編四』一二八〇）のことである。

急度申入候、仍貴殿御分國中居城をハ被残置、其外之城者悉可有破却之旨 上意ニ候、右之通諸国へ申触候間、可被成其御心得候、恐々謹言、

朱「元和元年」

閏六月十三日

安藤対馬守

重信（花押）

土井大炊助

利勝（花押）

酒井雅楽頭

忠世（花押）

島津陸奥守殿

江戸幕府が発した一国一城令によって、藩主居城以外のすべての城郭は全廃することが命ぜられたのである。幕命を厳守するならば、薩摩藩領内には藩主居城の鹿児島城（鶴丸城）以外の城は存在して

はならないことになる。

寛永一〇年（一六三三）の幕府巡見使が、薩摩藩外城制度に関する質問をしている。該当箇所（『藩法集』上、三二三）を引用すると、大坂御陣之際、武家へ被仰出内、一国二一城之外ハ皆可毀捨由、被仰出候ニ付、諸国其分ニ候、当国ハ何れ之城も其俣ニ被立置、殊ニ城本ニ給人共余多移居候、自然之時ハ、即時ニ可取構様ニ見へ候、如何様之儀ニて右之体ニ候哉と、被成御尋候、

一国一城以外の城の廃棄は幕府厳命であるにもかかわらず、薩摩藩は旧来の城がそのままにしてある。さらに、外城の中心部には武士が多く居住している。有事の際に臨戦体制がとられるように思われるが、いかがかとの質問がなされた。

これに対し、薩摩藩では次のように外城の残存を説明している。
給人共城本ニ居候事ハ、先年、義久九州を領候時、過分の人数にて候、太閤様御下向の刻、六ヶ国被召上候ニ付、其人数ニヶ国半の内に引入候、一所ニハ居所なき故、そこそこにて知行少ヅツとらせ、また藏人の作職をもさせ申候ニ付、方々に賦付候、右郷の屋敷ハ、皆知行高の内ニて候ニ付、城本の古屋敷ニ移置候、城を堀崩申さざる儀ハ、城廻り過半田畑ニて候、城堀崩たる土入候ハバ、知行の高過分ニ引入申べく候、それニ就いて堀崩ざると、古キ家老共申候を承候、と申上候へバ、御三人共ニ御納得ニて候、

文中の「御三人」とは、幕府巡見使小出対馬守・堀部織部・能勢小十郎の九州派遣の諸氏である。藩側の返答の重要な点を確認する。まず、外城周辺の武士在任について、島津氏がその勢力を最大に

拡大した時には、おおよそ九州全土を領有した。ところが、豊臣秀吉の太閤宗隣援護・九州征伐により、島津家領有地六ヶ国は召上げられ、薩隅二国と日向諸県郡に限定された。この際、拡大した領地支配のために膨れあがった武家人口を薩隅日二国半の領地に吸収するには、城下鹿兒島だけでは無理があり、旧外城に住居させ、耕作をさせるより手立てがなかったからというのである。

さらに、旧外城を崩さなかった理由として、旧外城の屋敷を居住地域（麓）とし、城の堀や周辺を崩せば、城周辺の田畑は破壊され、かなりの知行高を減少させることになりかねないというのである。なお、城跡は存在しても居城としての機能が失われていることは言外に確認できる。この説明に幕府巡見使は納得したのだが、城跡周辺の一区画が麓という武家集落であることに彼らの懸念が読みとれるのである。

3 薩摩藩領外城数

寛永一六年（一六三九）、薩摩藩の外城数は八七となつている。同年一二月高所調べ、「御分国中惣高并衆中乗馬究張」（『旧記雑録後編六』九九）から拾い挙げれば、

◇薩摩国・三七ヶ所

谷山、指宿、山川、穎娃、知覧、川辺、坊津、泊、久志、秋目、加世田、阿多、田布施、伊作、伊集院、郡山、市来、串木野、山田、百次、隈之城、中郷、高江、水引、川内高城、甌島、阿久根、高尾野、出水、大口、山野、羽月、鶴田、大村、山崎、清敷、

鹿兒島吉田

◇大隅国・三二ヶ所

蒲生、帖佐、髭山田、曾木、本城、馬越、湯之尾、吉松、栗野、横川、踊、溝辺、日当山、曾於郡、清水、国府、敷根、福山、財部、末吉、恒吉、百引、串良、高山、始良、大始良、佐多、田代、大根占、小根占、牛根、向之島

◇日向国諸県・一八ヶ所

眞喜田、馬関田、加久藤、飯野、須木、小林、高原、野尻、綾、倉岡、穆佐、高岡、庄内高城、山之口、勝岡、松山、志布志、大崎

寛永一六年の外城数は八七ヶ所、その後の統廃合は、元文四年（一七三九）に重富、延享元年（一七四四）に今和泉を分けた時点より、地頭所・一所を合計した数は一一三ヶ所に一定している（〈表2-1〉『鹿兒島県史』二）。

4 外城から郷へ

薩摩藩旧来の外城制とは、中世的城郭の考えから、本城を支える支城を領内各地に配置し、全領域的防備体制を敷いていた。それぞれの支城もまた、中核の支城とそれを支える砦・枝城体制が作られ、各地その防衛拠点を中心に行政区画が設定されていた。

この防衛的支城としての「外城」も、幕府政治が安定し、平和な時間の経過にあわせ、その呼称を藩政整備の中で変更

表2-1 薩摩藩の外城

郡名	地頭所	一所(私領)
鹿兒島郡	吉田	
日置郡	伊集院 市来 郡山 串木野	永吉 吉利 日置
薩摩郡	百次 隈之城 高江 山田 樋脇 中郷 東郷	平佐 入来
高城郡	水引 高城	
高出郡	阿久根 野田 高尾野 出水 長島	
伊佐郡	大口 山野 羽月 鶴田 山崎 大村	佐志 宮之城 黒木 蘭牟田
山谷郡	谷山	
給黎郡	指宿 山川	喜入 知覧
揖宿郡	指宿 山川	今和泉
穎娃郡	穎娃	
川辺郡	川辺 山田 坊泊 久志秋目 加世田	鹿籠
阿多郡	阿多 田布施 伊作	
甌島郡	甌島	
以上薩摩国		計13所
曾於郡	国分 清水 曾於郡 敷根 福山 財部 末吉 恒吉	市成
始良郡	帖佐 蒲生 山田 溝辺	加治木 重富
桑原郡	日当山 踊 横川 栗野 吉松	
菱刈郡	本城 曾木 湯之尾 馬越	
大隅郡	桜島 牛根 小根占 大根占 田代 佐多	垂水
肝属郡	百引 高隈 鹿屋 串良 高山 始良 大始良 内之浦	新城 花岡
熊毛郡		種子島
以上大隅国		計7所
諸県郡	吉田 馬関田 加久藤 飯野 小林 須木 野尻 綾	都城
高岡郡	倉岡 穆佐 高原 高崎 高城 山之口 勝岡	
松山郡	大崎 志布志	
以上日向国		計19所

(出典 『鹿兒島県史』第二巻)

していった。

以前より外城と唱来候へども、郷と可相唱候、近外城・近名なご扨などと唱来候得共、近郷・近村、又ハ近在と相唱、尤諸書付等二も可相認候、

右之通、被仰付候段申来候、此旨不洩様可通達候、

天明四年辰四月

大進

主計

(『藩法集』上、三二五 ルビ引用者)

右史料によれば、藩が外城を郷と改称したのは、天明四年(一七八四)四月のことで、特にその理由は明記していない。同時に近外城・近名なども近郷近村・近在と呼ぶよう、また、文書などにも改称した名称で筆記するように通達している。

第二節 城下と外城の連絡

1 連絡網

これまでに幕府や藩の達をいくつか紹介したが、それらは城下から諸外城(私領倉)へどのように連絡されたのかを見ることにする。連絡には大宿次と呼ばれる緊急・拠点外城(私領倉)取扱いの場合と領内外城を網羅した宿次に分かれている。

大宿次

大宿次には、次の七つの街道筋が挙げられている(『旧記雑録追録三』一九九五)。

出水筋 阿久根—川内—向田—市来湊—鹿児島

加久藤筋 横川—加治木—鹿児島(隼良町)

志布志筋 末吉—岩川—福山—脇元—鹿児島(隼良町)

綾筋 高原—荒河内—加治木—大窪—鹿児島(隼良町)

大口筋 横川—加治木—鹿児島(有明町)

寺柱筋 通山—脇元—鹿児島

高岡筋 庄内—高城—福山—加治木—鹿児島

出水筋・大口筋はこれまで小倉筋と呼ばれ、高岡筋は東目筋と呼ばれていたのを改称したのが、明和一〇年(一七七三)四月のことである(『藩法集』下、三八六三)。加えて、公儀や領外への書付には、必要に応じて出水筋・大口筋を九州筋、高岡筋を日州筋と書く場合があってもかまわないとしている。後に、天明三年(一七八三)八月付で九州筋を九州路とする通達が出された(『藩法集』下、三八〇〇)。

薩摩藩の参勤交代で九州管内を通過する方法には、街道と海道の利用に分けられる。さらに、街道が九州縦断の場合は西目・東目に大きく分かれ、西目筋が出水筋・大口筋のことであり、東目筋が高岡筋となり、地名ではなく鹿児島から小倉に至る道筋を西側と東側に分けた呼び方となっている。大きくは九州筋(路)が西目筋と東目筋からなり、西目筋が出水筋と大口筋に分かれていることを示している。実質的な街道筋を地名で呼び換えることで、街道筋が統一されたことになった。

家老書付などは大宿次とし、諸郷の郷士及び私領家来持で、急便としたという。正徳三年(一七一三)閏五月の定によれば、通常の

宿次は単に「滞りなく送る事」とあるが、急便は昼夜刻付（受取時刻を付記し、次に廻送）し、宿次を減少させたという（『鹿児島県史』二）。幕末の嘉永二年（一八四八）一二月、藩庁御用部屋から書付が送付された事例をみると、各郷へ回覧し、各郷役人が閲覧日時を記入した押引札印形が黎明館に展示されている。達書に添付した引札印形だけでなく、文書を入れる文箱も良好な状態で、当時の文書及び文書箱を見ることが出来る。

宿次

宿次文書送付経路には六つの街道筋が挙げられている（『旧記雑録追録三』一九九五）。

重富筋 重富 帖佐 加治木 日当山 踊 曾於郡 清水

国分 敷根 福山 市成 百引 恒吉 松山

重富筋一四ヶ所

郡山筋

郡山 入来 樋脇 山口 平佐 中郷 東郷 山崎

蘭牟田 大村 黒木 佐司 宮之城 大口 鶴田

曾木 本城 湯之尾 馬越 羽月 山野 小川内

郡山筋二二ヶ所

谷山筋

谷山^{付金山} 喜入 今和泉 指宿 山川 穎娃 知覧

川辺 山田 鹿籠^{付金山} 坊泊 久志秋目 加世田

阿多 田布施 伊作 永吉 吉利 日置

谷山筋一九ヶ所

吉田筋

吉田 蒲生 山田 溝辺 長野金山 横川 栗野

吉松 馬関田 加久藤 飯野 小林 須木 高原

高崎 野尻 綾 高岡 倉岡 穆佐

薩州吉田筋二一ヶ所（二〇ヶ所の誤か）

桜島筋 桜島 牛根 垂水 新城 花岡 大始良 大根占

小根占 佐多 田代 内之浦 高山 始良 鹿屋

高隈 串良 大崎 志布志

桜島筋一八ヶ所

伊集院筋 伊集院 市来 串木野 百次 隈之城 高江 水引

川内 高城 阿久根 長島 野田 高尾野 出水 甌

島

伊集院筋一三ヶ所（一四ヶ所の誤か）

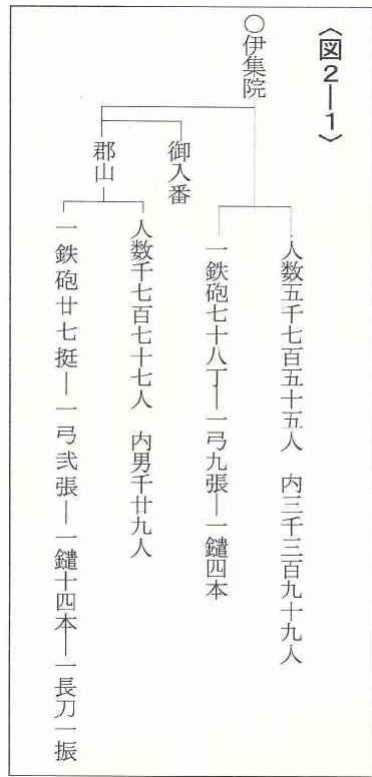
このように、領内に張り巡らされた街道筋と行政連絡筋とは一致するものである。領内の交通路は、このような諸系統より成り立ち、各所には宿場があり、書状・廻文の送達に宿次夫を出し、奉公人に対しては、例規に従って、送人馬を出した。宿次夫・送人馬は百姓の夫役により、飯米は郡方より出したという（『鹿児島県史』二）。



郡山筋の現在の様子

2 寛永期の軍事網

薩摩藩内の人馬が通う道には、大宿次・宿次の公式筋とは別に実戦的な筋もあつたようである。現在の郡山は隣接している伊集院郷の嶽・有屋田村を含んでいるが、各郷の軍役負担を示した寛永一三(一六三六)年正月吉日の日付をもつ軍役帳(〈図2-1〉)『旧記雑録後編五』九〇一)を見ても、拠点外城と連結した外城の合力勢力のあり方がわかるものであり、郡山は伊集院に与力した勢力としてみることができる。このような軍事態勢から行政としての宿次・大宿次へ発展していったものであるが、軍事上の伊集院と郡山の合力体制は維持されていたであろうと思われる。



第三節 郡山外城(郷)

1 旅行者からみた外城(郷)

薩摩藩には旅行者が入りにくいといわれているが、その数少ない紀行文の中から、『紀行篇画帖』(鹿児島県立図書館所蔵)を残した高木善助の記録から外城(郷)の様子を要約すると、

薩摩藩領には、一郷ごとにすべて城山といつて樹木が茂ったところがあり、その麓や近在などには郷士が多く居住し、麓と呼んでいる。その麓町に続いて、町人や百姓が住んでいる。すべての郷はこのようである。町名はなく、郷名で呼んでいる。市来の町、伊集院の町などのようである。郷士屋敷はすべて麓と呼ぶ。(中略)、一郷を支配する麓の郷士に役々があつて、万事を司る郷士年寄役・横目・組頭・郡見廻などがある。

としている。

(注) 高木善助：大坂の両替商。文政から天保にかけて六回来鹿し、通算で八年滞在。領内で見聞した事物を記録『薩陽往返記事』などに残した。

2 郡山地頭系図

郡山地頭・伊集院地頭については、東京大学史料編纂所所蔵の「諸郷地頭系図」(伊地知季安自筆本、『旧記雑録拾遺諸氏系譜一』所収)によって知ることができる。同史料によれば、郡山郷は次のようである(『』書きは朱書きを示している。※は後述)。

日置郡郡山 惣高五千四百二十二石余

狩夫二百一十九人

『地頭職高五拾石』

二代アルカ可紀事

伊勢長門守貞末※

後六郎左衛門

有川内記貞明※

貞末之子

伊勢右京亮貞則※

上総介養子、実有川助兵衛子也、御納戸奉行、寛永九年比

鎌田後藤兵衛政辰

初四郎右衛門、後六郎右衛門

新納二左衛門忠彰

初仲次郎、万治三・九月廿九日より『定』

種子島為兵衛

寛文五年二月二日より『定』

新納二左衛門

寛文七年二月三日より『定』

黒葛原吉左衛門

延宝二年寅二月より『定』

伊勢六郎左衛門

天和三年亥三月より

上村権兵衛

元禄十四巳九月十四日より

島津市之助久白

後助之丞、宝永三戌六月六日より

山沢十太夫

享保七寅七月廿七日より同九年辰九月四日迄

島津市左衛門久馮

久白ノ養子、実肝付兼柄二男、後助之丞、享保十一年午九月朔日より同十四年酉六月七日迄

伊勢兵部貞□

享保十五年戌正月十一日より寛保四年子正月十一日迄

新納十郎左衛門

延享五年辰二月廿七日より寛延二年巳二月廿二日迄

川上式部

後勘解由 寛延二巳六月七日より明和二戌正月十八日迄

島津直衛久中

後主鈴、明和四年亥八月廿四日より天明二寅七月廿日迄

大重五郎左衛門

天明四年辰閏正月十一日より

橋口与三次

寛政三年亥正月十一日より

河野外記

『寛政十二年申正月十三日より文化四卯三月朔日迄』

隈元平太

『文化五辰正月十一日より同年閏六月廿一日迄』

山田助左衛門

『文化六巳正月十一日より』

二階堂左守

『文化十二亥十月八日より文政八酉四月廿九日迄』

野崎良右衛門兼中

『文政八酉十月十四日より』

梅田九左衛門治教

『文政十亥四月十二日より天保二卯十月迄』

島津頼母久武

『天保四年巳正月十一日より同七申十二月廿五日迄』

岩下新太夫祐之

『天保八酉正月十一日より弘化三年正月十一日迄』

海老原宗之丞

『弘化三年正月十三日より同五申正月十一日迄』

『郷原転』久寛

『嘉永二酉五月廿八日より』

なお、この中で若干その人物がわかる地頭※について『本藩人物誌』（『鹿児島県史料集』XIII）から要約追記しておく。

伊勢貞末

長門守。入道如閑。有川治部貞則嫡子。初有川長門守、天正二一年頃迄有

川長門守とある。谷山・百次・郡山・小根占等の地頭。名字を伊勢に改め

る。一説に天正二二年八代高岡の内地頭職。文禄元年一二月七日卒。

有川貞則―伊勢貞末―伊勢貞明

有川貞明

内記。伊勢弥次郎貞朗とも。泗川の戦い（豊臣秀吉の朝鮮出兵）に、金甲

を着し光耀奪目したという。初め孫次郎。寛永年中物奉行。慶長一九年の

大坂陣では、騎馬横目、高五〇二石四斗九升、人数一四人乗馬一疋。郡山・

百次等の地頭。

伊勢右京亮貞則

右京亮。上総養子、実是有川助兵衛貞春の子。子孫に小番太刀伊勢伝右衛門、

郡山地頭、寛永九年頃島原出陣。

有川貞春―貞則

3 伊集院地頭系図

日置郡伊集院

藤原久進 永正十六年、寺脇村楠午札大明神棟札ニ、

比志島某 天文八年棟札、

平田信濃守宗温 天文四年菊月、竹山村熊野棟札ニアリ

菌田筑後守 貴久公御代棟札、直木村熊鷹大明神棟札ニアリ、

川上上野介兼久 文明ノ比地頭、初左京亮ト云

島津治部少輔久定 吉利三代日新公ニ仕フ、久定右門大夫ト云、貴久公改鹿籠賜吉利

本田下野守親富(尚トモ) 仕日新公、古簾の子也 移居、且被補伊集院地頭職天文ノ初比方

伊地知美作守重常 大中公時、領伊集院油須木地頭

本田大和守親歳入道嘉辰 貴久公御申口役、丹波親純弟也、初彈正ト云

島津右衛門大夫孝久 天文二十二年稻荷棟札ニアリ、久定ノコトカ

町田出羽守久倍 天正八年比同十五年迄、永祿七年棟札ニ石谷助太郎・

藤原久倍トアリ

比志島紀伊守 慶長五年子棟札ニ

上井伊勢守覚兼 太閤西征後、去日州宮崎補此地地頭職、天正十七年六

月十二日於伊集院卒

島津下総守常久 慶長十九年比

町田勝兵衛久幸 慶長六年ヨリ後凶書頭、高山地頭に転す

敷根中務少輔立頼 慶長ノ末比トミュ、元和三年ヨリ大口地頭トアリ

三原左衛門佐重庸 寛永九年比、寛永三年寅七月諷訪棟札ニ重饒トアリ、

額娃左馬頭久政

十二年ニモアリ
慶安ノ比御家老職ニテ、二年己丑三月十三日死去、正
保元年迄ハ高岡地頭トアリ、夫ヨリ伊集院地頭ニ補セ

ラレシトミヘタリ

島津弾正少輔久慶

島津市正忠広入道萬山 家久公御四男、初忠弘 大隅 主計

島津凶書久通 承応四年正月八日定、寛文五年棟札ニミュ

島津豊前守久邦 大目付役、寛文九年五月二十八日ヨリ定地頭、初久武
二十一日トモ

島津中務久輝 次郎三郎 後豊後守 久達

島津甲斐久武 初又七郎、延宝五年八月十五日ヨリ定

島津大学久守 延宝八年申八月十二日 天和三棟札ニアリ

喜入右衛門久亮 貞享三年寅七月十二日、或云冬ニ作ルヨリ同三年迄

島津図書久供 貞享五年辰十月十五日、或云春ニ作ルヨリ元禄十二年春迄、後

川上式部久重 又兵衛安房、御家老役也

島津勘解由久當 元禄十二年卯五月九日ヨリ同十四年迄

島津内膳久兵 元禄十四年巳九月十四日ヨリ

寛永(宝永の誤か) 三戌六月六日、或正月ヨリ

寛永(宝永の誤か) 七年寅ヨリ

4 地頭飯屋と麓

外城(郷)には麓という武家屋敷の地域があり、政庁である地頭
飯屋が置かれ、飯屋を中心に武家屋敷が配置されている。

『三国名勝図会』(第一巻)に、「地頭館と称す、他州にては郡代・

代官の住所を陣所というに同じ、その地頭館の所在を、俗に麓と呼ぶ、字書に、山下を麓という、はその古へ城のありし山の下にあればなり、建久八年、薩摩国図帳には、府本とも記せり、近世外城の名を改められて、その郷と号せり、古昔に所謂郡郷の郷とは異なり、混和して見るべからず」として、薩摩藩の郷は中世末の南九州に発生した豪族居住地に対する呼称（『鹿児島県史』一）であり、郡郷制の郷とは性格を異にしているから混同しないようにと注意している。

麓（府本、府下とも書く）の地形的特徴として、麓の中央には馬場と称する道幅の広い、

武士の馬術訓練場が設けられている。郡山郷にも「馬場市」などに今も名を残す道路が、町の中心街を形作っている。道（馬場）を挟んで山手が「上馬場」、反対側に「下馬場」がある。麓の外側には町、在、浦浜が連り、町人・百姓・浦浜人の区分された居住地によって一郷が成立していた。なお、郡山郷には町・浦浜はない。



郡山郷地頭仮屋跡（郡山麓）

地頭仮屋とその場所については、『郡山町の文化財』から要約すると

郡山の地頭仮屋は、中世山城の郡山城麓に置かれ、現在でもそこは町の中心地にあたる。

明治になると、行政庁舎としての役割を終え、その場所ではまづ私塾型の学舎にはじまり、明治五年（一八七二）外城第七四郷校となり、同一一年には旧郡山小学校が設立された。昭和四七年（一九七二）四月、郡山小が移転したので、同年七月から、郡山町役場がその地に移転した。昭和六一年役場新庁舎が麓を離れると、往時の石垣を遺し、町営の駐車場になり、馬場市などの会場としても使われた。

その県道に面した石垣は、鹿児島島の鶴丸城の石垣と積み方が同じであると言われている。

このように、現在に至るまで、その姿を変えながらも地域の中核としての機能をこの場所は果たしてきたのである。

5 郡山衆中と伊集院衆中

江戸時代の郡山郷と伊集院郷は、日置郡七ヶ郷にあった（『藩法集』下、四四六二）。日置郡七ヶ郷は、日置、吉利、永吉、伊集院、郡山、市来、串木野となっている。

郡山郷は、郡山村・厚地村・東俣村・西俣村・川田村・袖須木村の六ヶ村。伊集院郷は、上神殿村・徳重村・土橋村・入佐村・郡村・麦生田村・苗代川村・大田村・福山村・中川村・嶽村・石谷村・有

屋田村・直木村・寺脇村・戀之原村・宮田村・上谷口村・野田村・飯牟礼村・桑畑村・神之川村・清藤村・竹之山村・春山村・古城村・猪鹿倉村・下谷口村・下神殿村の二九村からなり、旧伊集院郷で郡山町に所属するのは、北東部の嶽村と有屋田村の二ヶ村である。郡山町はその二ヶ村と郡山郷の六ヶ村の計八ヶ村で構成されている。この「日置」の地名については、次の史料がある。

日置

右、へきと唱来候へ共、向後右之通唱候様、被仰付候、何ぞニ付、公辺え申出候節へ、近年日置と唱候段、可申出候、

明和十巳十二月十二日

左中

取次小林十太兵衛

現在の日置は、天明一〇（一七七三）年二月二日付達によって、「へき」から「ひおき」に改称されたというのである（『藩法集』下、四四六三）。

郡山衆中与伊集院衆中を経済的な側面からみる「寛永一六・一七・一八高所」の両地域の記録を抜粋し、作表すれば（表2-2）のようになった（『旧記雑録後編六』九九）。

両衆中の単純な比較では、郡山外城に対し伊集院外城は石高は四・六倍、衆中数は二・三倍、村落数も五・八倍である。薩摩藩領内を郷の大きき別に分けた天明七年四月の記録（『藩法集』下、四三三七）によれば、伊集院郷は大郷、郡山郷は小郷に分類されており、この表内の数字もそれを裏付けている。

この城下鹿兒島に隣接する二つの外城（郷）には、また特別な事情があった。その一つが鉄砲稽古場の制約問題である。

正徳三年（一七一三）八

月に、鉄砲撃ち禁止地域が城下より五里以内とされてきたが、今後は二里半は厳禁とした（『藩法集』上、六三四）。続いて、享保七年（一七一六）には近隣の伊集院・谷山・薩州吉田・郡山外城は五里以内ではあるが、鉄砲稽古場の願出を受ける旨の達が出され（『藩法集』上、五八八）、安永二年（一七七三）には三里四方を禁止地域としている（『藩法集』上、六三三）。郡山も伊集院も城下近隣として、その地域性が認識されていたのである。

第四節 郡山外城（郷）行政組織

1 地頭入部

薩摩藩領内の地頭は、寛永年間（一六二四〜四三三）に城下鹿兒島

表2-2 郡山郷・伊集院郷の衆中高

	郡山衆中	伊集院衆中
高	365石5斗1升	1662石3升7合9勺7才
寺社	内2石	内701石7斗6升
衆中	61人 内31人知行取 27人一ヶ所取 <small>内1人100石以上 2人30石以上</small>	141人 内107人知行取 23人一ヶ所取 <small>内8人30石以上</small>
寺家	2人	11人

（『鹿兒島県史料 旧記雑録後編六』99）

への集住が命ぜられ、これまでの任地在住の居地頭から城下勤務の掛持地頭の制度に変わった（『藩法集』下、四三三二）。

先述のように、郷には格があり、郡山郷は小の郷、伊集院郷は大の郷とされる。地頭就任後初の入部にも、格に応じた儀礼が規定されている（同、四三三七）。領内九一郷は、大郷一七ヶ所、中郷四ヶ所、小郷三〇ヶ所に区分されている。

地頭職などの規定

①入部の時期と儀式

地頭職に就任した場合は、その任地赴任について、三・四年の内に初入部をすること。但、勤務によっては四・五年までの延長もやむをえないとする達が天明七年（一七八七）四月に発せられている（同、四三三七）。

初入部する地頭随行者については、地頭就任時の役職に応じた違いがあり、

大目付以上：新番以上を二人、御小姓組二・三人、書役一人

側役以上：新番以上を一人、御小姓組一・二人、書役一人

と規定がある。

また、地頭の役職に応じた格の郷に任ぜられるよう規定され、大目付以上は格別として大郷に、大番頭以下側役以上は中郷に、その外は役柄に応じて任命することとされている。

初入部の儀式も規定されている（同前）。初入部に際して、郷の所役である郷士年寄を始めとする役人の献上物は、役柄に応じることになっていた。逆に地頭から所役らへの土産もまた、職階に応じ

た規定があった。大目付以上は郷士年寄・組頭などへ麻袴を、その外の者へは軽い品を与え、寺院参詣などの際にも、これらに準じた贈り物をする。大番頭以下の役々も、贈り物はこれに準ずるとされ、その外は役柄・家柄によって応ずべきことが、天明七年（一七八七）四月に命ぜられている。

②地頭よりの式（同、四三三七）

一 地頭は郷中へ、まず条書を以て連絡すること。

二 地頭仮屋での郷士との対面は、先例通りのこと。

三 地頭は地頭代・郷士年寄・組頭へ、二汁三菜の料理及び吸物・

銚子・菓子・薄茶を馳走のこと。

四 郷役々へも同様のこと。

五 郷士へは吸物・取肴・銚子を馳走のこと。

六 町・浜・在方役目之者へは取肴・銚子を馳走のこと。

*条書ではあるが、見やすくするために、通し番号と「……」に統一した。以下同様。

このように、地頭就任後の初入部では、郷士との対面、そして各所の重役・所役人、郷士、町・浜・在方役目の者への対面を兼ねた馳走振る舞いとなっている。

③地頭初入部の手当

一 地頭の赴任途中の宿泊所まで、郷士年寄一人・郷士一人が迎えに出ること。

二 到着の時には、地頭仮屋門脇に盛砂をし、門内に砂を敷くこと。

三 到着当日、祝儀のために郷士年寄・組頭、その外の役々、一役相中より郷の物二種類を出すこと。

四 郷中巡見ならびに武芸・城見分などのこと。

この時の案内は横目二人、先供郷士ならびに郷士年寄一人・組頭一人を遣わすこと、先例の通り。

五 地頭逗留中は郷士年寄・与頭より、地頭飯屋において二汁五菜の料理并吸物・銚子・菓子・煎茶を出すこと。

但、地頭付役へも同じように、また、供廻へも軽い料理を出すこと。

六 地頭が鹿児島へ出発の朝、郷中より料理など前条同様に差し出すこと。

七 鹿児島城下へ帰路の時、郷士年寄一人は所有物持参し、祝儀のために差し越すこと。

以上のように、新任地頭の初入部から帰着までが、規定されている。具体的には、大郷・中郷・小郷によって違うため、詳細をみることにする。

郡山II小郷入部の次第

郡山郷は小郷規定である。そのため、郡山郷地頭に就任した者は、小郷初入部次第によつてもてなされる。規定を見ることにする。

一 地頭が郷に赴任するのを迎える時は、郷士年寄・組頭などは郷境辺まで出迎えること。先供の郷士、その外郷士の嫡子や末子迄も出迎えること。先例の通り。

但、着服は麻袴のこと。

二 地頭飯屋へ到着の時、郷士年寄二人は迎えに出ること。その外の役々は門前で迎えること。

但、着服は同様のこと。

三 盛塩、吸物掛盃、肴、銚子、盃、挟肴、銚子のこと。

四 郷士年寄・組頭へ盃を遣すこと。

五 二汁三菜・菓子・煎茶を出すこと。

六 付役へも同様の料理を出すこと。供廻へも軽い料理を出すこと。

伊集院II大郷初入部の次第

一 地頭が郷に赴任するのを迎える時は、郷士年寄・組頭などは郷境辺まで出迎えること。先供の郷士、その外郷士の嫡子や末子迄も出迎えること。先例の通り。

但、着服は麻袴のこと。

二 地頭飯屋へ到着の時、地頭代がいる郷は、先規の通り迎えに出ること。尤も、郷士年寄二人は中門まで迎えに出ること。その外の役々は門の外で迎えること。

但、着服は同様のこと。

三 料理二汁五菜、前後之菓子、濃茶・薄茶のこと。

四 郷士年寄一人、地頭鹿児島出立前に差し越すこと。且つ人馬を引き、郡見廻・庄屋・郷士など都合をつけて差し越すこと。

五 到着の時には、地頭飯屋門脇に盛砂をし、門内に砂を敷くこと。

六 到着の当日、地頭へ祝儀として、地頭代は所有物二・三種、郷士年寄・組頭、その外の役々は一役相中より同様に二種づつ祝儀のこと。

七 郷中巡見并武芸・城見分などのこと。

この時の案内は横目二人、先供郷士ならびに郷士年寄一人・組頭

一人を差し越すこと。先例の通り。

八 地頭逗留中は、地頭代の宅において、二汁五菜の料理并吸物・銚子・前後之菓子などを出すこと。

但、付役へも同様に出すこと。供廻へも軽い料理を出すこと。

九 同様に郷士年寄・組頭より、地頭仮屋において、二汁五菜の料理ならびに吸物・銚子・前後の菓子など、到着の通り。

一〇 地頭が鹿児島へ出発の朝、郷中より料理など前条同様に差し出すこと。

一一 鹿児島城下へ帰路の時、郷士年寄一人・郷士一人は所有物を持参し、祝儀のために差し越すこと。

以上が大郷赴任の地頭に関する規定である。詳細な比較はしないが、小郷との違いは歴然である。

2 掛持地頭支配の実態

地頭制度が、居地頭から掛持地頭制度に変更されると、これまでの居地頭の持つ地域に根ざした領主権は剥奪され、地域性をもたない地頭による支配となり、前述のように地頭就任も三・四年以内に現地視察をすればよいという制度になったのである。地頭とは名ばかりで、鹿児島城に勤務する役吏員であり、経済的収入源の職としての認識でしかなかったのである。

このままでは任地に根拠を持たない地頭に対し、現地に住み地頭仮屋で外城（郷）の行政を担当する外城（郷）役人との乖離がみられるので、藩政はその乖離を埋めることに意を注がれた。

たとえば、外城衆中の地頭に対する態度の問題が挙げられる。地

頭仮屋に勤務する外城役人はすべて家来同然であるが、彼らや他の外城の者は、地頭を軽く見ている。時には地頭に対して目に余る対応がみられ、不届きである。今後は、地頭仮屋勤務の外城役人は地頭への従属を心掛けるように、と上司である地頭への対応の改善を命じている（『藩法集』下、四三三三）。この史料から外城の支配の実態が地頭の手を離れていることが指摘でき、掛持地頭と外城との関係が推察される。これは享保一一（一七二六）年七月付、藩から外城への通達である。同月一九日付の通達には、「外城衆中へ役儀申付候儀、または、申渡等これあり候節、地頭より申渡べき事を、それぞれ座々より直に申渡儀とも多々これあり候故、その者地頭方へ礼を申候儀、または、かようなる儀を仰せ渡され候と、地頭へ早速申し出すべきことに候処、その儀なき候に付き、畢竟その者大形まかりなり候」と、地頭と外城役人との連絡不十分の原因は、外城役人・衆中へ役務や通達をする場合、藩庁が地頭を通さず直接に役務や通達をするからであると、藩庁自身が理解している。この解決策を続け、「今より外城衆中へ役儀等申し付け候節并その役に付き申渡等これあり候節、すべて地頭へ申し聞かせ、地頭より申渡候様これあるべく候」と、外城衆中の管理は地頭の責務であり、藩庁から直接には外城衆中へ命令しないよう、本来の藩庁―地頭―外城衆中の支配機構を確認し、励行することを命じたのである（『藩法集』下、四三四五）。

しかし、この命令は十分な効果を上げきらなかったであろうか。元文二（一七三七）年八月二〇日付で、再度同じ内容の通達が出さ

れている（同前、四三三九）。

その前年には、地頭職就任の意義について藩庁から達がなされている。それには、地頭職は重要な職務である。地頭は外城の様子を詳しく把握してはならない。外城のどのような事柄にも配慮対応できるようにしていなければならない。いつ、殿様からの呼び出しや質問があっても答えられるように、地頭は担当外城の事情に精通するように、常に連絡を密にすること、と下命している（同前、四三四一）。

これらの史料から、藩庁―地頭―地頭仮屋役人三者に連携の意識が低いことを示している。かつての藩庁から外城役人への直接命令系統が、地頭自身の外城支配の意識を薄め、外城衆中もまた、地頭が実質的な支配を果たしていない現実から、外城の責任者たる地頭への敬意や従属意識が低かったといえる。しかしながら、前記した通り、類似の通達が度重なる背景には、政治機能を効率化するためには、地頭制度の活用が必要と藩庁側が判断したためと思われる。

【参考・引用文献】

- 『旧記雑録後編六』：『鹿児島県史料』、鹿児島県歴史資料センター黎明館、昭和六一年
- 「紀行篇画帖」：高木善助、鹿児島県立図書館蔵
- 「諸郷地頭系図」：『旧記雑録 諸氏系譜一』『鹿児島県史料』、鹿児島県歴史資料センター黎明館、平成一年
- 『本藩人物誌』：『鹿児島県史料集』XIII、鹿児島県立図書館、昭和四七年

『郡山町の文化財』…郡山町文化財保護審議会編、郡山町教育委員会、平成一年

第三章 郷士制度

第一節 郷士と郷政

1 外城衆中から郷士へ

薩摩藩の外城制度の中で、その時代的な要因によって外城が郷と呼ばれるようになったのは、前述の通りである。それにもない、安永九年（一七八〇）七月二十七日に外城衆中が郷士と改称される（『藩法集』上、一八八七）が、実際には郷士とか外城郷士と書付にも書いていたようである。そこで、天明四年（一七八四）八月には郷士及び外城郷士の呼称を郷士に統一する旨が通達されている（『藩法集』下、三八〇一）。

なお、安永九年の外城衆中を郷士に改名したのは、同七年の役所改名（例えば、納戸役人を御広敷頭・御馬方を御馬預りなど）、同八年の役所係改名（家老においては、御記録係方を御記録係・奥方を奥係など）の一環として翌年実施されたことがわかる（同前、三七九二）。この時に足軽を同心に改名している。

天明四年の外城郷士・郷士を郷士に統一したのも、同三年五月の役所係改名（御記録掛、琉球掛、異国船掛など）の一環であった（同前、三七九八）。

これまでの大番は御小姓組と唱えることになっている。また、郷士肩書きについては何方郷士、たとえば「郡山方郷士」などと書くことが命ぜられている（同前・上、一八八七）。

一方、鹿児島衆中呼称の変更は次のようである。慶長七（一六〇二）年から鹿児島城築城がなされ、寛永年間には地頭・私領主や家臣の城下集住がなされた。その間は城下居住の士も鹿児島衆中と呼ばれていた。鹿児島衆中の語句は、元禄年間（一六八八～一七〇三）の文書まで確認できる。その後、宝永年間・享保年間・元文年間（二七〇四～四〇）には鹿児島士と唱えられ、それからは外城衆中とは格式に差が生じていた。寛保二年（二七四二）に至って鹿児島士から城下士へと改称され、その差別が漸次顕著となったという（同前・上、一八八七）。

別に、外城衆中（郷士）から城下士に引き立てられた場合には、何方郷士何某と出身郷名を明らかに、城下召し出し後の経過及び職を「二代または代々大番、何座付き」のように示すことが天明三年（二七八三）一〇月に命じられている。同様に、家来（個人的従者）や一身者から郷士に抜擢された場合は、何方家来とか誰の組中かを明示し、一代郷士とすることとなっている（同前・下、三八〇六）。
 住環境にも条件がつけられていた。外城衆中（郷士）の屋敷面積規定がある。享保一一年（二七二六）九月七日付通達に、

- 一 外城衆中、高百石以上は、屋敷三百坪、
- 一 右同九十九石より七十五石迄は、屋舗（屋敷）二百四十坪、
- 一 右同七十四石より一ヶ所衆迄は、屋敷百五十坪、

これは以前からの規定であり、重ねて通達したものであるが、屋

敷直しなどによる相違の申し出については、所役人確認の事が付け加えられている（同前・下、三三四三）。

2 武士の多い薩摩藩―郷士の存在―

薩摩藩に武士が多い理由は、第二章第一節の2で前述した通りであるが、その結果、藩政時代当初の城下集住家臣の人数は限定され、その他の多数の士が外城（郷）で土着生活を続けることになった。

表3-1 族籍別人口表（明治4年7月14日）

族籍	薩隅日三州 (人)	%	全国(人) (明治6)	%
平民	568,643	73.62	31,106,514	93.84
士族	203,711	26.38	1,895,278	5.71
寺社			146,494	0.44
総計	772,354		33,148,286	

『鹿児島県教育史』

表3-2 薩摩藩城下士・郷士の人口

	明和9 (1772)	寛政12 (1800)	文政8 (1826)
城下士(人)	8,244	8,404	8,791
郷士(含私領士)(人)	84,457	82,556	83,567
合計(人)	92,701	90,960	92,358
城下士全体比率(%)	8.89	9.23	9.51
郷士等全体比率(%)	91.1	90.76	90.48
城下士の対郷士(%)	10.24	9.82	9.51

（『鹿児島県史』第二巻）

薩摩藩では、近世を通してこの外城（郷）制度を採用し続けたから、諸藩よりも武士人口の比率が格段に高くなった。以下、比較を試みたものを掲げる。

〔表3―1〕明治四年（一八七二）七月における鹿児島県と全国との士族の人口比率が、鹿児島県は約二六・四割に対して全国では約五・七割となっている。鹿児島県は全国に対しての士族の人口比率が約四・六倍となっている。

〔表3―2〕から、薩摩藩における武士人口の比率を城下鹿児島と外城郷士（私領士含む）の比較で見ると、城下士は漸次人口微増にもかかわらず、武士人口に占める対郷士比率は微減し、文政八年（一八一五）には九・五一割と低下している。

〔表3―3〕では、人口から見た村落の大きさがわかる。郡山郷で人口の多い村落から列挙すると、郡山村、厚地村、東俣村、西俣村、川田村、油須木村の順となっている。

〔表3―1〕の鹿児島武士の全国対比率約二六・三八割に対して、郡山村約六三・四

表3―3 村落別士人口比率

郷名	村名	人口数 ^人	士人数 ^人	平民数 ^人	士比率 [%]
伊集院	嶽	543	247	296	45.48
	有屋田	244	59	185	24.18
郡山	郡山	1502	952	550	63.38
	油須木	266	149	117	56.01
	西俣	479	200	279	41.75
	東俣	829	157	672	18.93
	川田	436	88	348	20.18
	厚地	1268	52	1216	4.10

〔鹿児島縣地誌 下〕（明治15年～17年編纂）

割、油須木村約五六割、嶽村約四五・五割、西俣村約四一・五割と、藩内の比較においてもかなり高いといえる。逆に、厚地村は四・一割と極端に低いことが特徴といえる。

このことは、村落における武士人口が圧倒的に多い郡山村が郡山の行政の中心地であること、郷行政を預かる役所である御飯屋があり、役人である郷士が居住する麓が形成されていた証となっている。また、厚地村では村落戸数に占める武士比率が極めて低いが、そこに島津家宗廟花尾神社があり、社家が勢力をもっているという理解が得られる。

3 郷（外城）所役

諸郷には当地の衆中による所役が置かれ、郷内の行政を管掌した。地頭所では、郷士年寄・横目・組頭を三役といい、所役の中心的存在であった。郷士年寄は郷内全般を統括する政務にあたり、横目は検察・訴訟の事務を担当した。組頭は郷内の治安警備を担当し、郷士を数組に分け、その頭役として郷士教導をも勤めた。農政を始めとする所役は種々に細分されて置かれていた。

天明二年（一七八二）七月一〇日付で諸役改の通達が出された（『藩法集』上、五八三）。鹿児島県史は天明三年のこととしているが誤りであろう。その内容は、郷における現地行政の責任者であった噺が郷士年寄に改められ、与頭役は組頭に、横目役は横目となった。所役三役を郷士年寄・横目・組頭というようになったのは、この時からといえる。その外の所諸役についても、山横目は山方係横

目、野留は野廻りのまわり、郡見廻役は郡見廻こおりまゐり、竹木見廻役は竹木見廻のよ
うに、ほとんどの所役名に変更が加えられた（同前）。同様に、庄
屋・浦役も郷士より任命された。ちなみに庄屋は村を、浦役は浦浜
を管掌する役である。

村落（在）についても同様であり、百姓が任命される役名がかな
り変更された。具体的には、功才こうさいを名主、作与頭さくごを耕作主取、水守
を用水係下役、下山見廻を山見廻下役、下櫛見廻を櫛楮見廻下役と
改めている（『藩法集』上、五八三）。

郡山繁義家所蔵史料（同史料の「有馬俊郎氏筆写資料」には「祖
父喜之進氏の筆か」と注記あり）によれば、「旧藩時代郡山郷役員」
として、

- 一 郷士年寄 四人
- 一 組頭 四人
- 一 横目 二人（注記に「三人か不明」）
- 一 地頭横目 二人
- 一 触役 一人
- 一 書役 一人
- 一 郡見廻 二人
- 一 野廻り 一人
- 一 櫛楮掛 二人
- 一 行司 一人
- 一 竹木見廻 一人
- 一 用水掛 一人
- 一 庄屋 六人

- 一 牛馬役 一人
- 一 橋掛 一人
- 一 鹿倉見廻 数不明

在役

名主 村大小三応ジ四人・三人

櫛方下役

用水下役

山方下役

郷役の役名・人数の詳細を記録し、百姓役の在役の名主はその数
や内容を含み、また、百姓は郷士役の下役となっていることがわか
る。史料の典拠が確認されない以上、貴重な史料である。

同史料には、明治三年（一八七〇）常備隊が設けられ、隊長・小
頭・調役助を以て、噯あつかい・組頭・横目・地頭横目は交代、郡見廻五人
となり、櫛楮掛・行司・竹木見廻・牛馬役は廃止された。伊
集院郷の所役については、「大の郷」ゆえに郡山郷よりも多くなる。

このような所役の中で、名称だけではわかりづらいいくつかの職
掌を説明する。

まず、地頭横目であるが、横目とは別に郷内の諸般を直接地頭へ
報告する役目であり、地頭が郷内の事情を把握するのに都合がよかつ
た。監察・監視する役割から人物を最重要視したという。

郡見廻は、農政の監督の他にも文書取次など重要な実務を遂行す
る役目がある。

野廻りは、御鷹野おたかの（藩主の飼う鷹が生息する場所）を管理する役
を担う。

次に行司とは、藩が所有管轄する狩猟地（狩倉・鹿倉）を管理監督する役で、郡山町域には花尾鹿倉と嶽鹿倉が置かれていた。嶽の熊野神社にある棟札には「帖佐善左衛門」（文化一四年三月一〇日）、「中島奎右衛門」（天保一五年正月二日）、「加治木利左衛門」（嘉永六年二月）の名が記されている。『（旧）郷士史・上』によれば、伊集院郷の坂木新兵衛を例に挙げ、この行司役に任命されると、傾いた家運を挽回できらしく、伊集院郷の名家再興に一役買っていたとしている。

また、鹿倉見廻は行司の次にあつて、郡山・伊集院両郷にそれぞれ任命されていた。前記熊野神社の棟札には、「山下八郎左衛門」

「森山伊三次」（文化一四年三月一〇日）、「坂木駒助」 「前田市太郎」（天保一五年正月二日）、「西郷傳右衛門」 「坂木伊八」（嘉永六年二月）と、伊集院郷士の名が二名ずつ挙がつており、「数不明」とする郡山郷でも一〜二名の人員ではないだろうか。

明治五年春頃、地頭所が廃止され、市来郡治所の管轄下となると、地頭仮屋は前述の通り、教育の場としてその場を明け渡している。

4 所役規定

郷内に於いて所役が関わる主な規定、取締事項などについて、いくつか列記してみる。以下、郷・郷士年寄・組頭の用語で統一。

◇郷所役の任期規定と辞任手続き

郷所役で郷士年寄・組頭以外は七・八年の勤務とされ、この規定の年限勤務したら辞任を申し出ることになっている。元文四年（一

七三九）三月の達（『藩法集』上、五八六）による。なお、郷士年寄と組頭の勤務年数には、規定がないのが規定となっている。元文四（一七三九）年三月二日付で「年限の沙汰に及ばざる旨」つまり、期限がないという仰せが出されている（同前・上、六〇〇）。

さらに、役議辞任の手続きは、地頭に申し入れ、地頭より藩庁支配座に届を出し、座吟味の上却下の場合、座より地頭へ申し達し、座での吟味内容を地頭より本人に伝えることにしている。このように後継者がいないなどの特殊な事例には、勤務年限であっても許可しないことがあると、元文四年六月三日付で通達している（同前）。

①外城横目定

外城横目が病氣や勤務に支障が出た場合には、所役で相談の上、寄役を任ずることもあるが、これは藩庁の指図を得ることを命じている。宝暦一〇年（一七六〇）正月一〇日の達による（『藩法集』上、五九四）。

②役分地を役分高と改称

郷士年寄や諸役に与える高について、これまでの役分地を役分高に改め、帳面・書付にもそのように改めることが元文二年（一七三九）六月二四日付勝手方宛に記されている（同前、五九一）。

③火消役規定

諸郷出火の時に、火消方の責任が明確でなく、毎度大火になっていくことから、郷士年寄・組頭へ火消掛を命じている。なお、郷士并在・町・浜・寺門前者なども、前もって消火組合体制を整えるように地頭に命じている。天明六（一七八六）年二月（同前、五八四）。

④藩庁派遣奉公人への進物・馳走禁止

藩庁から奉公人を派遣した際、軽い進物・馳走などの必要がないという通達を守ること。遠路早朝よりの勤めということで、以前は軽い昼飯を出すこととなっていたが、今後は昼飯を提供することを禁止する。違反したら所役人の越度(落度)とする内容が通達された。享保二〇年(一七三五)八月付地頭への申渡覚(同前、六〇二)。

⑤獵師は許可制

山奉行は郷内の狩獵を管轄する。獵師が猪・鹿・狼類を狩獵して、食物にしたり、売買することは認められるが、郷内の獵師の数は、その郷の山奉行が状況を勘案し、獵師を希望する者の申請に応じて獵師札を与える。委細は山奉行の差図を得るようになっていた。貞享七(一六九〇)年正月(同前、六一三)。

⑥虚無僧など制止の事

安永七年正月(同前、六〇六)には、村々へ入り込む虚無僧修行の者が、百姓へ物品をねだり、または、法に触れるようなことをする場合は、郷所役がこれを制止するように、と幕府の命令を伝えている。その前年にも特定の外部者に対し、所役がその進入を防ぐよう命じられている(同前、六〇七)。

第二節 郡山郷土

1 史跡にみる郡山郷土

① 西俣下の和田井堰の水神

神之川にかかる和田井堰には、水神があと一基(明治二六年)あり、井堰修理の記念碑も三基ある。高さは一〇五サシ。

「弘化二年(八四五)

水神

巳二月吉日

鹿元

郡見廻

松山八郎

郷士年寄 木場次左衛門

用水係 木場矢兵衛

庄屋 肥後五右衛門

石切主取

五郎

名主

甚左衛門 助右衛門

浅右衛門

② 賦合垂門井堰の水神

甲突川支流の油須木川にある賦合垂門井堰碑は、現在、土中に深く埋もれ、高さなど計測できない。この井堰による用水路は、油須木川と小山田までの甲突川左岸の三キロメートル近い田圃を潤したという。

「賦合 弘化四年(八四五)

地方検者

(葛で不明)

水神

郷士年寄

木場良左衛門

垂門未正月吉日

郡見廻

川崎直左衛門

用水係

木場矢兵衛

庄屋

白坂喜左衛門

石工主取

宅間仲太郎

名主

市郎

③ 安美也(世)橋碑

この碑文は「郡山政雄氏調査」と題した「有馬俊郎氏筆写資料」(伊集院町立図書館複写本所蔵)による。『(旧)郷土史』では、弘化四年(一八四七)頃と年代比定している。()内は郡山政雄メ

七。

一 郷士年寄

木場良左衛門

山口五兵衛

郡山弥左衛門

白坂直之丞

郡見廻

有屋田喜内（寛政二十一年生、慶応二年歿）

油須木庄屋

川崎直左衛門

主取

竹下武右衛門（明治一六年歿、八五才）

名主

鉄太郎

直右衛門

仲右衛門

④ 油須木井堰（乙ヶ山）の水神

②の垂門井堰から一キロ以上余上流、油須木の県道下の油須木川淵に井堰の水神碑がある。高さ六〇センチ・厚さ二五センチほど。郡山麓までの

水田用水。

一 安政二年

地方検者

馬場清蔵

水 神

齋藤直助

三月吉日

郷士年寄

井尻元右衛門

郡見廻

有屋田喜内

用水掛

臼田庄右衛門

石切主取

権四郎

⑤ 南方の水神

川田川右岸の水田灌漑に利用される井堰の側にあり、水神が三基、記念碑が二基ままとまっている。

一 文久二壬戌年

地方検者

野崎半兵衛

水 神

郷士年寄

木場甚之丞

三月吉日

郡見廻

有馬四郎次

用水係

有馬善右衛門

庄屋

鬼丸九右衛門

石工

宅万藤「」

名主

善四郎

右同

新次郎

右同

善一郎

2 系図・史料にみる郡山郷士

郷士年寄（旧噺）家

郷の行政責任者である噺あつかいの呼称は、前述の通り、天明二年（一七八二）七月一〇日付で郷士年寄に改称されている。

〔表3-4〕に示すのは、系図その他の諸史料から『（旧）郷土史』が引用摘記したものに、若干の修正を加えた郡山郷の郷士年寄一覧である。郡山郷の郷士年寄家（噺家）は、木場家・山口家・竹内家・加世田家・肥後家・竹下家・郡山家・川野家・宅万家・白坂家などが受け持ち、継嗣されてきたのが見て取れる。

このように大概を得ているものの、これらは諸史料の掻き集めであり、年代的にも完全に網羅されたものではない。正確には、今後の史料発見を期したい。

表3-4 郡山郷の郷土年寄

期間	氏名	典拠資料
慶長年間 (1596~1615)	木場源三郎安家	木場氏「系代記」
慶安5年 (1652) 3月頃	山口豊前 竹内左近	潜木(くぐるぎ)神社文書
元禄4 (1691)	山口五郎左衛門 加世田四郎右衛門 竹内源左衛門	潜木神社文書
元禄・宝永頃 (1688~1710)	木場平左衛門	木場氏「系代記」
正徳元 (1711)	竹内某 肥後善助 竹下仲右衛門	潜木神社文書
宝永・享保頃 (1710~20)	木場次左衛門	木場氏系図
享保9 (1724)	郡山弥兵衛 肥後伝兵衛 山口五兵衛	木場氏系図
享保10 (1725)	山口五兵衛 郡山六郎兵衛	
享保・元文頃 (1715~40)	木場五右衛門	木場氏「系代記」
延享2 (1745)	川野貞右衛門 郡山六郎兵衛	木場氏「系代記」
宝暦2 (1752) 3月	川野貞右衛門 山口甚助 宅万四郎兵衛	潜木神社文書
宝暦7 (1757) 3月	宅万四郎兵衛 山口伝五左衛門 白坂仁左衛門	潜木神社文書
天明1 (1781)	肥後善兵衛	厚地村境界石(山神坂)
天明6 (1786)	肥後善兵衛盛方	一ノ宮神社棟札
文化年間 (1804~17) ?	木場平右衛門	木場氏系図
文化15 (1818)	山口伝五右衛門	有馬仁右衛門抱地知行名寄帳
天保以降 (1830~) ?	木場仲右衛門(次左衛門とも)盛敏	木場家系図
弘化2 (1845)	木場次左衛門	和田井堰水神
弘化4 (1847)	木場良左衛門	賦合(つもりあい)井堰碑
弘化4 (1847) 前後?	木場良左衛門 山口五兵衛 白坂直之丞 郡山弥左衛門	安美世(あみせ)橋碑
安政2 (1855)	井尻元右衛門 郡山弥左衛門	油須木井堰水神 西俣志賀元水神
文久2 (1862)	木場甚之丞	南方橋近くの水神
幕末「噺」	肥後善左衛門 木場平左衛門盛幸	典拠不明

第三節 藩政史料に表れた郡山町

郡山郷は鹿児島城下に近く、島津氏と縁の深い花尾・一之宮兩神社の存在によって、藩主や上級家臣の名が藩政史料に散見される。ここでは、郡山の特質が表れた事柄を挙げてみた。

1 島原の乱と郡山衆

島原の乱が勃発したのは、初代藩主（一七代島津家当主）家久の時である。寛永一四（一六三七）年一〇月に、島原のキリシタンが蜂起し、天草の教徒も呼応。同年十一月、幕府は松平信綱を島原・天草一揆鎮圧のため派遣。同一二月、一揆軍は原城に籠城する。薩摩藩から島原の乱に派遣された軍勢は、翌年正月元旦までに「五七三人、内人体二六一九人・雑兵山一二人」となっていた。同月五日に松平信綱は島津家久に五、六千の軍勢派遣を要請してきたので、薩摩藩では直ちに城下並びに諸外城の軍勢を組織し、島津久元・同久賀を大将役に、喜入忠政・北郷久加・入来院重高・新納忠清・山田有栄・三原重庸を談合役に任じ、総勢一万二千余の軍勢となった。二月二七日に原城へ総攻撃がなされ、翌二八日落城した。薩摩藩派遣の軍勢は三月一五日に帰国となっている。

この島原の乱に薩摩藩から派遣された人数のうち、外城衆中について「外城衆二百四十七人を引率して出発せり」とある（「寛永軍徴卷十五」『旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集』一六三の一、以下同史料からの引用であるため、文書番号だけを示す）。このな

かで、郡山衆中・伊集院衆中の参戦の実態と藩及び外城全体の数値を抜粋、比較してみよう。

鑑衆には郡山衆が七人参加（一六三の二）。加久藤口一組には二〇人郡山衆中が含まれている（五三二）。外城衆中一番立の中に郡山衆中は三五人、伊集院衆中は九〇人を見出す。

寛永一五年正月一日より三月二〇日迄の諸外城天草立軍衆に関する人数究帳によれば（六七〇）、

「郡山衆」

一合人数二五三二人、

内訳は、

一五〇〇人は、人体三四人・小者夫一六人にて、

正月一日より二月一日迄日数三〇日分

一八〇人は、人体一〇人・小者夫八人にて、

二月十一日より同廿日迄、日数一〇日分

六〇八人は、人体二四人・小者夫八人にて、

二月二日より三月一日迄、日数一九日分

二二四人は、人体二人・小者夫七人にて、

三月一日より同八日迄日数八日分

二〇人は、人体二人にて、

三月一日より同二〇日迄、日数一〇日分

とあり、郡山郷では、最大で正月一日から三〇日間の外城衆中三人・小者夫一六人である。それぞれに勤務日数を掛け算した数を示している。参戦日数は七七七日。延べ人数が二五三二と多くみえるが、いちどきに出陣した衆中の最大数は、実質的には前記のとおり

計五〇人である。

〔伊集院衆中〕

一合人数二二二六八人内 人体一四八六八人・小者夫八三〇人

内訳は、

六三人は、正月一〇日より同二九日迄、日数二〇日

二三人は、正月一八日より二月七日迄、日数二〇日

一〇人は、二月八日より同二五日迄、日数一八日

二人は、正月二二日より二月一〇日迄、日数一九日

一人は、二月一日より同二〇日迄、日数一〇日

二〇人は、二月一日より同二五日迄、日数一五日

一人は、二月八日より同二七日迄、日数一〇日

伊集院の場合は、衆中と小者夫それぞれの人数が明記されていないが、延べ人数は二二二六八人、参戦日数は九八日とある(六七二)。

また、伊集院地頭伊勢右京亮は家来の手勢一六人の参戦もあり、日数五六日の延べ人数八四〇人となっている(六七二)。

日数五六日 寅正月一四日より同三月一〇日迄

一合人数八四〇人 伊勢右京亮殿

内人数三二〇人は、主従一六人にて

正月一四日より二月三日迄、日数二〇日分

人数三九〇人は、主従一五人にて

二月四日より同二九日迄、日数二六日分

人数一三〇人は、主従一三人にて

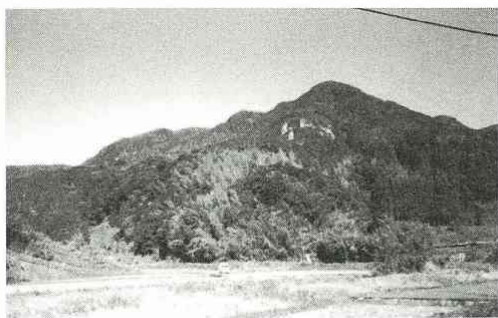
三月一日より同二〇日迄、日数一〇日分

2 嶽村銅山試掘

薩摩藩では、金山を始め各種の鉱山試掘が行われている。山ヶ野金山・谷山錫山は日本を代表する鉱山として有名である。銅に関しては、幕府の長崎貿易での代表的な輸出品であったが、貨幣として銅銭の材料でもあったため、銅発掘量の減少と貨幣の維持を考慮して、新井白石の時代から急激に輸出が抑えられた。銅山開発は薩摩藩でも諸所で行われた。出水大川内、加世田野間、出水栗毛野・川内牟礼五百山、財部かえひら谷、阿久根田代山、国分猿之木場・川内村、甑島、鹿屋牧内、野田鹿倉水谷無、伊集院嶽となっている(『要用集』七十六)。

嶽村に関する史料では、延享三(一七四六)年四月に「伊集院之内嶽銅氣有之」との判断から、嶽山床の試掘が藩から命ぜられ、試掘に入ったものの、試掘資金の調達が困難となり中止されたことが記されている(『要用集』七十六)。領内ほとんどの銅鉱山も有望な銅脈を当てることがなく試掘が停止されている。

幕末にも、薩摩藩は幕府から琉球通宝鑄造の許可を得て、貨



嶽村の屋根「上宮岳」

幣鑄造のために原材料の銅を確保する必要が生じ、積極的に銅山発掘・開発がなされたが、成果は得られなかった。究極の策として寺院の梵鐘を調査し、梵鐘を溶かして銅銭鑄造の原料に充てることを決定し、領内寺院の梵鐘調査がなされている。

3 東俣御茶屋

御茶屋とは、藩主の領内巡行の際に、休憩あるいは宿泊所として設営されたもので、郡山郷内には東俣に設けられていた。「御飯屋并御茶屋の事」（『要用集』四十二）に、領内御茶屋の項目があり、郡山郷東俣御支度所が寛政四年（一七九二）に造立されたのである。現在の東俣に御茶屋の痕跡を示す史料や口伝を確認することはできないが、東俣在住、盛田栄の談によると、かつて一之宮神社より一〇〇ほど北にあった旧士族の邸宅二件が、藩主をもてなすのに適した大きな屋敷を構えていたという。しかし、後述のように御茶屋跡の場所は、現在では比定が難しいだろう。

東俣御支度所設置の翌寛政五年に二六代斉宣が領内巡視した記録が留められている。それによれば、一〇月一日より指宿を視察し、指宿湊に二二日まで滞在した。そして、山川・頴娃・知覧・鹿籠・坊泊・加世田を廻り、その間一乗院（坊泊）などへ一宿、同月二七日より十一月三日まで田布施の飯屋へ逗留した。その後、伊作・永吉・吉利を廻り、日置飯屋で一四日より一七日まで逗留。伊集院を通り、郡山東俣御茶屋へ一九日から二二日まで逗留し、二三日に城に帰っている（『藩法集』下、一三五四）。この史料から、寛政五

年に行われた藩主斉宣の南薩巡視の一行程と日程がわかった。しかも、前年に造立された東俣御茶屋の存在も確認され、藩主が三泊四日の逗留をしたことが明らかである。

こうした領内の御茶屋は、尾畔・磯・築地・米之津・武五本松（天保四年撤去）・中村（寛政七年造立、弘化二年撤去、水上御茶屋（引き継ぐ）・錦崎（文政三年造立、弘化四年撤去）・二月田（天保二年造立）・玉里（天保五年造立）・花倉（弘化二年造立）と東俣となつている。これらは常時設置されているものではなく、ある茶屋が撤去され新たに設置されたりしている。郡山郷東俣に設置されたのは、正確には「郡山東俣御支度所」となっており、その他はすべて「御茶屋」とあることから、茶屋との違いがあつたかのように思われるが、次の史料を勘案すると大差ないものであつたと考えられる（『要用集』四十二）。

ちなみに、同じく斉宣が文化五年（一八〇八）に花尾・一之宮兩社を参詣し、花尾鹿倉で狩りをしたときには、その逗留先は「東俣御茶屋」と記されている（『文化朋党実録』文化五年正月二六日）。



東俣御茶屋の推定地（本文参照）

4 花尾鹿倉 かくら

所役の説明で鹿倉を管理監督する行司や鹿倉見廻に触れた通り、郡山郷にも「花尾鹿倉」という藩主の狩猟地があった。前記「東俣茶屋」で示した「文化朋党実録」の文化五年（一八〇八）一月二六日、藩主斉宣は花尾・一之宮両神社に参詣した後茶屋に一泊し、翌二七日には「今日於花尾鹿倉御狩為有之由」と花尾の野山で狩を楽しんでいる。ちなみにその獲物は御納戸に届けられることになっていた。

第四節 越中売薬と郷村

これまでに見てきたように、薩摩藩の外城制度は、組織・人的要因において、軍事面だけでなく、藩の封建的支配に効果を上げていた。次は、藩内の経済活動として越中売薬行商が外城制をどのように利用し、また、藩の経済と関わりを持ったかについて述べていく。

1 外城（郷）を区分する



花尾山

越中売薬行商人にみられる特徴としては、全国的であること、藩の領域を超えた広域の行商圏を設定していたところにある。それを担う売薬行商人は自律統制の集団を形成していた。それが組とよばれるものである。植村元覚は「行商する商人たちが組を形成した。その成立の時期は明和のころといわれ、最初は十八の組があったが、文化年間二十組、さらに二十一組によって統轄した。安政には二十二組を数えたが、慶応の頃ふたたび二十一組になった」（植村元覚『行商圈と領域経済』、傍注引用者）と、越中売薬行商人集団である組の数の変遷を述べている。江戸時代の藩の数に比較して極めて少ない組数なのは、行商する集団の論理によって地域統合された結果であり、この組数が全国を網羅しているのである。九州地域を担当するのは、薩摩藩を除いた全域の「九州組」と、薩摩藩だけの「薩摩組」があり、この二つの組によって統轄されていたのである。

富山藩反魂丹役所は薩摩藩での売薬行商組については、二〇組の示談定法によらず、「別組ニ被仰渡」とすることを決め、ここに薩摩組定法は特設の富山藩の認可を得ていた。しかしその年代については、寛政一一年（一七九九）（『富山売薬業史料集』以下同、第九五号）と享和元年（一八八〇）（第一号）とが混同し、確定していない。越中売薬の中でも薩摩組の特色は、全体では越中売薬経営者と連人（従事者）比率が一对〇・七五であるのに対し、薩摩組は一对四・三という高い比率にあり、その経営規模の大きさが指摘されている（植村前掲書）。その薩摩藩内をどのような区分で担当したのかを文政元年（一八一八）の史料によって見ることにする（第一号）。

一 国分 鋪根（敷根）

メ式ケ外城

能登屋兵右衛門

- 一 清水 曾猶郡(曾於郡) 日当山 福山 財部
 ↗五ヶ外城 能登屋喜兵衛
- 一 都ノ城 勝岡 山ノ口 高城
 ↗四ヶ外城 能登屋直治郎
- 一 湯尾 馬越 大口 山野 羽月 須木 小林
 ↗七ヶ外城 能登屋虎松
- 一 高崎 高原 野尻 高岡 倉岡 綾 穆佐
 ↗七ヶ外城 能登屋文蔵
- 一 出水 野田 高尾野 長島
 ↗四ヶ外城 上市屋喜八
- 一 阿久根 日置 市来 桜島
 ↗四ヶ外城 上市屋新助
- 一 入来 菌牟田 樋脇 山崎 東郷 中郷 水引 高城
 ↗八ヶ外城 上市屋安兵衛
- 一 始良 高山 内ノ浦
 ↗三ヶ外城 宮島屋専蔵
 此内高須拔
- 一 牛根 恒吉 百引 市成 高熊(高隈) 鹿ノ屋
 ↗六ヶ外城 宮島屋専助
- 一 鹿兒島御城下 上町組 下町組 西田町
 名廿四ヶ名 宮島屋専十郎
- 一 串良 大崎
 ↗式ヶ外城 宮島屋重五郎
- 一 志布志 松山 末吉
- 一 穎姓 山川 喜入
 (今和泉) 郡山
 ↗三ヶ外城 宮島屋専五郎
- 一 今泉 指宿 伊集院 郡山
 ↗四ヶ外城 鳥羽屋大治郎
- 一 宮ノ城 佐司 黒木 鶴田 大村 蒲生
 ↗六ヶ外城 鳥羽屋喜大郎
- 一 鹿兒島郡 隅州始羅郡
 一 吉田 重富 帖佐 山田 溝辺
 ↗五ヶ外城 吉沢屋八助
 横川之内
- 一 踊 横川 金山 本城 曾木
 ↗五ヶ外城 吉沢屋茂助
- 一 加世田 阿多
 ↗式ヶ外城 松屋甚七
- 一 川辺 山田 智覧(知覧)
 ↗三ヶ外城 松屋栄治郎
- 一 坊・泊 久志・秋目 鹿籠
 ↗三ヶ外城 松屋藤兵衛
- 一 大根占 小根占 田代 佐多 栗野 吉松
 ↗六ヶ外城 外二鹿ノ屋内高須
 *本郷屋吉兵衛
- 一 大始良 花岡 新城 垂水
 ↗四ヶ外城 *本郷屋喜助

一 谷山 伊作 田布施 吉利 永吉

ベ五ヶ外城 *木綿屋金治郎

一 吉田 馬関田 加具藤(加久藤) 飯野

ベ四ヶ外城 *鵜坂屋嘉助

一 隈ノ城 平佐 山田 百次 串木野 高江 甌ノ島

ベ七ヶ外城 *麦島屋清藏

*印は注記によって示された原本のまま記載

以上のように、鹿兒島の売薬行商領域は城下町鹿兒島と一二外城を二六に区分して構成されている。この区分に対しては、薩摩藩の製薬方の指導だけでなく、組仲間結束のための売上高を勘案して分担領域が確定したものと思われる(第九五号)。一つの領域での売上げについては、文化一二年(一八一六)加治木町日高平八所有の売薬株四人脚を薩摩組が買い受けた(第九五号)というこの事例では、四人脚懸高が九五〇貫余であるとしている。それでは一人脚の売上高が二三七・五貫文、約三三両(一両七・二貫文換算)となる。推測の城を出ないが、越中売薬の一人脚の持参金に比較すれば、この程度の売上高は最低限といえるのではないだろうか。

また、領国支配上のものである城下町鹿兒島を宮島屋が懸場(営業圏)として独占したことは興味深く、その根拠を史料的に確認することはできないが、宮島屋の薩摩組での役割を手掛かりとしてその様相をみる。

○寛政元年(一七八九)に薩摩組仲間の宮島屋親方とは宮島屋仙右衛門であり、最大手の三人脚を有するのは能登屋と宮島屋の二軒のみである(第九五号)。

○文政元年(一八二八)の示談定法書では、外城区分に出てくる宮島屋関係者は、専藏・専助・専十郎・重五郎・専五郎とあり、五人脚を維持している。ここでも最大手の五人脚を有しているのは能登屋と宮島屋である(第一号)。宮島屋親方は仙右衛門であり、専藏が旅先宮島屋の責任者であろう。

○文化一二年(一八一五)、差留解除の願人氏名は宮島屋仙右衛門と鳥羽屋五郎助である。

○文政一二年(一八二九)、同一〇年に差留された解除を獲得する際の献上金負担によれば、宮島屋が一八脚となっている。能登屋が五人脚であることに比較すれば、この時点では宮島屋が薩摩組で最も中心的な役割を演じていた。

薩摩組の活動経過より、全体を通じて宮島屋が薩摩組で果たした役割は評価すべきものがあり、当初からその役割が期待されていたものと推察できる。城下町を売薬領域とした所以であろう。

さて、郡山郷・伊集院郷は、今和泉・指宿を併せて四外城(郷)を鳥羽屋大治郎が担当した。鳥羽屋には、五郎助・大治郎・喜大郎の三人が派遣されている。

各担当地域の合計では、一三外城(郷)に及んでいる。鳥羽屋が宮島屋・能登屋に続く薩摩組の中心的役割を果たしていたことは、藩による差留に対して、文化一二年(一八一五)の解除願が宮島屋仙右衛門と鳥羽屋五郎助によってなされていることからわかる。

この五郎助は現地赴任する鳥羽屋従事者というだけではなく、鳥羽屋を取り仕切っている人物といえる。文政元年当時は、鳥羽屋・上市屋・松屋は三人脚で、宮島屋・能登屋に続く三番手の勢力を持つ

ていたといえる。

2 売薬商人の出入手続き

越中薩摩組の藩領内での売薬行商活動に対し、薩摩藩はどのように対応していたか。

薩摩藩への入国は嚴重で難しいとされている。しかし、薬という日常生活に欠くことのできない商品は、地域や身分を問わず、確実に需要があった。しかし、自給体制維持を標榜する封建領主が恐れたのは農村への貨幣経済の浸透であった。領内の売薬業務の営業許可には、藩が直に薩摩組との交渉や指導の表に出ることはなく、すべて仲介機関を通してなされている。仲介機関については④で後述することにし、行商人の薩摩藩入国から出国にいたるまでを見る。

① 往来手形の発行

売薬行商人が行商地域の諸藩に往来するためには、諸藩の関所や番所を通過するための身分証の提示が必要となるが、この往来切手・往来手形は富山藩によって発行され、『富山売薬業史史料集』に示されている。なお、越中出発についても、文政元年（一八一八）に「出立及帰国等ハ可成前後見合、同時ニ往来可致候事」（第九五号）と、組仲間揃つての出立を示談書で確認している。

文政一二年の史料では「彼之表より便り無之内ニ旅立仕候事堅相成不申候、若心得違を以出立候もの共は、自分雑用ニ而仲間より飛脚差立、其上過料金拾両差出可申事」（第一号・第九五号）と、飛脚便の自己負担に加え、過料一〇両が課せられる極めて厳しい内容で

ある。同史料では、付記に「彼表より便り御座候共、仲間一統打寄示談之上、究合等仕出立可仕候事」として、鹿児島からの入国の連絡があつた場合は、その申入れに対応することを示談書に示している。

② 入国手続き―往来証文改め

明治四年の薩摩組改正示談定法書に「鹿児島着之勅、定宿江逗留いたし、持参之往来燈文差出御改を受け」（第一四四号）とされている。旅先藩に到着した売薬商人は、定められた宿に泊まることが義務づけられ、往来切手の改めを受けることによって到着手続きとなる。

③ 売薬営業

明治四年（一八七二）の改正示談定法書には「猶又在廻順之儀は、銘々廻之郷々書上、御付状申請候上、夫々徘徊可申候事」（第一四四号）と、往来切手改めが済み次第、薩摩組の売薬行商人は担当する郷名を書きあげ提出することになっている。その後、その営業区分（鹿嶋）の地域郷を明記した申請に対して、鹿児島旅人方町衆年寄より営業を認めた付状が下付される。付状はそれぞれの郷役人に対しての次ぎ書きである。ここに売薬配置業務開始のための手続きが完了したことになる（第一号）。そして、各郷を廻る営業が始まる。

④ 帰国手続き

文政元年（一八一八）の薩摩組示談定法帳に「彼地（鹿児島）場所廻り相仕舞、人々帰国仕候節ハ、鹿児島表ニ而問屋を以町御座江帰国手形を相願」（第一号）、「鹿児島町御座へ帰国之旨を届出手形を申受、御番所へ差出し罷通る事」（第九五号）とされて、鹿児島表の問屋とは、藩から製薬方掛を委任された人物を指している。藩と薩摩組を仲介する重要な役割を担っている。

売薬業務終了後は、直ちに鹿児島表の定宿に移り、付状を返状することが決められている(第一号)。そこで、製薬方町年寄を通じて藩に帰国手形を申請している。帰国手形を受けると「津口御番所江差出」(第一号・第九五号)というように、こと細かに藩の統制を受け、帰国することになる。さらに、帰国に際しても「無故相残り、随意ニ帰国致間敷、可成丈前後見合、仲間同道可致候事」(第一四四号)と、仲間揃っての帰国厳守を示談書は義務づけている。

薩摩組売薬行商人にとって最も恐れたのは、営業を停止されることであり、売薬配置終了次第速やかに帰国し、旅先の領域経済に刺戟を与えないように努めた。勿論、城下滞在や郷村売薬配置期間にも疑惑が生じないような行動が強く求められている。行商先藩での連人雇用や勝手な出立は、富山藩から厳しく禁止されている(第三九号)。

薩摩組と薩摩藩当局をつなぐ製薬方掛の立場は、帰国後の薩摩組にとって、薩摩藩内の情報源に絶対必要な存在であった。彼らには時宜に応じた対応もまた望まれ、薩摩組を代弁する協力者が求められた。この要望に沿い、藩との緩衝機能を演じるのが仲介者たる製薬掛であったといえる。

【参考・引用文献】

「文化朋党実録」：『鹿児島県史料 斉宣・斉興公史料』、鹿児島県歴史資料センター黎明館、昭和六〇年
『旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集二』：『鹿児島県史料』、鹿児島県歴史資料センター黎明館、平成一二年

『行商圈と領域経済』：植村元寛、ミネルウア書房、昭和三四年
『富山売薬業史史料集』：国書刊行会、昭和五二年

第四章 農村制度

第一節 郡山町域の郷村と人口・石高

1 江戸時代の郡山町域

第一章第三節で述べた通り、郡山町の町域は、江戸時代には、厚地村・川田村・郡山村・西俣村・東俣村・油須木村・有屋田村・嶽村の八つの村に分かれ、このうち、厚地・川田・郡山・西俣・東俣・油須木村の六ヶ村は郡山郷に所属し、有屋田・嶽両村は伊集院郷所属の村であった。

郡山郷六ヶ村のうち、麓を抱える郡山村は甲突川を中心に郡山郷の中央部に大きく位置し、その東の油須木川を中心に油須木村、さらに東方に南流する川田川水系の南部に川田村、中央部に東俣村、北方上流部に厚地村が所在し、西方の神之川水系の南東域を中心に西俣村があった。一方、伊集院郷二九ヶ村の内に属した有屋田村と嶽村は、神之川を挟んで、郡山郷西俣村と対岸の南西部に有屋田村、北方に嶽村が所在していた。

郡山郷には商業を本業とする野町人や漁・水運等を生業とする浦浜人の集落はなかったが、有屋田・嶽両村の属した伊集院郷には、下谷口の麓集落近くに野町、市来郷境を流れる神之川河口の南岸に

神之川浦が置かれていた（浦や浜は薩摩藩の行政単位の一つで、支配は船奉行の管轄に属した。数の上では浦が圧倒的に多かった。立地場所は浦が船舟の出入りに便益な水深のある陸地に入り込んだ湾状の沿海部に多く置かれていたのに対し、浜は屈曲の少ない遠浅状の海岸に接した一角に多くみられた）。

2 江戸時代の郡山町域の人口

郡山郷と伊集院郷の総人口

鹿児島市に合併直前（平成一六年七月一日）の郡山町の総人口は八五一五人（男四〇七五人・女四四四〇人）であったが、表4-1は、江戸時代、現在の郡山町域の大半を占めた郡山郷と隣の伊集院郷で生活していた人々の人口を示したものである。

「統編島津家正統系図 十八代家久 七十七」（東京大学史料編纂所蔵）は、薩摩藩の大半の郷人口を男女別に知ることのできる最古の記録である。これによれば、寛永一三年（一六三六）の人口は、郡山郷は一七七七人（男一〇二七人・女七五〇人）、有屋田・嶽両村の所属する伊集院郷が五七五五人（男三三九九人・女三三五六人）であったことがわかる。

当時の郷域と現在の町域が異なるために単純に比較はできないが、参考までに現在の両町人口と比べると、江戸初期には郡山郷・伊集院両郷とも現在の約二割強（郡山郷二二割、伊集院郷二四割）の人口しかなかったことが理解される。

江戸中・後期の郡山人口を知る記録類は残っていないが、『薩隅

日地理纂考』や『鹿児島県地誌 下』によれば、幕末から明治維新の頃、現在の郡山町域に相当する地域にどれくらいの人間が生活していたのか、おおよその人口は推察することができる。

すなわち、郡山郷の人口は、前書によって、薩摩置県直前の明治四年（一八七二）頃で四五三五人（男二三一四人・女二二二一人）、後書によって、明治一〇年代前半で郡山郷四七八〇人（男二三六二人・女二四一八人）、伊集院郷所属の有屋田・嶽両村合計人口七七八人だったことも知られる（表4-2）。これらを合わせて勘案すると、江戸時代の終わり頃、現在の郡山町に入る地域で生活していた人間は五千人台前半、

表4-1 郡山郷と伊集院郷の人口

年代 郷名	寛永13年 (1636) (人)		江戸中・後期 (18c) (人)		明治4年 (1871) (人)		明治13~15年 (1880~82) (人)		年代 郷名	平成16年 (2004・7・1) (人)			
	男	女	[不明]	[不明]	男	女	男	女		男	女		
郡山郷	1,777	1,027	[不明]	[不明]	4,535	2,314	2,221	4,780	2,362	2,418	8,515	4,075	4,440
伊集院郷	5,755	3,399	[不明]	[不明]	18,138	9,199	8,939	20,846	10,547	10,309	24,330	11,523	12,807
		750											

注1. 本表は「統編島津家正統系図 十八代家久七十七」に収める寛永十三年「堺目武具注文」（『薩隅旧記雑録後編五』）と『薩隅日地理纂考』「鹿児島県地誌 下」による。
 2. 参考までに、郡山町と伊集院町の平成16年（2004）7月1日現在の人口を掲げた。なお、旧郷域と町域は一致しない。すなわち郡山町域とは江戸期の郡山郷6村と伊集院郷に所属の2村（有屋田村・嶽村）から構成されている。また、伊集院町域は江戸期の伊集院郷29村のうちの18村により構成されている。

現人口の約六割強だったことが推測される。

参考までに、寛永一三年と明治四年（一八七二）頃の郡山郷と伊集院郷の郷人口を比べてみると、この約三〇余年の間に、郷人口は郡山郷で二・六倍強、伊集院郷で三・二倍へと増加している。これを江戸期の薩摩藩の人口動態と比較してみると、表4-3によって、この同期間に薩摩藩の三州本領域部では三四、五万人から七六万人位へと二倍強に増え、そのうち薩摩国では一六、七万人から四六万人位へと三倍近くにまで増加したことが知られる。江戸時代の郡山郷と伊集院郷では、薩摩地方の平均前後の増加率をもって、その人口がそれぞれ増加し続けたことが理解できる。（尾口義男「薩摩藩の人口」『黎明館調査研究報告二』、「薩摩藩と近世琉球国の人口」『同一三』）

村別の人口

表4-2 明治前期の郡山郷諸村と伊集院嶽村・有屋田村の族籍別・男女別人口

A 明治13~15年（1880~82）頃の旧「郡山郷」諸村の人口

身分 村名	士族 (人)	平民 (人)	総人口 (人)
郡山村	952 (63%) 男485 女467	550 (37%) 男266 女284	1,502 (100%) 男751 (50%) 女751 (50%)
油須木村	149 (56%) 男67 女82	117 (44%) 男57 女60	266 (100%) 男124 (47%) 女142 (53%)
西俣村	200 (42%) 男98 女102	279 (58%) 男133 女146	479 (100%) 男231 (48%) 女248 (52%)
東俣村	157 (19%) 男79 女78	672 (81%) 男324 女348	829 (100%) 男403 (49%) 女426 (51%)
川田村	88 (20%) 男45 女43	348 (80%) 男189 女159	436 (100%) 男234 (54%) 女202 (46%)
厚地村	52 (4%) 男24 女28	1,216 (96%) 男595 女621	1,268 (100%) 男619 (49%) 女649 (51%)
合計	1,598 (33%) 男798 女800	3,182 (67%) 男1,564 女1,618	4,780 (100%) 男2,362 (49%) 女2,418 (51%)

B 明治13~15年（1880~82）頃の旧「伊集院郷」嶽村・有屋田村の人口

身分 村名	士族 (人)	平民 (人)	総人口 (人)
嶽村	247 (45%) 男112 女135	296 (55%) 男148 女148	543 (100%) 男260 (48%) 女283 (52%)
有屋田村	59 (24%) 男22 女37	185 (76%) 男86 女99	244 (100%) 男108 (44%) 女136 (56%)
合計	306 (39%) 男134 女172	481 (61%) 男234 女247	787 (100%) 男368 (47%) 女419 (53%)

注1 本表は、「鹿児島県地誌 下」による。

注2 人口比率の1%未満は四捨五入した。

江戸時代の郡山郷六ヶ村と伊集院郷所属の有屋田・嶽村二ヶ村のそれぞれの村人口を知ることのできる記録も残っていないが、明治一三年（一八八〇）から一五年（一八八二）頃の人口データを載せる『鹿児島県地誌 下』によれば、江戸時代の終わり頃の各村の人口規模を推測することができる。表4-2は、同書に留める各村の人口データを族籍別・男女別に

示したものである。

ひと口に郡山町域の村といつても、郡山村や厚地村のように、一〇〇〇人を超える大きな人口を擁する村がある一方で、油須木村や有屋田村等のように二〇〇人規模の小さな村もあつて、村の人口規模には大きな格差があつた。

また身分・族籍別にみた場合でも、村の人口に占める土族人口が平民人口を大きく上回る郡山村（土族六三割）や油須木村（同五六割）等がある一方で、大半が平民ばかりの厚地村（同四割）はじめ比較的土族の少ない東俣村（同一九割）や川田村（同二〇割）等があつて、武士と百姓の分布状況や人口比率においても村々の間には大きな格差があつた。

郷内の武士人口

『薩隅日地理纂考』によれば、江戸末期の郡山郷と伊集院郷の身分別人口構成の状態をおおまかに

表4-3 江戸時代の薩摩藩の人口

	薩摩国 (人)	大隅国 (人)	日向国諸県郡 (人)	薩隅日合計 (人)	道之島 (人)	琉球国 (人)	総 計
寛永13年 (1636)	約16~17万 位	約11~12万 位	63,723	約33~34 万位		111,669	
寛文年間 (1661~73)	178,101	115,459	60,767	354,327	31,377	110,211	495,915
延宝5年 (1677)				380,223		122,213	
貞享元年 (1684)	183,376	117,583	54,428	355,387		129,995	
宝永3年 (1706)				461,961	49,472	155,108	666,541
享保内検期 (1725~27)	29万台半	18万台	8万台半	56万台	6万2,3千	16~17万 位	約78~79万 位
元文2年 (1737)							817,635
延享2年 (1745)							843,808
宝暦3年 (1753)							872,083
宝暦11年 (1761)						188,530	879,539
明和9年 (1772)					74,899	174,222	887,222
天明6~7年 (1786~87)							842,406
寛政6年 (1795)頃				623,627			
寛政12年 (1800)	373,046	177,312	76,971	627,329	74,593	155,650	857,562
文政9年 (1826)	404,774	169,830	76,598	651,202	77,667	140,565	869,434
嘉永5年 (1852)	393,527	157,111	74,727	625,365	85,125	132,678	843,168
明治4年 (1871)	46万3,4千	21~22万台	約7万9千	76万台			

注1. 本表は、尾口義男「薩摩藩と近世琉球国の人口」（『黎明館調査研究報告13』）・『吹上郷土誌 通史編二 近世近代』による。
 2. 本表の薩摩国人口には鹿児島城下及びその近在の人口を含む。
 3. 明治4年人口については、前代のデータとの比較の便宜上、当時一時期（明治2~6年）日向国諸県郡に所属していた末吉郷（旧属大隅国）人口8,587人を、日向国から抜いて大隅国人口に加え計上したものを掲げている。

うかがうことができる。表4-4は、明治四年（一七七一）頃の郡山郷と伊集院郷の人口を族籍別に示したものである。薩摩藩本土の身分別人口比率は、江戸時代も終わりに近づいた文政九年で全人口のうち武士が二七割・その他人口が約七三割（百姓

表4-4 藩政最末期（明治4年頃）の郡山郷と伊集院郷の身分別人口

身分	郡山郷	伊集院郷
士族	1,333人 (29.5%) (※注2) 男 691 女 642	3,159人 (17.4%) 男 1,533 女 1,626
卒族	186人 (4.1%) 男 100 女 86	1,078人 (5.9%) 男 541 女 537
平民	3,008人 (66.3%) 男 1,523 女 1,485	13,901人 (76.7%) 男 7,125 女 6,776
総人口	4,535人 (100.0%) (※注3) 男 2,314 女 2,221	18,138人 (100.0%) 男 9,199 女 8,939

- 注1. 本表は『薩隅日地理纂考』による。
 2. 上記史料では郡山郷の士族人口1,600人と記載するが、内訳として掲げた男女人数の合計値1,333人と一致しない。また、記載人口を用いた士・卒・平民の三族合計値の原文記載の総人口と一致しない。以上のことから、1,600人の士族人口表示は誤写と推測され、本表では、内訳集計値の1,333人をもって明治4年頃の郡山郷士族人口として掲げた。
 3. 本表に掲げた原文表示の郡山郷の郷人口4,535人、内訳の女2,221人は、実際の男女・族籍内訳集計値では郷人口4,537人、内訳の女2,213人である。

五一割、浦浜人八割、野町人二割弱等）で、明治四年頃で士族（卒族を含む）約三〇割・平民約七〇割であったので、これと同表郡山・伊集院両郷の比率を比較すると、江戸時代の郡山郷の武士人口は藩平均を少し上回る比率で構成されていたことが理解され、伊集院郷は武士人口に後世の卒族身分者を加えても全体の二割を少し上回る程度で、藩内一般に比べると、武士身分者の人口比率はかなり低く、百姓等その他身分の人口が高かったことがわかる。

その伊集院郷内にあつても、表4-2によれば、後世郡山町に編入された嶽村には、江戸時代からかなり高い比率で多数の武士たちが生活していたことがうかがえる。（『薩藩政要録四』『鹿児島県史料集1』、『薩隅日地理纂考』、尾口義男『薩摩藩と近世琉球国の人口』）。

郷士人口の動態

江戸時代の郡山郷の郷士身分者の全人口を知る記録は残されていないが、郷士の男子人口については中期以降のデータが少し残り、これによって同郷の郷士身分者の全人口をある程度推測できる。

表4-5によれば、郡山郷の男子郷士人口は正徳年間（一八一〇年代前半）には三二七人であつたが、延享年間（一七四〇年代半ば）に四一〇人、文政九年（一八二六）頃七〇八人、明治四年頃七九一人、明治一〇年代前半七九八人であつたことがわかる。

この男子の郷士人口をベースに、一般に江戸時代の薩摩藩の武士人口に占める男子人口の比率は女子より少し高めに現れることを勘案すると、郡山郷の武士身分者人口は一八世紀前期の正徳年間で六

表4-5 郡山郷と伊集院郷の武士身分者人口と男女内訳

(表中の—は人数不明を示す)

年代 郷名	江戸前期 (1600年代)	正徳3年頃 (1713)	延享年間 (1740半ば)	文政9年頃 (1826)	嘉永5年頃 (1852)	明治4年頃 (1871)	明治13-15年頃 (1880~82)
郡山郷	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人
内, 男	—	—	—	—	—	1,333	1,598
女	—	—	—	—	—	691	798
		327	410	708	(※注2) 男755 女—	642	800
伊集院郷	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人
内, 男	—	—	—	—	—	3,159	4,408
女	—	—	—	—	—	1,533	2,134
		632	713	909	967	1,626	2,274

- 注1 典拠は、藤井本「要用集抄」(入来町藤井家所蔵)・『三州御治世要覧』に収める「御分国之巻」・『薩州島津家分限帳』に収める宝暦6年10月改「島津家分限帳」・文政11年「薩藩政要録四」・「同五」・安政元年頃改編「要用集四」・『薩隅日地理纂考』・「鹿児島県地誌 下」による。
- 2 「要用集四」に掲げる嘉永5年頃の郡山郷の郷士男子人口の原文の数値955人は、疑義がある(755人の誤写と思われる)。
- 3 表4-4注2に述べた通り、本表でも明治4年頃の男女内訳人口合計値を郡山郷士族人口として採った。
- 4 明治4年頃の郷士人口には、郡山郷186人(男100人・女86人)、伊集院郷1,078人(男541人・女537人)の卒族人口は計上していない。

〇〇人前後、延享年間で七〇〇人台、一三〇〇人台、同中期の嘉永年間で一四〇〇人台を推移していたこ

とが推測される。その後の人口については、すでにみたように明治四年(一八七二)頃で士族一三三三人・卒族一八六人、合わせて一五一九人、明治一〇年代前半(一八八〇~八二)で士族一五九八人であった。

以上のデータから、郡山郷の郷士人口は、江戸中期には緩やかな増加傾向を示したが、後期の一八世紀半ばから一九世紀前期にかけては一転して急激に増大したことが知られ、幕末から明治にかけては再び緩やかな増加に移行していったことが理解される。

表4-5によれば、嶽村と有屋田村の所属していた伊集院郷でも、郡山郷ほど顕著ではないが、江戸後期の郷士人口の動態はほぼ類似の傾向で推移したことがわかる。(藤井本「要用集抄」・「三州御治世要覧」・文政十一年「薩藩政要録四」・安政元年頃改編「要用集四」・『薩隅日地理纂考』・「鹿児島県地誌 下」)。

激増した人跡士数

郷士人口をみたついでに、江戸時代の郡山郷の人跡士数、すなわち郷士家の数についてみておく。人跡士(以下、人跡)とは、単に人跡と標記されることが多いが、藩直轄郷の郷士や私領の家士、武士身分の家に生まれた男子たちの中で、家督名跡の所持者として家督を相続して、一戸の独立した武士家の存続・世襲の資格を藩や私領主によって認定された家長の武士のことである。言い換えると、高齢者から壮青年・幼年まで多数いる男子の武士身分者のうち、藩や私領主から一個の独立した家臣家としての武家の家を立てて保持・存続することを認められた正式な武士といえる(尾口義男

「薩摩藩の享保内検
と三州御治世要覽」
『宮崎県地域史研究七』。

表4-6は、江戸時代の郡山郷と伊集院郷の人躰郷士数を示したものである。これによれば、郡山郷士の人躰郷士数は、江戸初期の寛永一六年（一六三九）六〇、十八世紀前半の正徳三年（一七一三）七三、享保内検期（一七二二〜二七）八五と、江戸前期には緩やかな増加傾向にあったが、中期に入ってから大きく増加傾向に転じて宝暦六年（一七五六）一二四、十八世紀末以降には急増状態に入ってから文政九

表4-6 郡山郷と伊集院郷の武士人躰数（家督名跡保有の郷士人数）

年代 郷名	寛永16年 (1639)	正徳3年頃 (1713)	享保内検期 (1722-27)	延享3年頃 (1746)	宝暦6年 (1756)	文政9年頃 (1826)	嘉永5年頃 (1852)
郡山郷 (内座付士)	60人	73人	85人 座付13	(107人) ※注2	124人	283人	378人
伊集院郷 (内座付士) (内苗代川役人)	141人	161人	242人 座付75 苗代川役人4	[不明]人	246人	387人	425人

注1 典拠は、「島津家列朝制度」卷五十二・藤井本「要用集抄」（入来町藤井家所蔵）・「大御支配次第帳」（鹿児島県立図書館蔵）・「三州御治世要覽」・『薩州島津家分限帳』に収める宝暦6年10月改「島津家分限帳」・文政11年改編「薩藩政要録四」・安政元年頃改編「要用集四」による。
2 「三州御治世要覽」に収める延享3年頃の郡山郷士の人躰データ170人は、この史料の有する性格や前後のデータ等との照合から、本来107人だった数値を170人に誤写した可能性が極めて高い。したがって本表では107人を探る（尾口義男「薩摩藩享保内検と三州御治世要覽」参照）。

年（一八二六）二八三、そして嘉永五年（一八五二）には三七八に達し、寛永期の六倍以上に膨れ上がっている。

参考までに、郡山郷ほど顕著ではないが、伊集院郷も江戸期を通じて人躰郷士家は増え続けて、幕末には江戸初期の三倍に達している。

先に、郡山郷の郷士人口が江戸中期には緩やかな増加傾向にあり、後期の一八世紀半ば以降には急激な増加をみせたことを指摘したが、これに、本項で明らかになった同郷の人躰郷士数が一七世紀前期の寛永期から一八世紀前期の享保内検期にかけて非常に緩いペースで増加していたという事実を合わせて考えると、江戸中期における郡山郷の郷士人口の緩やかな増加は、前期から一貫してみられた人口動態だったことが理解される。（「島津家列朝制度 卷之五十二」、藤井本「要用集抄」、大御支配次第帳、『薩州島津家分限帳』、『薩藩政要録四』、『要用集四』）

郡山郷の百姓人口

江戸時代の郡山郷の百姓人口を留めた記録類は不明だが、江戸中期から幕末にかけての三期の百姓用夫数は知ることができる。これによって、中期以降については郡山郷の百姓人口の動態をある程度うかがうことができる。

用夫とは、江戸時代、薩摩藩が、庶民たちのそれぞれの共同体社会や家における日常労働・社会活動等において、中核的な働き手の年齢人口として把握して特別な役務を課した一五歳から六〇歳までの男子の百姓や野町人・浦浜人のことをいった（統計史料等では野

表4-7 郡山郷と伊集院郷の庶民の主な身分別用夫人数

A 郡山郷の村の用夫人数

(表中の一は人数不明)

年代 身分	江戸前期 (1600代)	正徳3年頃 (1713)	文政9年頃 (1826)	嘉永5年頃 (1852)
百姓用夫	—	344	955	(934力) ※注2

B 伊集院郷の村・浦浜の用夫人数

(表中の一は人数不明)

年代 身分	江戸前期 (1600代)	正徳3年頃 (1713)	文政9年頃 (1826)	嘉永5年頃 (1852)
百姓用夫	—	1,345	2,996	2,849
野町用夫	—	119	115	121
浦用夫	—	5	60	89

注1 本表は、藤井本「要用集抄」(入来町藤井家所蔵)・文政11年改編「薩藩政要録五」・安政元年頃改編「要用集五」による。

2 嘉永5年頃の人口データを載せる「要用集五」は郡山郷百姓用夫の人数を534人とするが、前後の人口データや当時の百姓総人口等と照合して考慮すると、この人数は著しく少な過ぎる。9を5と誤写したことが推測されるので、本表は934人を探った。

町用夫・浦用夫等の表記も散見されるが、一般には用夫といえ、百姓用夫の略称として用いられることが多かった。表4-7のAは、郡山郷の百姓用夫数、Bは伊集院郷の百姓・野町人・浦浜人の用夫数の推移をそれぞれ示したものである。以下、この百姓の用夫数を抛り所にして、江戸時代の郡山郷の百姓人口の規模や動態を明らかにする。

A表によれば、郡山郷の百姓用夫数は、江戸前期については不明

で、江戸中期にさしかかる正徳三年(一七一三)で三四四人、幕末期の文政九年(一五二六)頃で九五五人、それから四半世紀経った嘉永五年(一八五二)頃で推定九三四人であった。

用夫数のみで百姓の全人口を正確に推し量ることはできないが、あえて百姓人口に連動して用夫数も同じような比率で現れるものと仮定し、合わせて江戸後期の村の百姓総人口は用夫数を三倍前後した数値で現れるという他郷の多くの事例を考慮に入れて、郡山郷六ヶ村の百姓人口を推計すると、正徳年間には一〇〇〇人前後、幕末の文政・嘉永年間には三〇〇〇人近い百姓たちが同郷にいたのではないかと推測される。

郡山郷の百姓人口は、一八世紀初期以前についてはデータがなく、江戸前期の比率や動態については全くうかがうことはできないが、それ以降の約一世紀の間には、人口は急激に膨張して一九世紀初期の文政年間には三倍近くまで増大し、その後は一転して停滞傾向に転じたことが理解される。その百姓人口の停滞的動態は、先に掲げた表4-2・4の明治初期の平民人口(明治四年三〇〇八人、明治一〇年代前半三一八二人)のデータによって、幕末維新期から明治初期に至っても続いていたことがわかる。

3 郡山郷の郷高・村高・耕地面積

郡山郷と伊集院郷の郷高

江戸時代には、農業用の田地や畠地及び居住用の屋敷地等、農地として利用価値のある土地は全て一定の基準に基づいて評価され、

その評価額は全て石高で表示された。そして村の中にある多数の土地に与えられた石高の全てを合計したものを村高といい、郷内の全

ての村高を合計したものを郷高といった。

表4-8 郡山郷と伊集院郷の石高の推移

[原史料中の合以下の数値は切り捨て]

年代 \ 郷名	郡山郷 (村数)	伊集院郷 (村数)
文禄4~慶長19年 (1596) (1614)	5, 198石3斗7升6合 (4村)	17, 723石8斗6升0合 (28村)
江戸前期 (1600年代中・後期)	[不明]	[不明]
正徳3年頃 (1713)	5, 603石6斗4升2合 (6村)	15, 150石8斗5升1合 (29村)
延享3年頃 (1746)	5, 542石7斗4升0合 (6村)	15, 655石6斗1升9合 (28村)
天明2年 (1782)	(6村)	15, 680石0斗4升6合 (29村)
天明8年 (1788)	(6村)	15, 597石7斗3升9合 (29村)
文政9年頃 (1826)	5, 633石6斗7升5合 (6村)	16, 012石8斗3升8合 (29村)
幕末、19世紀前半 (1840前後カ)	5, 680石2斗9升6合 (6村)	(29村)
嘉永4, 5年頃 (1851, 2)	5, 684石0斗0升2合 (6村)	15, 596石8斗7升8合 (29村)
明治3年 (1870)	5, 695石余 (6村)	15, 596石余 (29村)
明治4年頃 (1871)	5, 695石5斗9升4合 (6村)	18, 042石3斗6升4合 (29村) ※この郷高は疑わし。誤写か。
[参考] 明治初期 (1870年代カ)	5, 639石9斗6升1合 (6村)	15, 459石1斗5升8合 (29村)

注1 典拠は、寛文4年「薩摩国郡村高辻帳」(『鹿児島県史料23』)・藤井本「要用集抄」・「三州御治世要覧」・「鹿児島藩租額事件」(『近世社会経済叢書4』)・天明8年「伊集院由緒再撰調」『伊集院町誌』・「薩藩政要録五」・「郡山繁幸所蔵文書」(『(旧)郡山郷土史上巻』)・「要用集五」・明治3年「藩内兵備表」・「薩隅日地理纂考」・『旧高旧領取調帳九州編』による。

ものである。江戸初期の郷高は寛文四年(二六六四)の「薩摩国郡村高辻帳」(『鹿児島県史料集二二』)で知ることができる。この郡村高辻帳は江戸時代が始まって半世紀以上経って作成されたものであるが、これに書き上げられた村高は、豊臣秀吉時代の文禄太閤検地(一五九四~九五)で確定した石高とほとんどが一緒であることが判明している。そして、これらが現実の村高として薩摩藩の支配に用いられた時期は、次に藩領一円での村高の大変更があった慶長内検(二六一一~一四)までの期間であったことも判明している(平凡社『鹿児島県の地名』用語解説)。

寛文の郡村高辻帳には、当時の郡山郷四ヶ村、伊集院二八ヶ村の全ての村高が書き上げられている。これによって全村の村高を合計すると郡山郷五一九八石三斗余、伊集院郷一万七二三石八斗となる。この後の郷高については、両郷とも江戸前期のもの不明、中期以降のものしか記録は残っていない。

郡山郷の郷高は、江戸初期の一七世紀初期から中期一八世紀半ばにかけての約一世紀半の間に約四〇〇石増えたが、その後は、中期の一時を除いて、明治初期までは郷高五六〇〇石台を漸増状態で推移して、約一世紀間の増額は僅かに八〇石余に止まっている。この石高の推移は、江戸前期の郡山郷では相当な耕地面積の増大があったが、中期以降はほとんどなかったことを示している。

郡山郷の五六〇〇石という郷高は、藩内百十余りの郷の中では上から五〇番目位に位置するので、同郷は薩摩藩では平均的な規模の郷だったといえる。

これに対し伊集院郷の郷高は、江戸初期より中期の一八世紀初期にかけては、郡山郷とは異なり二五〇〇石余りという大きな石高減少がみられたが、同世紀半ばにかけては約五〇〇石増加した後、明治初期まで一万五千五、六百石台に停滞的に推移している。郷高一万五〇〇〇石を超える伊集院郷は、その規模は都城や国分・出水・高岡・串良等の諸郷に次ぐ大郷であった（藤井本「要用集抄」、三州御治世要覧」、「薩州島津家分限帳」・「薩藩政要録四」、「要用集四」、「旧高旧領取調帳 九州編」、「薩隅日地理纂考」）。

江戸時代の村高

表4-9は、郡山町域にあった江戸時代の各村高を示したものである。寛文の「郡山高辻帳」によれば江戸時代初めの一七世紀初頭の郡山郷には四村あった。

江戸前期から中期にかけて、東俣村から厚地村と油須木村が分村して郡山郷は六村となった。この頃この東俣村では約四〇〇石とい

表4-9 郡山郷諸村と伊集院嶽村・有屋田村の石高変遷

A 郡山郷諸村の村高変遷

年代 村名	文禄4～慶長19 (1596～1614)	年代 村名	延享3年頃 (1746)	幕末,19世紀前半 (推定1840前後)	明治初期 (1870年代)
東俣村	2,121石3斗	東俣村	1,202石1斗	1,186石9斗	1,184石5斗
		厚地村	869石1斗	897石5斗	895石6斗
		油須木村	459石1斗	433石1斗	431石6斗
郡山村	1,793石0斗	郡山村	1,753石1斗	1,862石2斗	1,833石8斗
西俣村	746石6斗	西俣村	759石5斗	781石5斗	777石2斗
川田村	537石3斗	川田村	499石7斗	518石9斗	516石9斗
合計	5,198石3斗	合計	5,542石7斗	5,680石2斗	5,639石9斗

B 伊集院郷嶽村・有屋田村の村高変遷

年代 村名	文禄4～慶長19 (1596～1614)	延享3年頃 (1746)	天明8年 (1788)	明治初期 (1870年代)
嶽村	545石2斗	476石7斗	525石5斗	496石1斗
有屋田村	335石1斗	302石2斗	283石2斗	289石1斗
合計	880石3斗	778石9斗	808石7斗	785石3斗

注1 本表は、寛文四年「薩摩国郡村高辻帳」・「三州御治世要覧」・「薩藩政要録五」・天明8年「伊集院由緒再撰調」・『伊集院町誌』・「郡山繁幸所蔵文書」・『(旧)郡山郷土史上巻』・『旧高旧領取調帳 九州編』による。
 2 原史料に記載の村高のうち升以下の数値は切り捨てた。

う大きな石高増加がみられたが、他の郡山村・川田村は微減、西俣村は微増で、この両期の郷全体の村高合計高はほとんど変わらなかった。そして後期には、郡山村が一〇〇石前後と大きく増加したことを除いては、外の五村は軽微な村高増減に止まり、大きな変化はなかった。

一方、伊集院郷に属していた嶽村と有屋田村は、江戸初期から中期の延享年間にかけては、両村ともかなり石高減少がみられたが、その後明治にかけては嶽村微増、有屋田村微減とそれほど大きな変化はなかった（寛文「薩摩国郡村高辻帳」、「三州御治世要覧」、「伊集院由緒再撰調」、「旧高旧領取調帳 九州編」）。

江戸時代の郡山町域の耕地開発

余談ながら、一七世紀後半から一八世紀前期にかけては、薩摩藩に未曾有の新田・新地開発ブームが到来した時期で、藩内では農地が飛躍的に増大し、それにもなつて多くの村で石高の増加がみられた。

江戸前期、三つに分村する前の旧東俣村域の約四〇〇石、西俣村の約一三石の石高増加は、このような藩内の一般的動向と連動しておこつたことを考えることができるが、同時期、郡山郷の郡山村で約四〇石、川田村で三七石余、伊集院郷の嶽村で六八石余、有屋田村で約三三石と、この四村では反対に村高の減少がおこっている。

これまでの太閤検地研究によって、豊臣秀吉の命による一六世紀末の島津領文禄太閤検地の際、島津氏に対する豊臣政権の特別な政治的思惑から、島津氏の全領域において、その生産力の実態を無視

した高額な村高の設定が意図的に行われたことが知られている。その後、この弊害に大きく苦しめられることになった薩摩藩は、江戸時代最初の領内総検地（慶長内検）で、新しい石高の表示基準として初一石五升をもつて高一石とする独特の石高制度（初高制）を採用して、領内各村の実態に即して改めて村高の設定をし直した。このような検地事業を通して、結果として、藩内には旧来よりは村高が減少した村々が多数発生している。

このことを考慮すれば、先に指摘した郡山村・川田村・嶽村・有屋田村の江戸初期から中期にかけての村高減少は、薩摩藩の慶長内検における村高の見直し変更措置に大きく起因している可能性も考えられる（『吹上郷土誌 通史編一（近世 近代）』六八〜六九頁）。

なお、一八世紀半ばの延享年間以降明治期にかけては、郡山町域に所在した江戸期の八ヶ村のうち、郡山村の一〇〇石前後の石高増加を除いては、ほか七ヶ村はいずれも二〇石前後かそれ未満の少額の微増・微減の状態で村高が推移している。このことは、江戸後半期の一世紀余りの間、現在の郡山町域に所在した村々のどこでも、大きな村高の増加、すなわち農地面積の大きな増大に反映するような耕地開発はなかったことを示している。

郷土耕作分の石高（郷土作職高）

江戸時代、麓を中心に多くの武士（郷土）が生活していた地方の郷の中では、百姓たちと並んで郷土による農業耕作（作職）も普通に見られた。したがって薩摩藩の田地や畑地の中には、藩や私領主から百姓たちの農業用として配当された農地のほかに、郷に住む武

表 4-10 郡山郷と伊集院郷の郷士高

〔升以下は切り捨て〕

年代 \ 郷名	郡山郷の郷士高 (郷高比)	伊集院郷の郷士高 (郷高比)
寛永16年 (1632)	65石5斗 [7%] 内、寺社高 2石	1, 662石0斗 [9%] 内、寺社高 701石7斗
正徳3年頃 (1713)	364石8斗 [7%] 内、寺高 2石	1, 855石7斗 [12%] 内、寺高 703石2斗
延享3年頃 (1746)	507石余 [9%]	2, 354石余 [15%]
文政9年頃 (1826)	624石9斗 [11%] 内、寺高 2石	2, 499石4斗 [16%] 内、寺高 671石7斗
弘化末～嘉永期頃 (1850前後)	638石5斗 [11%] 内、寺高 2石	2, 588石2斗 [17%] 内、寺高 671石7斗

- 注1 典拠は「島津家列朝制度卷之五十二」・藤井本「要用集抄」(入来町藤井家所蔵)・「三州御治世要覧」・「薩藩政要録五」・「要用集五」である。
 2 郷高は升以下は切り捨て、郷高に対する郷士高の比率は小数点以下は四捨五入した。
 3 寛永16年の郡山郷と伊集院郷の郷高比は、寛文の「薩摩国郡村高辻帳」の村高合計値を郷高として用いた比率を示している。

士たちの耕作用として与えられた農地もあった。また、浦や浜のある郷では浦浜人たちの耕作分の農地もあった。薩摩藩では、この農地のことを作職地、それを石高評価して表示したものを作職高といい、郷士の知行耕作分を郷士作職高(衆中作

職高)ないしは単に郷士高(衆中高)、そして農民への配当耕作分を百姓作職高(百姓受取高)、そのほか浦浜人の耕作分を浦人作職高とよんだ(地方の郷士持ちの作職高のうち、郡山郷や伊集院郷等のように直轄郷とは異なって、日置郷や永吉郷等のように私領主の家臣(家中士)が主人の高を分給してもらって所持耕作したものは家中作職高とか家中士高等とよばれた)。

表4-10は、郡山郷と伊集院郷の郷士たちへ耕作用の土地として与えられた郷士作職高(以下、郷士高)の推移を示したものである。これらの郷士高が郷高全体に占める比率は、江戸前期から中期の正徳年間頃までは七割、その後一八世紀半ばの延享年間頃で九割、そして江戸後期には約一割である。江戸中期以降、郡山郷の郷高は停滞的に推移したにも拘わらず、郷士高の比率は時代の進展とともに徐々に大きくなっていったこと、すなわち郷士たちの耕作する農地面積は江戸末期には初期の二倍近くまで増えたことがわかる(「島津家列朝制度」卷之五十二には寛永期の郷高を記載していないが、その時期の郷高は寛文の「薩摩国郡村高辻帳」に載せる五一九八石余とほとんど一致するものと推測される。したがって寛永年間の郷高全体に占める郷士高の比率を約七%と推計できる)(藤井本「要用集抄」・「三州御治世要覧」・「薩藩政要録五」・「要用集五」)。

百姓配当分の石高(百姓作職高)

郡山郷には浦浜や野町がなかったので、その郷高の内容をなす田畑は、藩に登録・認定されている耕作者の身分によって、大きく百姓作職高(百姓受取高)と郷士作職高に二分されていたと考えてよ

い。そうすると郡山郷の百姓たちの受取り耕作分として藩から配当されていたおおよその百姓作職高は、郡山郷の郷高から郷土作職高を差し引いた額、すなわち江戸前期の寛永年間（一六三〇年代）で推定四八三二石、中期の正徳年間（一七二〇年代）で約五二四〇石、延享年間（一七四〇年代）で五〇三五石、幕末の文政年間（一八二〇年代）で五〇〇八石、弘化末・嘉永年間（一八五〇年前後）で五〇四五石に近い数量だったことが推測される。

百姓配当分の作職高は、一七世紀半ばから一八世紀初めにかけての江戸前期には約四〇〇石もの大きな増加があったが、その後一八世紀半ばにかけて約二〇〇石、一九世紀初期にかけてさらに三〇石弱の減少がみられた後、幕末には増加に転じているが、江戸中期以降の百姓作職高は、全体を通じてみれば、途中若干の増減はあったもののほとんど停滞的に推移した観がある。

このことは、江戸前期の一七世紀後半から中期の一八世紀初めにかけての新田開発等を通じた郡山郷における百姓耕作分の耕地面積の増大をうかがわせてくれる一方で、その後の一八世紀半ばにかけては、同郷の百姓人口が大きく増え続けたにも拘わらず（表4-7）、何らかの事情で百姓配当分の百姓作職高が短期間のうちに大きく減額措置を受けたこと、それによって生じた百姓作職高は江戸時代の終わりまで大きな変更を受けることなく維持されていた事実を知ることができる。

郡山郷の給地高と蔵入高

薩摩藩の石高は、その土地にかかる貢租（年貢）取得権を誰が所

持するかの違いによって、蔵入高と給地高に大別される。蔵入高は田畠の貢租が藩の財源として藩蔵に納入される藩直轄の土地の高で、給地高は家臣団（私領主・鹿児島城下士・郷士など）や寺社に知行として与えられた高をいった。そして給地高のうち、鹿児島居住の私領主や城下士に給与されたものを鹿児島高といい、地方の藩直轄郷の武士（郷士）たちに知行として与えられたものを郷士高（古くは外城高）とよんだ。

郡山繁幸所蔵古文書中のデータによれば、幕末期の郡山郷五六八〇石余のうち、百姓耕作の蔵入高は約一四二七石とする。とすると、残る約四二五三石が私領主や城下士・郷士等の給地高ということになるが、このうち約三四九七石は城下士分の高としてデータを掲げるが、郡山郷士分の知行高や郷外の郷士知行分の石高は不明である（ちなみに『鹿児島県史』によれば、幕末の弘化・嘉永期（一八四〇年代後半）の薩隅日三州分約七四万石の藩高のうち、蔵入高は約二七万石、給地高は約四七万石、その給地高の内訳は鹿児島高約三一万石、郷士高約一二万石、その他約三万石であった）。

郡山町域八ヶ村の江戸末期の農地面積

先に、表4-9により江戸時代の郡山町域の各村高とその合計高としての郷高を示したが、これらがどれくらいの面積の田地や畑地等を内容とするものであったのか、具体的な数量を確認できる記録は残されていない。

しかし、同表で示した郡山郷六ヶ村の各村の石高と合計の郷高五六三九石余、並びに伊集院郷所属の嶽村・有屋田村両村石高と合計

高七八五石余については、それぞれの石高が具体的にどれくらいかの面積の田地や畑地・宅地等によって構成されていたかを『鹿児島県地誌』によって類推できる。

『鹿児島県地誌』は明治維新からさほど隔たっていない明治一五年（一八八二）頃に編纂された総合地誌で、当時の各種の統計データを掲げる。表4-11は、同書によって、郡山町域の郡山郷六ヶ村と伊集院郷二ヶ村の田地・畑地・宅地・切換畑の面積を村別と所属郷別に示したものである。これによれば、明治初期の本町域では畑地が田地をかなり上回っており、これに切換畑を含めると畑地面積は田地の一倍半に上っていたことが理解される。

次に村別にみると、個々の村の保有する田畑の面積には、それぞれの村域の広狭や村内に抱える平地や山林・原野の多寡といった地勢等の違いにより大きな差があった。幕末から明治初期にかけて郡山町域内では耕地面積が大きく増大するようにはなかつたので、恐らくは江戸時代の終り頃の郡山町域内の田・畑面積は表4-11にみるデータとあまり変わることがなかつたものと推測される。

ところで、先に現郡山町を構成する郡山郷六ヶ村と伊集院郷所属の嶽・有屋田両村の村高の合計高が、一八世紀半ば以降はほとんど停滞的に推移したことを指摘した。このことは、一般に村高の内容の大部分をなす農地が田地であることを考えると、江戸中期から明治に至るまでの本町域において、石高の拡大に直接大きく結果していく大規模な田地の開発（新田開発）などなく、その面積は大きく

表4-11 明治13~15年（1880~82）頃の旧郡山郷と旧伊集院郷嶽村・有屋田村の村別の田・畑・宅地面積（税地）

A 旧郡山郷諸村の田・畑・宅地面積

村名	田 町・反・畝	畑 町・反・畝	宅地 町・反・畝	切換畑 町・反・畝
郡山村	141・9・1	136・0・9	19・1・0	72・9・0
油須木村	91・9・6	59・0・4	5・1・0	0
西俣村	60・7・6	72・2・5	7・2・4	40・2・2
東俣村	69・9・2	156・7・4	12・0・4	0
川田村	33・3・3	65・1・8	4・2・1	0
厚地村	90・8・4	79・8・8	15・7・3	34・3・3
合計	488町歩余	569町歩余	63町歩余	147町歩余

B 旧伊集院郷嶽村・有屋田村の田・畑・宅地面積

村名	田 町・反・畝	畑 町・反・畝	宅地 町・反・畝	切換畑 町・反・畝
嶽村	54・4・6	84・5・3	9・8・4	0
有屋田村	24・6・6	37・8・4	3・2・1	0
合計	79町歩余	122町歩余	13町歩余	0

注1 本表は「鹿児島県地誌 下」により作成した。地目別の面積表示の畝未満の歩は切り捨てた。
 2 村の掲載順位は原史料の順番に従った。

変わることがなかつたことを示している。

【参考・引用文献】

- 「島津家列朝制度 卷之一・二十九」：『藩法集8 鹿児島藩上』、藩法研究会編、創元社、昭和四四年
- 「薩藩日記雑録後編五」：『鹿児島県史料』、鹿児島県維新史料刊行会、昭和六〇年
- 『薩隅日地理纂考』：鹿児島県教育会、昭和四六年
- 「鹿児島県地誌 下」：『鹿児島県史料集17』、鹿児島県立図書館、

昭和五一年

尾口義男「薩摩藩と近世琉球国の人口」：『黎明館調査研究報告13』
鹿児島県歴史資料センター黎明館、平成一二年

『吹上郷土誌 通史編二 近世近代』吹上町、平成一四年

尾口義男「薩摩藩の人口」：『黎明館調査研究報告一一』鹿児島県
歴史資料センター黎明館、平成一〇年

「薩藩政要録四」：『鹿児島県史料集1』鹿児島県立図書館、昭和
三四年

「要用集四」：(安政元年頃改編)『鹿児島県史料集29』鹿児島県立図
書館、昭和六三年

尾口義男「薩摩藩の享保内検と三州御治世要覧」：『宮崎県地域史
研究七』、平成七年

藤井本「要用集抄」(入来町藤井家所蔵)

「大御支配次第帳」(鹿児島県立図書館蔵)

「三州御治世要覧」：『鹿児島県史料集25』、鹿児島県立図書館、
昭和五九年

「島津家分限帳」(宝暦六年一〇月改)：『薩州島津家分限帳』

「薩摩国郡村高辻帳(新修旧鹿児島藩領国・郡・郷・村・浦・町附)」
(寛文四年)：『鹿児島県史料集23』鹿児島県立図書館、昭和五七
年

「鹿児島藩租額事件」：『近世社会経済叢書4』、改造社、大正一五年

「伊集院由緒再撰調」(天明8年)：『伊集院町誌』、平成一四年

「郡山繁幸所蔵文書」：(「郡山繁雄所蔵文書」として)『(旧)郡
山郷土史 上巻』昭和四六年

「藩内兵備表」(明治二年)：『鹿児島県史料 忠義公史料』

『旧高旧領取調帳 九州編』：『日本史料選書18』昭和五四年
尾口義男・先田光演・山下文武『鹿児島県の地名』用語解説：平凡
社、平成一〇年

第二節 薩摩藩の農村支配と郡山郷の村

1 薩摩藩の門割制度と郡山郷の村支配

薩摩藩の村支配のしくみ

江戸時代、薩摩藩は、鹿児島島の藩庁に郡方(こおりがた)(はじめ郡座)という
役所を設けて、百姓たちの農作業や共同体生活のありかたをはじめ、
年貢や夫役(ぶやく)(強制的な労役)、治水・灌漑(かんがい)、新田開発、検地のほか、
藩の農政全般を管轄させた。この長官を郡奉行といつた。

地方の郷では、この郡奉行の統括と指令のもと、鹿児島藩任の地
頭に代わり、実質郷の行政の中心となった数名の囃(あつかい)(のち郷士年寄)
が、農政分野でも最高責任者として支配や指導にあずかり、その下
で郡見廻(こおりみまわ)という役人が農事や土地支配全般に関わる実務を担当した。
各村には麓郷士から選任の一人ないしは二人の庄屋が置かれ、郷
士年寄の指示や指導を受け、郡見廻の協力を得て、藩や郷から村に
発せられたさまざまな法令や命令等の周知徹底にあたる一方、村か
ら郷や藩への願や届等の取次を行い、百姓たちの作職(さくしき)(農作業)や
貢租(年貢)・夫役のこと、また、村政運営の責任者として百姓た
ちの日常の農事から共同体生活全般の指導・監督にあたった。

そして、村の中は、多くの場合いくつかの方限ほうぎん（村の中の小村組織）に区分され、その方限には名主という百姓役人が選任されて、郷士の庄屋を助けて村政は進められるしくみになっていた。

江戸幕府や大半の大名の領地では、武士は城下町に集住して、村の庄屋役人は百姓から選ばれるのが普通であったが、薩摩藩では百姓たちの村に近接して各地に郷士の麓があり、その村の中では農耕をする郷士も多数いて、村政は郷士庄屋によつて運営されたので、百姓たちの生活は、それだけ藩や武士により多くの規制と強い監視を受けることになった（『吹上郷土誌 通史編一 近世近代』、『宮崎県史 通史編 近世下』、原口虎雄「薩摩郷士生活の経済的基礎」）。

郡山郷の村の支配

「旧藩時代郡山郷役員」（伊集院町立図書館所蔵「有馬俊郎氏旧蔵史料」）は、江戸時代の郡山郷の村の支配に関わったさまざまな役人の人数を記す。これによれば、同郷の実質の最高職であった四人の郷士年寄（嚙）の下に、日常的に直接村や百姓たちの支配に関わる立場にあった役人としては、郡見廻が二人、郷士の庄屋が各村一人ずつで計六人、その庄屋を助ける名主は村の規模に応じて四人ないしは三人が置かれていたことがわかる。

また、これらの外に、触役ふれやく一人、野廻一人・炉楮掛いろぢりかけ二人・行司一人・竹木見廻一人・用水掛一人・牛馬役一人・橋掛二人・鹿倉見廻（人数不明）等の役人がいたことも知られる。

村の中の農民組織「門」かど

江戸時代を通じて、薩摩藩本土では、どの地域でも村の中に門ないしは屋敷とよばれる農民の組織がみられた。この門と屋敷（以下、屋敷を含めて門と総称）は、多くは数戸の百姓農家から組織された農業経営体で、名頭なごうとよばれる代表責任者の百姓のいる農家と名子なごという平百姓の農家から構成され、名頭屋敷を中心に門単位で村の一定地域に小集落を形成して生活していた（一門当りの名子数は、同じ郷の村でも必ずしも平均的には分布しない。村の百姓人口の多寡や時代等により大きな差違がみられる。また、同一村でも藩による一村検地（検地・門割（かどわり）を境にした前後、及び検地を起点とした時間差等）によつて名子数は大きく異なる。そして時代と地域を問わず、百姓の人口や家族数の少なかつた村の中には、名頭農家だけの門もかなりみられた。したがって、門を名頭農家と名子農家からなる複合家族と単純に理解することは慎まねばならない）。

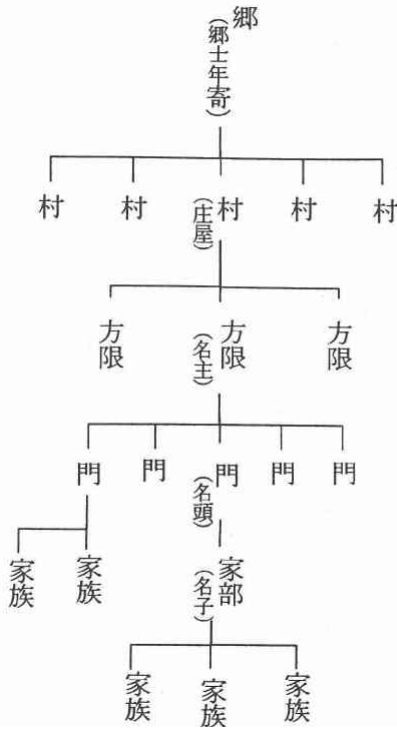
所属を同じにする門百姓たちにとつて、門は日常の農作業や生活を協同・一体的に営む農民組織で、その多くは名頭家と名子家が同じ祖先をいたたく間柄という觀念を持ち、先祖供養の祭りや年中行事等も名頭を中心に行う擬制的家父長制的な同族関係で結ばれていた。

門を統括する名頭は、藩から村支配の基本単位となる門のリーダー百姓として特別な地位と一定の特典等を与えられて、名子はじめ門内の百姓たちを率いて農作業はじめ共同体生活全般を統括する責務を負わされていた（『宮崎県史 通史編 近世下』、『吹上郷土誌 通史編二 近世近代』、小野重郎「門の家と同族集団」、同「薩摩半島民家図譜」・「薩摩半島の民家の構造と家の神」）。

村の支配のしくみ「門割制度」かどわり

江戸時代、幕府や多くの大名の領地では、安定的な農業経営ができて公定の年貢や夫役を確実に負担できる能力を備えた百姓農家を、村支配の基礎単位として個別に把握して治める方法が一般的にみられた。しかし、薩摩藩では村支配のあり方を大きく異にして、江戸時代の早くから、領内検地事業を通して、領内の百姓を、前述した擬制的な家父長制的家族共同体の門に組み込み編成していくことに努め、その門を公的な村落支配や徴税の基本単位とする独特の農村支配の方式を生み出して確立した。このように門組織を村支配の基本単位として、薩摩藩が江戸時代を通じて行った村落支配のしくみ

図4-1 薩摩藩の村の支配



を門割制度とよんでいる(図4-1)。

村と門・方限ほうぎり

前述したように、薩摩藩の多くの村では、門割支配の効率化や貫徹を図るために、一般に村の中の門を数個から十数単位でもって、いくつかの方限に地域割りして支配を行った。

郡山郷の西俣村の場合、江戸時代は平原・中・下の三つの方限に分かれていて、北部の門は平原方限、村の中央部の門は中方限、南部の門は下方限に所属していたといい、東方に位置する川田村にも少なくとも三方限はあったことが推測されている。

それぞれの方限には、とりまとめ役として門の名頭みょうとう百姓から選出された名主が置かれ、一村支配の責務を負った郷士の庄屋役人を補佐するしくみになっていた。例えば西俣村の場合、廃藩置県のあった明治四年(一八七二)に霧島神社境内に建てられた石碑によれば、明治維新前後、同村の中方限名主を辺保木門名頭の善四郎、下方限名主を原之園門名頭の善助が務めていたことがわかる。また、川田上の南方橋袂の用水路ほとりに残る文久二年(一八六二)建立の水神碑によれば、幕末期の川田村には善四郎・新次郎・善一郎という三名の名主百姓がいたことが知られる(『(旧)郷土史 上巻』)。

郡山町域の村の門

郡山の旧八ヶ村の村々にはそれぞれどれくらいの門があったのか。藩による一村検地の際に作成された検地次第帳や一村門名寄帳や門名書上帳等があれば、村の門数や個々の門の名称を知ることができ、そのような史料の存在が郡山町では知られていない。したがって旧八ヶ村の門数や門名の全ては明らかにできないが、町内に残る

石碑や神社棟札・
絵図等によって、
一部は知ることが
できる。

〔郡山村の門〕

郡山村（江戸後
期の村高一八〇〇
石余）については、
同村の村高の規模



南方橋そばの水神（川田中）

から最低でも門が五〇前後はあったものと推測されるが、その一部を、^{くぐも}潜木神社前から少しさかのぼった井手上の県道の右脇にある「井手上井堰碑」より知ることができる。碑銘によれば、寛政一三年（一八〇一）二月、ここより少し上流の甲突川で、郷士・百姓等二〇〇人余りが石造りの井堰（石堰）の築造工事に従事して、下流域の灌漑のために用水路を開き、石橋を架けたことが知られる（今、石橋はないが、昔は潜木神社境内近くの用水路に架かっていたという。碑銘・写真は第一〇編第二章参照）。その橋脚のあった所から掘り出された石灯籠の台石（潜木神社安置）の刻銘から、福田門・前之藪（前藪）門・常葉門・瀬戸口門・大坪久田門・出水門・福永門・柳田門・南門・中吉門・井手上門・上之門・新留門・下之門の一四門が確認される（潜木神社下用水路石橋脚碑銘「有馬俊郎氏旧蔵史料」、『（旧）郷土史 上巻』）。

また、明治五年（一八七二）に開拓夫として郡山郷から北海道へ移住した百姓名を記録した「北海道開拓夫面付帳」（「有馬俊郎氏

旧蔵史料」）には、松元門や森園門・諏訪原門の名が見え、潜木神社の明治七年（一八七四）棟札や郡山政雄所蔵の安永六年（一七七七）「久保山門名寄帳」（写）によれば、園田門・脇田門・田畑門・久保山門等もあったことが知られる（『（旧）郷土史 上巻』）。

〔油須木村の門〕

油須木村（四三〇石前後）の門名は、^{ちかともや}近都宮神社の明治七年（一八七四）の棟札によって知ることができる。これに記された門名は、宮路門・井手原門・中ノ門・永田門・稻留門・末吉門・久保門・徳永門・福元門・吉松門・栗須門・宝尺門・米丸門・徳田門の一四を数えるが、この数は、村高の規模からみて、江戸末期の同村にあった門の大半を占めているものと思われる（『（旧）郷土史 上巻』）。

〔西俣村の門〕

西俣村（七八〇石前後）は、門数が二〇は越えていたものと推測されるが、確認できるのは、明治四年（一八七二）の霧島神社改築の折、境内に建てられた石祠にある原之園門・辺保木門・宮地門と、前掲「北海道開拓夫面付帳」に掲げる今村門の四門のみで、大半は不明である（『（旧）郷土史 上巻』、「有馬俊郎氏旧蔵史料」）。

〔東俣村の門〕

東俣村（前同一二〇〇石前後）については、同村の郷士や門百姓たちが元文四年（一七三九）八月二日に一之宮神社に奉納した二十三夜待ちの御幣を納めた箱があるが、この蓋裏に墨書された奉納者名の中に、内侍門・福留門・白石門・東門・谷口門・田中門・大文屋敷・小城門・七ヶ所門・田淵門・寺首門・^光飯屋門・片平門・井上門・大園門・中園門・淵上門・畠田門・上園門・淵脇門・大淵脇

門・福山門・坂口門等、合わせて二三門・一屋敷の名称が見出される。墨書には、村高からみて、当時の東俣村に存在した門のうち約半分強から三分の二程度の門名が書き上げられているものと推測される(『(旧)郷土史 上巻』)。この外に、郡山政雄旧蔵の安永四年「米永門名寄帳」(写)より米永門、「北海道開拓夫面付帳」より受園門・水口門があったことも知られる。

〔川田村の門〕

川田村(前同五二〇石弱)の門は、「北海道開拓夫面付帳」より片平門・坂口門、南方橋袂にある宝暦七年(一七五七)建立の水神碑より外園門の存在を知ることができるが、大半は不明である。

〔厚地村の門〕

厚地村(前同九〇〇石弱)については、延宝八年(一六八〇)作成の「花尾権現社領厚地村絵図」(鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵、写真は第一〇編第一章参照)によれば、村の東部に上床門・寺屋敷・谷口門・竹之下門・中原門・東座門・原口門・園田門、中央部の南北にかけて寺光門・今別府門・石谷門・久保山門・衣谷門(いいたに)・狩集門・小原門・新界門・尾崎門・岩戸門、西部に脇之門・徳田門・茄子田門(なすびだ)がみえるのをはじめ、ほかに図面作成後の書き込みと思われる竹下門・盛満門・中原門・坂口門・柳田



厚地村境界石

門・吉永門・末吉門・松永門・久保田屋敷等の名称もみえ、江戸前期の一七世紀末頃の厚地村には二九門・一屋敷の百姓経営体が存在したことがうかがわれる。絵図中にみえる厚地村の三〇の百姓経営体群は、村高からみて、恐らくは一七世紀末の同村に実在していた門・屋敷のほぼ全てを網羅しているものと推測される(『(旧)郷土史 上巻』)。

ところで、享保一三年(一七二八)「花尾神社権現御祭りのこと」はじめ延享四年(一七四四)「庄屋松山覚佐衛門外五名願」(二件とも黎明館所蔵)、嘉永四年(一八五二)「花尾神社碑」、及び明治五年「北海道開拓夫面付帳」にも、同村の門名の一部が記載されているが、これらの史料の門名中には、田中門・福元門・大平門・米倉門・永田門・久保田門・野下門・丸山門・福永門等、前掲「厚地村絵図」には記載のない相当数の門名が見える。

このことは、絵図が作成された延宝期以降の江戸中期の享保内検(一七二二〜二七)、

あるいはその後の部分検地における検地・門割事業にともなう同村の再編・整備の際、江



熊野神社の棟札(本岳)

戸前期に通用していた百姓経営体（門）群の名称の一部が変更を受けたたり、あるいは新しい門が設置されたりするなどの出来事があったことを示している。

〔嶽村の門〕

伊集院郷所属の嶽村（幕末五〇〇石前後）には、二〇前後の門があったものと推測されるが、熊野神社に残る享保一四年（一七二九）・天明三年（一七八三）・文化一四年（一八一七）・慶応四年（一八六八）の棟札と「伊集院由緒記」に収める嶽村の堂宇関係記事より、西門・嶽門・内園門・吉満門・今村門・平門・東門・内門等、八門が確認される（『（旧）郷土史 上巻』）。

〔有屋田村の門〕

有屋田村（幕末二九〇石弱）については、前掲「伊集院由緒記」によって宮田門・北門・吉村門・徳永門の四つの門名が知られる。

門と屋敷

江戸時代、郡山の村々には多数の門という百姓の農業経営体があったが、薩摩藩の村にみられた農民経営体は門だけではなかった。郡山郷における確認事例は厚地村の久保田屋敷の一例を数えるのみであるが、他郷の多くの村では、門のほかに「屋敷」という百姓経営体も混在してみられた。この門と屋敷の間には、江戸時代の初めから一八世紀半ば過ぎまでは、経営体としての質にかなり大きな違いや格差があった。

例えば、江戸中期の享保内検（一七二二〜二七年）の前後、屋敷の構成員とは、安定的な農業を維持・発展させる経営基盤や条件を

十分に備えていない弱小の百姓経営体や名頭だけの単一経営体等、昔からの一般的な門に比べて格下の百姓経営体を指していた。彼ら百姓たちは保有する田畑の地味（土地生産力）が著しく低かったり、その保有耕地の規模や働き手が少な過ぎたり、経営実績に乏しい入植したての新参者であったりとその理由は様々だが、それらの多くに屋敷という格付を与えて、門とは厳格に区別して支配していた。

この門と屋敷を区別した薩摩藩の農村支配の方式は、一八世紀半ば過ぎまで続けられたことを確認できるが、その後、藩内の村々で屋敷百姓たちが経営を発展させ、成熟した農業経営体として門との同質化が進行すると、一八世紀後半から一九世紀初頭には、門と屋敷に対する薩摩藩の農政上の区別は消滅していった。そういった農政の変化を反映して、一八世紀後半以降に部分検地（後出）があつて、門・屋敷の経営体名称まで含めて大きな村落秩序の改編・整備を受けた村にあつては、検地門割以前に格付「屋敷」であつた経営体の大半が、検地後には「門」に格付の変更を受けている事例が多い（尾口義男「薩摩藩の門と屋敷についての一考察」、『近世後期の薩摩藩検地と村落再編成（その1）』）。

2 薩摩藩の内検と郡山の部分検地

門割制度以前の南九州の村

江戸時代の門という農民経営体の原型になった最初の門は、記録の上では、一三世紀後半から南九州のあちこちの村にみられるようになり、中世後期から近世の初めになると、薩摩・大隅・日向国か

ら肥後国の南部地域にかけての村で広く一般的となる南九州農民の農業経営体である。

その農民経営体としての特色や性格は、家父長制的複合大家族に支えられた規模の大きい安定した農業経営体で、それぞれの村落において百姓たちの社会的な生活や結びつきの最も有力な単位となっていた組織であった。

そのため、名頭を中心に多くの百姓たちが強い結束力をもって安定的に農業経営と生活を行っている門は、当時の島津氏をはじめ多くの在地領主たちにとっては、年貢の収取や夫役の徴発ほか村落支配の対象としては最も頼りになる組織であった。このような門の存在の傍らで、一方では、中世以来の全国規模での農業の発展を背景に、門の名頭に隷属していた百姓たちの中に自立的な動きを進めて、不安定ながらも小規模な農業経営を實現していこうとする者もあちこちの村に出現し

薩摩藩の内検（領国検地）と門割制度

ていた。こうした小百姓経営は屋敷とよばれ、戦国後期から江戸初期には、その経営は南九州一円に大きな広まりをみせて発展をみせつつあった（晋哲哉「門出現の土地制度史上の意義」、桑波田興「南九州と門」、『宮崎県史 通史編 近世下』、『吹上郷土誌 通史編 二 近世近代』）。

図4-2 薩摩藩の検地と藩政史上の主な出来事



注、☆は豊臣政権の強制で実施された島津領の総検地。
 ◎は薩摩藩が独自に実施した領内総検地（内検）。
 ○は薩摩藩が近世後期に局地的に実施した村検地。

昔からの伝統的な門百姓による大農経営の傍らで、小百姓による屋敷経営が次々と出現するという農村秩序を抱えた南九州の戦国大名島津氏の領国に対し、文禄三年（一五九四）から翌年にかけて、豊臣秀吉は太閤検地を強行した。その後、これに引き続いて、江戸前期の約一三〇年の間に、薩摩藩領内では、慶長内検（一六一一～一二）・寛永内検（一六三二～三四）・万治内検（一六五七～五九）・享保内検（一七二二～二七）と、藩によって四回の領国総検地（内検）が実施された（図4-2）。

これらの検地事業を通して、南九州の薩摩藩領では、屋敷経営のような小百姓による経営の自立化や発展を求める社会的な動きは、次第に藩の農村政策として拒絶されるようになり、やがては全ての領内百姓を門に組織づけて、支配の基礎単位として村や百姓たちを把握し治めるという独自のしくみ（門割制度）を徐々に生み出し確立していった（桑波田興「南九州と門」、『宮崎県史 通史編近世下』、晋哲哉「門出現の土地制度史上の意義」）。

門割のねらい

「門割」とは、薩摩藩の村検地事業の際に、門所持の田地・畠地等の割替え直しの再配分と、門農民の組織構成を見直す人的配置替えの再編をセットにして行い農村の支配秩序や共同体社会の改編事業のことをいう。

万治内検（一六五七～五九）の少し前の一七世紀半ばから、薩摩藩では藩財源強化や拡充のために、農民支配の強化と農業の振興・発展を図り、その農政の一環として、検地事業で門割を断行して村

を全面的に改編し、藩の支配に都合がよくて便益な村落支配のシステムや秩序の創出を積極的に努めた。

薩摩藩では、門が所持する田地や畠地等の生産評価額を石高で表したものを門高といい、日常の農作業や夫役負担むやくの中心的な担い手となった一五歳から六〇歳までの男子百姓を用夫いぶとよんだ。なお、薩摩藩の土地の石高査定は独自の石高制に基づく石盛により算定された。すなわち同藩では石高一石の内容が文録検地では玄米一石であったが、慶長内検で初一石五升、寛永内検以降は初九斗六升と変更された。

一七世紀半ばの万治内検の頃から、薩摩藩では、それぞれの村の門百姓たちの年貢や夫役などの公的負担の公平性を実現するために、一村検地の際に、各門の経営能力に見合った適量面積の耕地配分に努める一方で、門間の用夫人数もバランスのとれた状態を実現するために、従来の村や門の伝統的な社会関係や家族関係を解体して、百姓を配置し直す用夫配いぶくばい・人配にんばいを盛んに行うようになった。

この門割が、万治内検や享保内検では藩内全域の村で実施された結果、両内検期には藩全体の社会構造や支配秩序が大きく変質し、前代とは様相を一変させ、門割制度の確立をみるようになった（桑波田興「外様藩藩政の展開―薩摩藩」、『宮崎県史 通史編近世下』）。

御検地と門割

内検でも部分検地でもいったん藩によって村検地がおこされると、まず始めに、郡奉行はじめ藩の検地役人と現地の郷役人が協同して、村の個々の田畠等に対する面積や地味・生産評価額・所在・所持門かど

の土地調査、及び門の百姓に対する名前・年齢・性別・身分・健康状態等の人身調査、門所持の牛・馬数や茶・柿等の上木類の調査など、それぞれの門の保有する農業生産力や経営実態について厳密な調査・把握の事業を実施した。薩摩藩では、これら一連の調査事業を特に「御検地」とよんだ。

幕府や多くの藩の検地の場合、薩摩藩という「御検地」の結果に基づいて新しく百姓たちの年貢や諸課役の負担額が定め課せられて検地は終了するが、薩摩藩では完了までもう一つステップを踏まねばならなかった。

すなわち一七世紀半ばの方治内検の頃から、薩摩藩の検地では、村内各門の百姓労働力と耕地との間に適正なバランスを保たせて、百姓たちの負担する年貢や諸役など公的負担の公平を図るため、それぞれの門にその保有高（門高）に見合った適量面積の田畠を配当する一方で、昔から続いてきた門の家族構成や身分・社会関係をも解体して百姓を配置し直す事業「門割」を実施した。

このように、一七世紀半ば以降明治に至る薩摩藩においては、全領規模の内検であれ局地的な部分検地であれ、ほとんどの一村検地が「御検地」と「門割」をセットにして実施されている（尾口義男「薩摩藩享保内検と幕府享保の改革」、『宮崎県史 通史編近世下』）。

享保内検の大御支配門割と均分農村

享保七年（一七二二）、幕府による上米の制実施の発令を契機として、薩摩藩は、上米による幕府への財政支出分の財源を百姓への年貢増徴（増税）策でもって補充するために、享保内検（一七二二

〜二七）を開始し、五年間を費やして事業を完了させた。

この内検では、藩による財源拡充の一方策として増高方式（数量操作により石高増加を図ること）による百姓年貢の増徴策が採用されて推し進められた。しかし、そのことが領内百姓たちの生活や経営に及ぼすダメージの大きさを危惧した藩は、村々の門の経営体力強化や安定化に大きく意を注ぐ一方、事後の農村支配や門百姓の管理・徴税面からみた効率性や利便性の獲得にも積極的に努めたことが推測されている。

こういった薩摩藩の施策を受けて、享保内検時の全領規模での門割（大御支配門割）においては、藩内のほとんどの村で、農民労働力の均等化のために、門百姓の組織的で強制的な配置替（人配・用夫配）が広く行なわれる一方で、それぞれの門高（具体的には門持ちの田畠）も均等に配当された。

その結果、享保内検期には、耕地面積（門高）と農民労働力（用夫数）からみて、村や方限単位で平均的な経営規模を示す均分門群で占められる村々が、藩内全域でいっせいに出現することになった（尾口義男「薩摩藩享保内検と幕府享保の改革」）。

親疎門割と御救門割

享保内検の後、明治維新に至るまで薩摩藩では内検が実施されることは一度もなかった。しかし、一村ないしは数ヶ村を対象にした部分検地は各地で実施され続けた。

例えば、新田開発で村の近隣に大量の耕地が生まれたり、畠地から田地もしくは田地から畠地へと大量の耕地の変換（田地成・

はたちなり
 畠地成)が行われて、各門間の耕作面積や貢租・夫役負担量等に不平等な状態が発生したりした際、門百姓たちの負担の平準・公平化をはかる目的から、その村、ときには周辺村落まで含めた複数の村を対象に村落秩序の再編を図る検地が実施されている。この種の村検地は親疎門割しんそんかむわりとよばれた。

他方では、村ぐるみで門や百姓が著しく疲弊、困窮を見せ、放置すれば多くの門経営が崩壊して体制維持もできないような村が出現した場合、年貢・夫役徴収の基本台帳となる検地竿次帳に登録された百姓配当分の土地の石高査定を一定率引き下げて、課税基準の門高を縮小してやり(下り高)、過重な年貢負担額を軽減し、門百姓たちが経営体力を回復して、村の再建に取り組めるような条件や環境を整えるための村検地も実施された。したがって御救門割が実施されると、その後では村高のうち相当量の百姓配当分の門高が減少し、それは村高や郷高の減少として表れるケースもあった。

部分検地が集中して盛んに実施された期間は二つあり、第一期は宝暦・明和期(一七五一―一七七一)をピークとした寛保・延享期(一七四〇年代)から安永末期(一七八〇年頃)に至る一八世紀半ばの約四〇年間、第二期は文化前期(一八〇〇年代末)から天保期(一八四〇年前後)に至る一九世紀前半の約三〇年間である。

安政三年(一八五六)「相良角兵衛上書」(東京大学史料編纂所蔵)と現在県内に残る検地・農政関係史料をあわせてみれば、第一期・第二期とも、これらの村検地の大半は御救門割だったことが知られ、特に第二期のほとんどが御救門割だったことも推測される(「大支配之事二付吟味之書付」、尾口義男「近世後期の薩摩藩検地

について(一)」、同「近世後期の薩摩藩検地について(二)」、同「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成(その二)」。

郡山郷の部分検地

郡山郷でも、江戸後期の一八世紀半ば過ぎ、六ヶ村の全てで村検地が相次いで実施されている。

すなわち、「鹿児島県協力高事件整理書四十七」(鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵)によれば、同郷にはかつて「明和六年巳二月薩州日置郡郡山西俣村御検地名寄帳」・「安永二年巳二月薩州日置郡郡山川田村御検地名寄帳」・「安永四年未二月廿六日薩州日置郡郡山東俣村御検地名寄帳」・「安永六年酉二月廿七日薩州日置郡郡山厚地村御検地名寄帳」・「安永六年酉二月廿七日薩州日置郡郡山木村御検地名寄帳」があり、郡山政雄氏旧蔵文書中には「安永六年西六月廿七日(郡山村)久保山門名寄帳」があった。

これらの名寄帳によって、明和六年(一七六九)西俣村、安永二年(一七七三)川田村、安永四年(一七七五)東俣村、安永六年(一七七七)厚地村・柚須木村・郡山村でそれぞれ村検地が実施されたことを知ることができる。

郡山郷で村検地が実施された明和・安永年間前後の同郷六ヶ村の門百姓耕作分として藩から配当された百姓作職高は、前節で延享年間(一七四〇年代)には五〇三三五石、幕末の文政年間(一八二〇年代)には五〇〇八石に近い数量だったことを指摘した。郡山郷の村検地の前後で郷高が減少していることに注目すれば、この時期の同郷の村検地の多くは御救門割であったことが推測される。

しかし、一八世紀初期から半ば過ぎの明和・安永期前後にかけては、郡山郷の百姓人口が急激な勢いで増加していた時期にもあたるので、この時期の当郷の村検地の全てが単純にイメージされる御救門割のみであったとは考えられない。それぞれの村検地の背景や村落事情・目的はそれぞれに大きく異なっていたことが推測される。

「鹿児島県協力高事件整理書四十五」によれば、伊集院郷所属の嶽村でも天保一〇年（一八三九）に村検地があったことがわかる。

この前後にかけて、同村の村高が相当額落ち込んでいることをみると（前節表2-9B）、これは明らかに御救門割だったことが理解される（尾口義男「近世後期の薩摩藩検地について（一）」）。

【参考・引用文献】

『吹上郷土誌 通史編一 近世近代』吹上町、平成一四年

『宮崎県史 通史編 近世下』宮崎県、平成一二年

原口虎雄「薩藩郷土生活の経済的基礎」：『九州経済史研究』、昭和二八年

「有馬俊郎氏旧蔵史料」：伊集院町立図書館所蔵

小野重郎「門の家と同族集団」『社會と傳承 第九卷四号』昭和四〇年

同「薩摩半島民家図譜」・「薩摩半島の民家の構造と家の神」：

『南日本の民俗文化2 神々と信仰』第一書房、平成四年

塩満郁男編「伊集院由緒記」：『鹿児島県史料拾遺XV』鹿児島県史料拾遺刊行会、昭和四九年

尾口義男「薩摩藩の門と屋敷についての一考察」：『西南地域史研究 第五輯』文献出版、昭和五八年

同「近世後期の薩摩藩検地と村落再編成（その一）」：『黎明館調

査研究報告9』、鹿児島県歴史資料センター黎明館、平成一〇年
晋哲哉「門出現の土地制度史上の意義」：『西南地域史研究 第七輯』文献出版、平成四年

桑波田興「南九州と門」：『薩摩藩の構造と展開』西日本文化協会、昭和五一年

同「外様藩藩政の展開―薩摩藩」：『岩波講座日本歴史10』岩波書店、昭和五〇年

尾口義男「薩摩藩享保内検と幕府享保の改革」：『黎明館調査研究報告11』鹿児島県歴史資料センター黎明館、平成一二年

「相良角兵衛上書」：東京大学史料編纂所所蔵

同「近世後期の薩摩藩検地について（一）」『黎明館調査研究報告7』

鹿児島県歴史資料センター黎明館、平成八年

同「近世後期の薩摩藩検地について（二）」『同8』鹿児島県歴史資料

センター黎明館、平成九年

同「近世後期の薩摩藩検地門割と村落再編成（その二）」『同10』鹿児島県歴史資料センター黎明館、平成一一年

「鹿児島県協力高事件整理書四十七」：鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵

第三節 薩摩藩の農地と百姓の負担・暮らし

1 薩摩藩の農地の種類

地方知行制とさまざまな農地

門保有分の農地・門高

江戸時代、薩摩藩では、鹿児島城下と地方の郷村に多数の武士を配置して生活をさせ、これら城下土や郷土等に知行として農業用の田地や畠地を与え、農業経営や耕作を認める地方知行制を採用し続けた。そのために、藩内の村々では門（かど）の百姓たちの農業経営とならんで、郷土による経営や耕作、また、鹿児島城下土の知行する田畠の請負い耕作等もあまねくみられた。

城下土や郷土など武士身分者の所持する農地には、門の百姓たちが保有するものに比べて、租率（税率）や新地の開発所有条件などにおいてさまざまな特典が認められていた。また、百姓保有の農地でも、種類が異なれば租率や利用条件などに大きな差があった。

地方知行制が存続した特有の社会事情から、薩摩藩の村には、門高・浮免・抱地・永作・溝下見掛など、さまざまな農地があった。

近年刊行された『宮崎県史 通史編 近世下』と『吹上郷土誌 通史編 二近世・近代』は、それら農地に関する諸書の業績を総合的に踏まえて記述されており、以下は、主に両書によって記す。

（注）薩摩藩の農地に関する全般的な著述や業績について、古くは『鹿児島県史 第二巻』や原口虎雄「薩摩郷土生活の経済的基礎」（『九州経済史研究』）や『鹿児島県の歴史』等があり、個別的には、浮免については安藤保「近世薩摩藩の浮免について」（『薩摩藩の基礎構造』）や桑波田興「外様藩藩政の展開・薩摩藩」（『岩波講座日本歴史10』）、抱地や永作については松下志朗「鹿児島藩の仕明地開発について」（『西南地域史研究 第七輯』）等の優れた研究がある。

門高は、検地門割の際に百姓耕作分として門に配当された田地や畑地などをいい、薩摩藩の農地の大半を占めた。その多くは生産力の安定した熟田畑によって占められていた。

門高への租率は、蔵入地・給地ともに、正租分に高掛の貢租分を含めて初高一石につき米三斗九升八合であった。

門保有分の門高は、門割の際に用夫数や名子数など門の規模に応じて一定面積の耕地が配当され、それを名頭が一定の割合でもって受給資格をもつ名子や用夫に配ることになっていた。

「大御支配次第帳」によれば、享保内検における門への高配当は、まず用夫の人数に応じて割り当て、名頭へは役得として名子より五分の一増しに配分するよう、藩から指令が出ているが、現地の村落事情によつては、名頭・名子の平等な門高配分も認めた。この門高の配分方法は、その後の薩摩藩の部分検地でも原則的には踏襲され、幕末検地でも確認される。

門高を受け取る資格をもつ百姓は、一般には一五歳から六〇歳までの男子の用夫と理解されているが、享保内検後の村検地で実際に門高の配当を受けたのは、村の中核労働者として農耕に従事し夫役を負担できた現夫と呼ばれる健康体の用夫のみであった。

ところで、明和八年（一七七二）の大隅国始良郷（吾平町）上名村の検地門割では、一二歳から五八歳の現夫を対象に門高が支給されているが、このような受給対象の用夫の年齢を考慮した現実的な門高支給は、近世の門割では広く行われたことが推測される（肝属郡吾平町松下三郎所蔵「御検地門割方諸願書書留帳」）。

門高は、門を支配・知行する領主との関係から、藩の蔵入地に指

定され、年貢の藩庫納入を義務付けられた「蔵入高」と、城下士や郷士など武士への知行の一種として与えられた「給地高」に分かれる。それらを耕作する門は、前者を蔵入門、後者を給地門とよんだ。給地門には、一人の武士が一門(かど)全部を知行して支配する持切門と、複数の武士が分割して知行する持合門があった。一般に前者は知行高の大きい城下士や上級郷士の門高知行にみられ、後者は持高の少ない下級郷士の門高知行に多くみられた。

武士知行の農地・浮免

浮免は、城下士や郷士など武士に与えられた知行地の一種で、門高と同じように検地竿次帳に登録(高付け)され、門割の際に門高と同じように土地割替の対象となった農地をいう。多くは地味良好な熟田の本田畑で、武士が使用収益権をもち、夫役はつかなかった。浮免の種類には、大浮免・番浮免・門付浮免・庄屋浮免・抱地浮免・万浮免・作職浮免・小浮免・永作浮免・山野浮免など、さまざまものがあつた。それらを藩に納める租米の税率との関係でみると、初高一石につき出米・賦米九升二合という低率の納米が可能な大浮免・番浮免・門付浮免・庄屋浮免などの給地系浮免と、原則として門百姓なみの米三斗九升八合という高率の租米を納める万浮免や作職浮免・小浮免・永作浮免などの蔵入地系浮免に二分される。

浮免の所有については、一般に「郷士知行の門高に編入されない自作自収の熟地にして租米九升二合を納める士族給養の田畑」という説が定着しているが、実際には、城下士持ちの鹿児島高の比率が薩摩藩の給地高の大きな割合を占め、郷士持高分は一七世紀後期の

延宝年間で二〇割前後、幕末の嘉永年間で二七割程度であつた。また、一八世紀以降、郷士持高が増大した理由に、郷士の新地開発で生まれた抱地高(次項参照)が多くを占めていたことを考慮すると、郷士の自作自収の浮免は、定説ほど多かつたとは考えられず、城下士が地方の門百姓や郷士に請負耕作を依頼して収益を得ていた浮免や蔵入地等の浮免も多かつたことが推測される。

武士特典の開発農地・抱地

抱地は、武士のみの特権として、城下士や郷士等が百姓の年貢対象の耕作地(現高)や経営に支障のない原野等を、藩の許可を受けて、自作自収を建前に自費開発して得た田地や畠地をいい、開発後には永代所有が認められていた。租率は浮免と同じ初高一石につき米九升二合で、夫役はつかなかった。古くは持留と呼ばれていたが、天明四年(一七八四)に抱地と改称された。

抱地の取得については、藩の郡方の免証文を受けて開発に着手し、開発した土地は三年間の農作物作り取りが認められた後、四年目に藩の役人による竿入れ(土地の丈量調査)が行われる。一〇年以上を経過して、農地として地面や地味が確定したら、直竿(修正の丈量調査)を行って納税額を確定する定めになっていた。その際、当初の免証文で認めた面積を超えた分の土地については、藩が蔵入地に収公することになっていた(東京大学史料編纂所蔵「農政心得全」)。

抱地は税率が低かつたので、多くの武士が開発を望んだが、高上の分限規定があり、軍役高に結ばれる土地であつたため、所有面積には制限があり、家格の高い上級武士ほど所有は多かつた。

給地高に占める抱地高の量は、当初は地方郷士の土地開発に対する藩の強い抑制策もあって、享保期（一七一六〜三五）まではそれほど多くはなかったが、一八世紀中期以降規制が緩和されて、諸郷での抱地開発が盛行すると急激に増大した。

抱地の盛行は、一九世紀初め頃になると、郷によっては原野の乱開発となって現れ、馬草・刈敷などの採集地までも郷士たちの抱地開発の対象地とされ、門の農業経営が大きな痛手を蒙る所も出現した。こういった状況は時代が下るにつれて進展し、やがては大雨や洪水などによる川床の上昇で農業用水の確保を困難とし、蔵入の熟地の古田に大きな損壊や流失をもたらすといった深刻な被害を藩内各地で発生させて大きな社会問題となり、藩を苦しめるようになった（東京大学史料編纂所蔵「久保之正書上記」）。

庶民一般に許された開発農地・永作えいさく

永作は、藩の許可を得て大山野とよばれた原野、藪地や古荒地（荒廃して原野にかえった田畑跡）を自費開発して生まれた農地で、門高と同じ初高一石につき米三斗九升八合という税率での貢納が義務付けられた蔵入高の土地をいう。自作自収が建前で夫役はつかなかった。武士のほか百姓・町人・寺門前者・浦浜人・中宿など、領民一般に百姓の現高や経営に支障のない場所での開発が許可された。抱地と同じように藩の免証文を受けて開発に着手し、三年間作り取りした後、四年目に竿入れを受け、一〇年以上経過して地面が農地として確定したうえで門高同様に正租以下の年貢が課されることになった。

永作の税率は高かったが、村検地の門割の際に引き上げの対象にならず、永代所有が許され、実際の所有面積は藩の課税用の土地台帳に登録した面積よりかなり広がったことから、資力のある郷士や百姓等は進んで永作の開発に励んだ。

見積もり徴税の不熟地・溝下見掛

溝下見掛は、古荒地のほか山野や海辺・河岸の藪地や砂地等の不毛の土地を百姓や郷士が自費で開いて作った農地をいう。多くは土地の生産力（地味）が安定しない不熟地であったので、一〇年ほどの長期間を無税にした後、毎年見掛け（見積もり）で税を徴収していた。その後、土地に一定の地力がついて安定したら、課税基準を変更して、ほかの農地に地目転換することもあった。

仕明開発の焼畑・大山野仕明地おおさんやしあけち

大山野仕明地は、百姓の現高に支障のない山林原野（大山野）で仕明開発による土地利用と山林利用が交互に行われる習慣のある土地のことで、一種の焼畑耕地のことをいう。大山野の山林原野の竹木を伐採して仕明し、四、五年間農地として利用して、地力が衰えて作物の出来ばえが悪くなると、農業を止めて山林にかえし、一定年間休地にして地力が回復したら、再び仕明して農地として利用する土地であった。百姓のほか郷士にも所有が認められた。

納税額は、地方の郷回りの藩役人や現地の郷士年寄・郡見廻・庄屋等が立ち会って、見積もり（見掛け）で軽めに決められ、収穫の十分の二を上納する定めになっていた。大山野仕明地の中から溝下

見掛や永作・抱地へと転化していく土地もあった。

2 薩摩藩の門百姓の負担

薩摩藩の百姓が負担した貢租(税)や課役は多種にわたる。^(注)貢租は、門高にかけられた「高掛賦課」と一定の資格要件を備えた個々の百姓に掛けられた「人別賦課」に大別される。

高掛賦課には最大の正租年貢をはじめ、付加税の役米・代米・賦米・口米等があった。これらは主に米で納めたが、臨時ないしは種目によっては銀・銭・現物等で納入する場合もあった。人別賦課には成人男子への用夫役や用夫銀・狩夫役^{かりぶやく}、及び女子への織木綿、全領民対象の人別出銀等があった。

(注) 薩摩藩百姓の負担した貢租や課役については、『鹿児島県史 第一巻』や『薩隅日田賦雑徴』・『島津家列朝制度 一巻之五』、『藩法集 8 鹿児島藩上』・『租税問答』(『近世地方経済史料 第二巻』)・原口虎雄『薩藩郷土生活の経済的基礎』(『九州経済史研究』)等の基本文献に基づいて記述した前掲『宮崎県史 通史編 近世下』・『吹上郷土誌 通史編 二 近世・近代』に詳しい。以下、これによる。

最大の租税・正租年貢

正租年貢(正租ともいう)は、門百姓の納めた租税の大半を占めたものである。納税額は、江戸時代初めの蔵入地では、見掛け(見積もり)にして収穫の三分の二、つまり二公一民であった。田地の場合、慶長期(一六一四)から寛永期(一六四三)で初一石五

升の高一石に対して米三斗五升(半摺で計算して初七斗)、寛永内検(一六三二)から万治期(一六六〇)で初九斗六升の高一石につき米三斗二升(同初六斗四升)が標準であった。給地では、領主と百姓の相対による合意で納税額が決められていたとされるが、必ずしも相対だけでなく、また、税率も一律ではなかったが、ほとんどは蔵入地と同じであったとされる。その後、万治二年(一六五九)八月、藩は知行物定帳をもって蔵入地・給地ともに田高一石(初九斗六升)について米三斗五升(初七斗)を公定の年貢(定代)と定め、この七割強の税率は以後江戸時代を通じて採用され続けた。島地への課税は、享保内検以後は島高一石につき雑穀七斗を定代としたとみえる。納入には一部が大豆、残りは粟とされたが、通常は銀銭による代納で、一部を菜種子や胡麻で納めた地域もあったという。

また、門百姓が所持した桑・茶・柿・漆^{こうぞ}・楮^{からむし}・唐芋等は課税対象として、それぞれ石高評価を受けて高付けされた。これら穀類以外の果樹や作物への課税を上木高^{うきだか}といい、田地並みの租率が課せられた。古くは現物納であったことが推測されるが、享保一三年(一七二八)、正租年貢と同時に米で納める田高押入の規定ができた。しかし、実際には以後も現物での納入がしばしば行われたものと推測される。

また、棕櫚^{しゅろ}・椿^{はせ}・蜜柑^{くねんぼ}・九年母^{くねんぼ}・梅^{うめ}・桃^{もも}・梨^{なし}・枇杷^{だいたい}・橙^{だいだい}等は、上木高には入らなかったが、準じて課税され、税額は見掛で三分の二を上納する定めで、代銀納が認められていたという。

さまざまな名目の付加税・役米・代米・賦米

役米とは、古来蔵入地の門百姓に課されていた鶴丸城の塀・垣垣・諸道具の修理、及び給地の私領百姓による領主の屋敷・塀・垣の修理等の普請夫役（労役）の代わりに徴収された租米である。万治二年（一六五九）の知行物定帳で、初高一石につき米三升を原則として徴収された一種の付加税で、貞享四年（一六八七）以降は米二升到に軽減された。

代米とは、盆や歳暮・諸節句等に門から納めていたさまざまな上納物（年中納物・節礼納物）の代わりに徴収された。起源は、さまざまな貢物納入の際に大きな難儀を強いられた遠方の百姓に配慮して、米での代納を認めたことに始まるとされる。後には代納米が普通となったが、百姓側の願いで現物納を続けた門もあったという。初め蔵入地では初高一石につき米五合、給地では米一升だったのが、元禄二年（一六九八）以降ともに米一升の納入が義務づけられた租米である。

三〇石規模の門の年間上納物は、万治二年の知行物定帳によると、表4-12のように規定されている。

賦米は、古くは殿役米てんやくとよばれ、正徳三年（一七一三）に賦米と改められた。近世初期、藩主の参勤交代時の江戸と国元との往来、及び諸役人の領内出張等の際、宿駅での宿泊や物資運搬のために、門には一ヶ月に三日を上限とする夫役勤めの殿役が義務づけられていた。しかし、住まいの遠近を考慮せず、全ての農村から一律に出させると（現夫立）、その負担に不公平を生じるので、人夫の供出に代えて米で納めさせるようになったという。税率が一定した宝永

表4-12 代米の基礎になった門の年間上納物
(30石の門の場合)

期 日	内 容
正 月	茅筵3枚（代銀2匁）、節木4束（代銀2匁） 萩2束（代銀20文）、炭1俵3斗入、薪4束（代銀70文）、箸木（代銀15文）、芋（=里芋）3升（代銀30文）、山の芋廻1尺5寸（銀にて上納）、きね（杵）2つ（代銀20文）、若木2束（代銀35文）、おやし5合漬（代銀36文）、いずり葉（譲葉、近所より）、もろむき（諸向）1枚、柳、たら、門松
3月3日	蓬（但し5里より内は現物、外は代物）
5月5日	まきかや（棕茅）、菖蒲（但し5里より内は現物、外は代物）
7月7日	物干竿2本、物干台4本
7月 盆	ともし松（灯松）1束（長さ1尺5寸、廻り2尺）、津萩並びに水子用葉茶（代銀36文）
風 損	こうはり（強梁）1本（無用の場合は長木5本）、長木5本（代銀2匁）、わら筵4枚（代銀1匁6分）、半縄10房30尋ずつ（代銀40文）、小縄3房50尋ずつ（代銀15文）、畳裏こも2帖6枚重（代銀2匁6分）、同からくり糸（繰糸）並びに縁付糸1匁（代銀1匁）
八 朔	さし縄1口、庭筵1枚（代銀4分）、藁2抱（代銀3分）、へいこも（縁薦）3枚（代銀6分）、へい柱2本（代銀2匁8分）、なよ竹2束（代銀4匁）、半縄（代銀20文）、小縄2房（代銀15文）

『鹿兒島県史』第二巻、『薩隅日田賦雑徴』より作成

六年（一七〇九）以降は、蔵入地・給地の門ともに初高一石について米一升一合を納めた（宝永以前もおおむね同額だったとされる）。

追加の新税・三合米

三合米は、寛政年間（一八〇〇頃）に始まる新たな徴収米で、蔵

入地・給地の門を問わず初高一石につき米三合の租米をいう。当初藩では、入用の度ごとに用夫百姓を徴発するというやり方を続けていたが、用夫や金銭の過重な供出は多くの百姓たちを苦しめていた。そこで、救済策として左記一〇項の仕事は藩庫取扱いに改め、代わりに課すことになったものが三合米である。

○藩用で山から伐り出した材木を運搬する牛 ○作事方入用の竹材の調達 ○寺社方修補用の茅・諸雑物類の調達 ○鹿兒島・久見崎両船手入用の竹木・茅苜蓿等の調達 ○藩内諸所の垂蠟所の澄道具を運び出す人夫 ○御厩より御台所の桶丹荷類の帯竹など資材確保 ○日新寺の三年目修補用に必要な資材確保 ○久見崎船手や諸所船改番所の修補・普請作業 ○始良郡山田鉄山用の浜砂・木炭運搬のための人馬 ○立野焼物所・尾畔亀膠煉方用の薪材の確保

年貢検量時の増米分・起先法と落散米

門百姓たちが前記五つの上納米に加えて負担しなければならなかったものに、起先法という年貢米の検量法による加徴分があった。

起先法とは、収納した年貢米が貯蔵中に害虫や鼠の被害を受けたり、運搬等の際に欠落したりして出る損失分を、あらかじめ補充用として確保するために、法定額の年貢米に一定の増量を加えて徴収した収納法のことである。増量額は、蔵入地では初め七起といって七分(七割)増しであったが、貞享四年(一六八七)以降は五起の五分(五割)に減額された。給地では、これに五分増した一起の一割増(一〇割)であったという。

年貢米の検量の際、蔵役など掛役人が検量用の斗杓を奥から手前

に掻き切って生じる落散米は、蔵役や下代の役人が役得として収めることになっていった。当時、この収入は、関係役人が家計を潤し財を成すには非常に都合が良く、かつ唯一の方法といわれた。藩は、家老座以下の藩庁諸局に書役等として長年勤めて功績のあった者には、苦勞銀を支給する代わりに蔵方役が世話をし、七年目ごとに一人をこの役に就かせる慣例があったとされる。そして、この役職は付属料と呼ばれる多額の譲渡銀と引き替えに他の武士へ譲り渡すことが許されていたので、付属料は時代が下るにつれて高値となり、その分は落散米として徴収する納米の増量となって百姓たちにはね返り、近世後期には百姓たちの生活を圧迫する一因になった。

繁多な苦役・用夫役

用夫役は、藩が一五歳から六〇歳の男子百姓に年間の服務日数を決めて課した労役のことをいった。

年間の服務日数については、万治二年(一六五九)の知行物定帳によれば、藩の公用台帳に登録された面付き用夫一人につき年間一二日と定めているが、宝永六年(一七〇九)の幕府巡見使への答書には六日、その後の工事普請等に関わる記録によれば、無飯(自弁)一二日とするなど、江戸時代を通じて必ずしも一定していなかった。また、藩は、用夫役を勤める遠方からの百姓たちの難儀に配慮して、銀での代納を認めたが、これを用夫銀といった。その場合、一日分が五分、一年分(六日の場合)で銀三匁であった。これは代わりに雇った人夫の賃金にあてられたという。

「久保之正書上記」(東京大学史料編纂所蔵)や『租税問答』等

によれば、用夫役は、享保年間（一七一六〜三五）頃までは百姓たちの大きな負担となるものではなかったようであるが、原口虎雄の「薩藩郷土生活の経済的基礎」によると、藩政後期から幕末期には「月に三十五日の公役」とか「公役は男、農耕は女子供の仕事」といわれるほど、用夫の男子百姓は頻繁な使役にさらされて、百姓たちの生活を大きく圧迫する苦役となっていたことが理解される。

その他の用夫の負担・狩夫役・狩夫銀

江戸時代の初め、薩摩藩内の諸郷では、地頭が郷内の郷土たちを山野に集結させて、その指揮下に軍事演習を兼ねた大がかりな狩りを行う行事（地頭狩）が年二回ほどあったという。この地頭狩の時は、郷内の用夫年令の百姓や町人・浦浜人等を全て狩夫として総動員して行われることになっていて、この労役を狩夫役とよんだ。

ところで、『鹿児島史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集一』によれば、寛永一四年（一六三七）の島原の乱勃発の際、日向国加久藤郷（宮崎県えびの市）の地頭伊地知重政が一四六人の軍士を率いて島原に出兵したとき、同郷の狩夫百姓も相当数率いていつて使役したことがわかるが、この事例に基づくと、狩夫役は必ずしも地頭狩に限定して使役されたものではなく、必要に応じて地頭の軍役にも充てられる性格の労役であったことが理解される。

寛永二〇年（一六四三）、薩摩藩は地頭狩を止め、従来の狩夫役に相当する分を翌年から銀で上納にするように命じた。これを狩夫銀という。当初、狩夫一人一回分銀七分にして年二回（初め春と秋、後に夏と冬）上納するきまりであったが、貞享四年（一八八七）に、

年一回一人銀五匁と減額した。

成人女子の課務・織木綿

織木綿は、用夫に相当する年齢の女子百姓へ課したもので、成人の女子一五人につき木綿の織物材料となる下地綿を七〇〇匁、もしくは代わりに銀三匁一分五厘を支給して、木綿一反（幅九寸五分ないし一尺、長さ七尋）を織って納めさせる役務であった。その際、女子が一五人いない門（かど）は、一人につき織上げ代銀として二分（男子の用夫負担の十五分の一）を納めることを義務づけていたが、宝暦六年（一七五六）負担を引き上げて、木綿一反の規格を幅一尺七寸・長さ八尋として、女子一五人につき下地綿九〇〇匁ないしは代銀四匁五分を支給して一反木綿を織らせるきまりとした。

全領民負担の人別出銀など

人別出銀は、新生児を含めた全ての薩摩藩領民に課したもので、一人あたり銀一分であった。慶安二年（一六四九）に初めて徴収されたといわれ、初め臨時の徴集金であったが、後年常例化して毎年納めさせられるようになった。

これらのほかに、百姓たちには、地方回りで出張して来た藩役人への饗応や進物とか、現地郷役人の出張等の際に徴発された雑役や用夫役、あるいは各種の経費捻出のために門の石高・人員割りに応じた米・銭等の徴集という具合に、臨時の負担もいろいろと多かったという。

3 百姓の農事への関与と規制

江戸初期の農事に関する規制

門百姓の納める年貢米は薩摩藩の財政を支える重要財源の一つであった。そこで藩は、江戸時代の初頭以来、百姓たちを日常の農作業に精励させて安定した米穀生産を確保し拡大していくために、係役人を督励して、百姓たちの農事や農村生活の監督、農業指導を熱心に努めた。

慶長六年（一六〇二）八月七日の島津義久・義弘・家久連名の掟書や同九年（一六〇四）閏八月一九日の島津忠恒・義久連名の法度等によれば、農地荒廃と年貢減少をもたらす百姓の欠落や逃散ちようさんを厳しく禁じると共に、百姓の耕作については、卯の刻（午前六時頃）に家を出て戌の刻（午後八時頃）に至るまで農作業をしてから帰るよう、また、女も必ず一緒に耕作に出るように命じている（「薩隅日田賦雑徴」、『鹿児島県史料 旧記雑録後編三』）。

次いで慶長一六年（一六一一）二月一日の家老樺山久高・比志島国貞連名の通達によれば、他国に比べて薩摩藩の百姓たちの農事や所務（年貢以下いろいろな務め）が粗雑に過ぎているので、支配領主たちより厳しく改善を命じ、さらに女たちも必ず耕作に出させるよう重ねて達している（「薩隅日田賦雑徴」）。

農業の一大発展期の農事規制

時代が下って一七世紀後半は、薩摩藩が広大な古荒地（荒廃した旧田畑）の再開発や大規模な新田開発事業を推進するかたわら、農

政機構の整備や農業技術の改良、百姓への農事指導等にも本格的に着手し、やがて藩内各地に広大な農地が次々に出現して、薩摩藩の農業が大発展を遂げた時期であった。

このような前代にも増した藩当局の農政への積極的な関心や施策を背景に、明暦三年（一六五七）七月一七日には、藩主島津光久の袖判掟書をもって、百姓は成人男子ほか女や童（子供）も全員が耕耘（農作業）に出るよう何度でも言い渡し、従わない者は厳しく処罰すると達し（『鹿児島県史料 旧記雑録後編四』）、同年一月二日には家老島津久頼・新納久詮連名で諸郷に回した通達をもって、耕作に出ない「不勇の族（怠惰な百姓）」からは過錢（罰金）を取り立てるよう命じ、元禄一〇年（一六九七）正月に惣郡座（農政担当の役所）から農村担当の検使役人に宛てた通達によると、朝寝がちな百姓たちを戒めて、早起による耕作精励の指導を改めて命じ、心がけ不良の百姓家の近くには検使役人の宿を移して監視し、それでも従わない百姓には農業より難儀な送人馬や水夫等の仕事への就役を命じるように指示している（「薩隅日田賦雑徴」）。

農業発展を支えた積極的な農事指導

薩摩藩による農業振興政策が積極的に推進された一七世紀後半期の天和三年（一六八三）、藩農政の中心部局であった総郡座の分国中耕作仕付取納方の役にあつた家老寝占清雄は、郡奉行の菱刈重敦や汾陽盛常かみながみと図って、藩内各地の農業に熟達した老功の百姓たちから農業法を聞き糺して研究を行わせ、その結果を編纂して、優れた農業技術を普及させ、薩摩藩農業の発展に積極的に努めた。

その内容は、汾陽盛常の記した作人心得之事によると、三〇数項目にも及び、稲の苗代地のことから、種子かし、田の打ち起こし、干田すき分け、上田・中田・下田への苗分け、



水神（坪久田）

田の本かき、追肥のしかた、秋の水落とし、稲の刈取り、干し、種子刈取り、種子粗ごぎ、翌年分の種子粗確保のこと植稲過ぎた場合の養生法、南山かけ田のこと、そば田のこと、例作のしかた、わき水の養生法など稲作に関係する仕事はじめ、主食用の麦作や粟作など他の作物の仕付けのこと、肥料をとる馬屋の拵えかたや糞溜・小便溜・悪水溜のこと、馬肥はじめ・糞尿・悪水・のべ肥・芝肥・ごみ土などさまざまな種類の肥料の作り方や施肥のこと、米・麦・粟以外のさまざまな食物の確保や保管・食べ方のことなどに至っている。

農政弛緩期の農事規制

享保内検（一七二二〜二七）から約半世紀が過ぎる頃には、薩摩藩の農政は大きく緩み始め、他方では領内各地で多くの門が経営に行きづまって困窮する村が多発するようになった。

明和末から天明年間（一七七〇年代）、藩の勝手方や郡奉行から諸郷出張の藩の検者役人や郷役人に宛てられた通達類をみると、井出・溝・川除きの普請及び道・橋のことなど、従来一般的にくり返されてきた通達事項に加えて、この時期、川端の土手や用水用の小川・古溝の修築・保全、田地の打ち起こし、種蒔きや植え付け・草取り・本かき等のしかた、肥やしの確保や施肥のしかた、刈り入れ後の米拵えや俵作りのこと、冬場の麦作等のことなどについて、従来よりはるかに具体的かつ細かな指示を関係役人に相次いで出して、領内百姓への積極的な指導を督促している。

これは、前述した藩内の農村動向の影響を受けて、百姓たちがいたずらに労働意欲を減退・喪失したり、農事への油断や怠慢から粗雑な耕作に走ったりして、農業生産力の低下を招くような事態を防止するために、藩当局が、地方の農政関係役人に対し、日常的に百姓たちの一つ一つの農事に積極的に関与して、監督・指導を徹底するよう改めて通達したものである（「島津家列朝制度 卷之四」・『藩法集 上』・『鹿児島県史 第二巻』）。

4 日常の暮らしや生活への干渉

江戸初期の暮らしへの規制

薩摩藩の百姓たちの暮らしに規制を加えた法令は慶長年間（一五九六〜一六一四）からみえる。慶長一六年二月一日の藩家老掟書（法令）によれば、その通達内容は、農作業がおろそかになり支障をきたす物詣ものもちや他所（村外）の祭礼への参加、百姓たちの勝手な寄

合や振舞（生活行動）、生まれ子の間引きによる殺害、村での酒造りなどを禁じた四項のみである。同藩の百姓たちが全体的に貧しかった江戸時代の初めの頃は、彼らの暮らしのあり方に対する規制や干渉はさほど多くも強くもなかった（「薩隅日田賦雑帳」）。

農業発展による暮らしの向上と規制の増加

一七世紀半ば、薩摩藩内では、農村振興に本腰を入れた藩当局の新田開発はじめ諸策によって、耕地が飛躍的に増えて農業生産力が大きく向上していくと、百姓たちの生活も少しずつ向上していった。しかし、そのことにより百姓たちの衣食住にも少しずつ奢侈の風が加わってくると、藩の規制や干渉事項が次第に増えて、やがて百姓生活の全般にわたって具体的かつ細かに規制を設けるようになり強化されていった。

明暦三年（一六五七）七月一七日、百姓たちの住居や衣・食生活ほか生活全般にわたって驕奢（ぜいたく）を禁じて、その身分に応じたほどほどの生活をさせるように、という藩主島津光久直々の掟書が発令された。寛文一三年（一六七三）七月二四日には、藩庁から諸郷の横目宛に、武士・百姓問わず、自分本来の仕事に励むことなく分不相応に身の回りを飾ったり結構な衣装を着用したりして、不似合いの所作に及ぶ怠惰と奢侈の者は厳しく取り締まることを通達している（『鹿児島県史料 旧記雑録後編四』、「外城横目可致覚悟条々」都城島津家所蔵文書）。

藩財政の悪化と暮らしの規制強化

一七世紀半ばから始まった薩摩藩農業の飛躍的な発展、及びそれを背景にした著しい人口増加は、一八世紀初めにはピークに達して一段落の時期を迎えた。この間、前代に比べて、薩摩藩の百姓たちの余得は増加し続けて、生活は大きく向上していったことが推測されるが、他方で薩摩藩の財政は急速に悪化していった。藩の財源に陰りが見え始めた享保年間、藩の百姓の暮らしに対する規制は非常に具体的で細部にまでわたるようになっていた。

享保一二年（一七二七）六月、大御支配所から諸郷へ発せられた通達によると、農民・野町人・浦人などに対して、豊年や平年に生まれる余剰の米穀を、正月・節句・智取・嫁取・寄合・物詣などでの不要な経費やぜいたくな食事で無益に浪費することを厳しく戒める一方で、かねてから鹿（粗）食や鹿服によって貯蓄や備荒を心がけるように求め、派手で大きなちらし模様や紋所を衣類へ付けたり、高価な縞類の衣服を着用したりすること、及び他所の神祭や祭礼等への参加を重ねて禁じている（「島津家列朝制度 卷之四」）。さらに直後の享保一四年（一七二九）一〇月、諸郷や私領の噺や役人・郡見廻に宛てた郡奉行通達によると、これまでの百姓や野町人の衣服や祭礼・物詣・酒迎等の禁制が緩み、依然として華美・浪費の傾向にあるとして、ちらし付衣服やちらし形衣服・紋付衣服・絹の布帯・差笠・足袋・雪駄等の着用をはじめ、三味線や胡弓類の楽器を所持して踊りや狂言を催すことも禁止し、祭礼・物詣・酒迎等一切の行為を重ねて禁じて、百姓たちに無益な出費をさせないよう厳しく取り締まり、違反の百姓は容赦なく報告することを命じている。そして、取り締まりが疎略過ぎて効果が上がらない場合に

は、その係役人の過失として厳しく責任を追及することもあわせて達している（『島津家列朝制度 卷之四』『藩法集 上』『鹿児島県史 第二巻』）

この時期、これほど具体的に細かな規制強化を藩が必要とするくらい、藩内の多くの村で百姓たちの経済生活や暮らしが向上し、生産活動以外の諸活動が日常的に行われていたことを反映しているものと思われる。

5 薩摩藩の百姓の年貢率と窮乏生活の主因

薩摩藩の百姓の年貢率

江戸時代、幕府はじめ多くの藩で一般的に採用された百姓年貢率は四公六民から五公五民であった。

ところで、薩摩藩の百姓年貢率については、江戸時代を通じて、正租年貢の上納率が高一石の容量の三分の二から七割強、おおむね二公一民と定められていた正租年貢の納米分に、附加税の役米・代米・賦米ほか三合米や年貢検量持の加徴米分を考慮にいと、八公二民以上、九割前後にも及び、薩摩藩の百姓生活は非常に過酷な状態に陥っていたとする説や理解が古くからあるが、こと江戸前期についていえば、薩摩藩が正租年貢分として門百姓に負担させた公定上納米の全収量分に占める比率は、四公六民から五公五民という年貢率を大きく上回るものではなかったことが推測され、従来の説は認識や理解を改める必要がある。

汾陽光遠の「租税問答」（『近世地方経済史料二』）という書物が

ある。これは、薩摩藩の租税制度や土地制度ほか農政諸事について、江戸時代の河島重持の「田賦集」や伊地知季安の「西藩田租考」等の秀れた業績に拠りながら、光遠の先祖で万治から享保期に郡奉行として活躍した汾陽光東・盛常父子の書き残した記録類やその他の農政書等をも精査して、明治七年（一七七四）に著したものである。

同書「第六十四 四公六民」や「第六十五 二公一民」の汾陽の説によれば、藩は、慶長内検から万治内検までは二公一民という文禄太閤検地以来の租法を採用し、万治内検以降はそれに米三升を追加して七割強を納めさせる法を採用しているが、この二公一民という薩摩藩の正租上納比率は、百姓たちの実際の全取得量に対する上納の実態を正確に示した数値ではないとしている。

すなわち、慶長内検に際して、近世初期に豊臣秀吉が採用した過酷な二公一民制の租法を薩摩藩がそのまま踏襲した場合、領内農村の疲弊・窮乏が予想されるため、同内検の検地作業においては、田畠の面積調査と並行して、それぞれの地味（土壌生産力）の善悪・穀物の生産量を確認の上、例えば地味の上位の土地を中位とし、中位の土地を下位とするような、いずれの田畠についても生産量を低く見積った査定で、徴税台帳の検地帳に記していったとしている。こうした措置によって、検地帳に登録された自身保有の門高から上がる公定の百姓取得分（全収量の約三分の一）に加え、検地帳には表れない余分の収穫分を百姓の取り前として与えることで、百姓たちの実際の取得分が全収穫分の四公六民となるように配慮してやったとしている。そして、このような薩摩藩の税制上の配慮は、後世

の寛永・万治・享保の各内検でも変更されることなく続けられていたとしてもしている。

この汾陽の指摘に加えて、薩摩藩検地における田畠の粃・大豆産出量の査定にあたっては、検地役人が実際よりは軽目に付け落し（記載漏れ）をして、百姓の租納率の緩和をはかってやるのが一般的な慣例だったことや、永作や大山野仕明地など門高以外の耕地の実際面積が、藩の土地台帳に登記された面積よりかなり広く、納税額も見掛け（見込み）で軽目であったという事実等と合わせて考えると、薩摩藩が百姓たちに課した公定の年貢上納分の全取得量に占めた比率は、全国一般の幕府領や大名領の百姓たちが負担した公定の年貢割合と比べて、一般にいわれるほど大きく高率なものではなかったことが推測される。

百姓窮乏の主因・農政・民政の貧しさ

とはいえ、実際には、近世を通じて薩摩藩の百姓たちの生活が一般に貧しく、特に一八世紀半ば以降、時代が下るほど門や百姓たちの窮乏化が著しく、幕末には八公二民以上説や九割前後説が生まれるくらいに、多くの村の門百姓たちが窮迫した状態に追い込まれていた。

薩摩藩の農村事情や問題に深く通じていた江戸後期から明治初期の有識者の多くは、前記したように、税制面で藩から一定の配慮を受けながら、藩政後期に、藩内の多くの村で百姓たちの窮迫状況が発生した背景には、当時の藩の農政・民政両面における失政とともに、藩の蔵方役人や現地郷士たちによる百姓たちの生活や人間性を

顧みない貪欲な利得追求活動の広まりがあったと指摘している。

江戸時代も後期に入ると、薩摩藩は悪化の一端を辿った藩財政の財源を拡大するための方策の一つとして、商品作物の櫛・楮等（紙の原料）の特産化を^{もくろみ}目論み、百姓たちにその栽培を強制した。また、^{かたのうがた}勸農方という機構を新設して、村や百姓たちに生産指導や干渉を日常的に行なうて積極的な農業振興に努めるほか、藩内各地に新田や塩浜（塩田）を開墾する事業も興して生産性の向上を試みている。

しかし、文化年間（一八〇四〜一七）に郡奉行として活躍した久保之正は、これらの藩の施策が、いずれも当時の農村の実情はじめ、それぞれの村の持つ風土的特性とか伝統的かつ堅実な農業法、あるいは百姓たちの実生活や心情などに著しく配慮を欠いた不適切で煩しい性格のものであったことを指摘している。その上で、享保内検のあった一八世紀前半期に比べると、藩政後期には用夫百姓に対する夫役徴発が著しく増えて、日常の農業経営が極度に圧迫される状態が出現したこと、その一方で、百姓たちの年貢収納の際に下代蔵や出物蔵で検量にあずかる蔵役人の恣意的な加徴米の徴収が次第に増額され、過度に行なわれるようになったこと（粃高一石に対して米三斗九升から四斗を納めて三斗二升の納額分にしかならなかったという）、そして寛政年間以降には新たに三合米の徴収等も加わり、百姓たちの上納負担額が大きく増大していったことを指摘している。

さらに、この時期、郷士たちを中心に盛んに進められた山野の^{かけち}抱地開発によって、肥料用の刈敷や牛馬飼育の採草等に必要な百姓たちの入会地が奪われたり、藩主狩猟の御鷹場として立ち入り禁止

の山野が増やされた結果、野鳥がおびただしく繁殖して、百姓最大の飯料の麦作に甚大な被害を蒙る郷村が各地に出現したり、果ては、馬を他国へ大量に売り出したため、農耕用の牛馬の値段が高騰して所有できなくなる百姓が増えるなど、薩摩藩の百姓たちの農業経営や生活を取りまく環境が急激に悪化したことも合わせて指摘している（「久保之正書上記」）。

天保初期に高山郷の伊東祐伴が著した「感傷雜記」（肝属郡高山町伊東尚文所蔵）、安政年間に郡奉行の相良角兵衛が藩主島津斉彬に提出した上書（東京大学史料編纂所所蔵）、西郷隆盛の「農政に関する上書」（同前）、及び明治初期の汾陽光遠の「租税問答」等によれば、このような百姓たちの深刻な窮乏状態は、はじめ大隅地方や日向諸県地方の農村を中心に起こり、やがて薩摩地方の多くの農村をも巻き込んで、幕末には藩領一円に蔓延していった。

富裕な上昇百姓の存在

藩領全域で多くの村や百姓の窮乏化が進展するなか、事例は多くはないが、地域によつては、門の名頭百姓が永作や大山野仕明地などを積極的に開発して経営農地を拡大したり、高利貸しや商業活動を盛んに行ったりして財力を貯え、富裕な大経営の地主的農家に成長して、村の有力な指導百姓として活発な活動をみせるものも藩内のあちこちに出現している。

そのような事例としては、南薩地域では、加世田郷大浦村の永田門名頭家（吉見家）や知覧郷西別府村の松山門名頭家・同じく永山門名頭家、および日向国諸県地域の志布志郷蓬原村の馬場門名頭家・

小林郷細野村（宮崎県小林市）の志戸本門名頭家・勝岡郷蓼池村の南屋敷名頭家などがよく知られ、串木野郷の上名村坂口門等には名子で高利貸しをしていた百姓もいたことが知られている。また、『吹上郷土誌』によれば、天保年間の伊作郷湯之浦村では大家族を擁して富農的経営をうかがわせる門の名頭家や名子家の存在が知られる一方、慶応元年（一八六五）、前年の伊作野郷の大火で消失した恵比寿神社の再建費用調達の際には、野町人の高額寄付者と並んで四人もの門百姓が上位に名を連ね、伊作郷には商人たちと日ごろ親密な関係をもち、相当な資材を蓄積した裕福な百姓がかなりいたことも紹介されている。

【参考文献】

- 前床重治「薩摩半島西目狭郷型農村における名頭地主の一形態」：『西南地域史研究』第七輯、文献出版、平成四年
- 松下志朗「鹿児島藩の仕明地開発について」：前掲同
- 同「百姓の貸銭・幕末串木野郷の場合」：前掲同
- 同「名頭地主」生成の一形態」：『九州史学』第二八号、昭和四〇年
- 同「幕末における門割制度と農業経営の一形態」：『薩摩藩の基礎構造』御茶の水書房、昭和四五年
- 岡光夫「後進地域における商業的農業の展開と地主経営について」：『農業経済研究』第二六卷四号、昭和三〇年
- ：『鹿兒島県史 第二卷』：鹿兒島県、昭和一〇年
- 『宮崎県史 通史編 近世五』：宮崎県、平成一二年
- 『吹上郷土誌 通史編二近世・近代』：吹上町、平成一五年

第五章 教育制度と郡山

第一節 藩校造士館教育

1 薩南学派の誕生と儒学の興隆

藩校設立を最初に企画したのは、一九代当主光久（二六一六生〜九四没）といわれる。その典拠である『仰望節録』は、天保三年（二八三三）侍医曾繁が藩主重豪の業績を記したものが、薩摩藩の藩校の淵源について、光久が「府学」を建てるべく家臣にその検討を命じたが、実現しないうちに逝去してしまった、と伝えている。光久が藩校創設を企画した背景について、薩摩における儒学・朱子学の発展形、いわゆる薩南学派の存在とその継承にあつたといえる。その朱子学の学統をみることにする。

薩摩の地域での朱子学の誕生は、一代忠昌が桂庵玄樹を招聘したことに始まる。この桂庵玄樹は京都五山の禅僧であり、応仁元年（二四六七）に大内船（遣明正使）の正使天与清啓の随員として渡明し、宋学を学んでいる。文明五年（一四七三）帰朝し、九州各地で歴遊後の同一〇年に島津忠昌の招聘に応じ竜雲寺に入る。翌年、桂庵玄樹のために創設されたのが島陰寺（桂樹院）である。薩南の地で朱子学を花咲かせ、結実させた功績が、近世朱子学の源流となつたといわれる。その学統は、門下の月渚永乘（安国寺「日南市」）、そして一翁玄心（竜源寺「串間市」）、さらに南浦文之に受け継がれた。文之は、最初の藩主家久（二八代島津家当主）に重用され、大

龍寺住職に就いている。文之以後の学統は、学之、不門に受け継がれている（『三國名勝図会』）。

このような儒学の隆盛を極める薩摩の地にあつて、一九代光久は、寛文二年（一六六二）に林羅山（幕府儒官の祖）に学んだ菊池東勺を儒職として招聘した。東勺は京都本國寺の禅僧で、朝鮮通信使来聘の折に朝鮮使節と対話した人物といわれる。その才学は大海以東第一と評された程であつた。東勺は始め江戸詰め六〇石、後に城下鹿児島・大龍寺に移り、五〇〇石を給されている。これ以降徐々に薩南学派とは異なる学派に移行していくものの、南浦文之以来の儒学の蓄積を藩学に据えようとしたのが光久であり、大龍寺が儒寺と呼ばれたことでもわかるように薩摩の儒学は確立されていった。光久はこの儒学を藩士・領民教育に生かそうしたのであるが、いわゆる藩校の設立までにはいたらなかった。しかし、江戸初期にこのような視点を持つ藩主は異例であり、先進的な藩主であつたといえる。

2 造士館の創設

その後、実際に藩校造士館を創設したのは二五代当主重豪（一七四五生〜一八三三没）であつた。最初、聖堂江戸昌平翼を模した構えといわれ、藩学の整備は、安永二（一七七三）年に造士館（二四二七坪）・演武館（四八三九坪、但し『三國名勝図会』は演武館を安永三年としている）・医学館、同八年に明時館（通称天文館）と充実し、全国屈指の藩校といわれた。

造士館の命名は「礼記」にちなんでおり、創建当時は聖堂・講堂

と名付けられていたものを、天明六年（一七八六）九月に「御国の学校所に候処、未だ名目これなく、これまで聖堂と唱来たり候えども、造士館と相唱うべく候」と、藩校であるにも拘わらず、聖堂と称して、名前がなかったので造士館にしたとある。また同時に諸稽古場が演武館と命名された（『藩法集』下、二八二五）。

藩校開設の状況は、「藩校」（『国史大辞典』）によれば、〈表5-1〉のとおりである。鹿児島藩の藩校造士館は、全国で四二番目、九州では三三番中八番目であるという。

『三国名勝図会』では、造士館の諸施設配置や様子を挿し絵も入られて詳細に示しているが、その他の史料も駆使してわかりやすく解説した『鹿児島県教育史』を要約してみる。

敷地は館内三三五〇坪。館内の西北側に孔子・孟子などを祭る廟が南向きに建つ。外囲いの南側の門は仰高門と言い、清国高官の書いた「仰高」の額が架かる。門の右には学規十数か条が掲げられる。門を入って右側に講堂と学寮が南と北に並び、間に役人の控え間や張番所があり、左側に経史・文集数百巻および聖蹟図などを収めた文庫がある。

泮水池には朱の欄干の橋が架かり、池の左右の水を吐く石龍と水を飲む石龍が置かれている。先には中山王尚穆（しやうぼく）の書いた「入徳」という額を架けた入徳門があり、ここからが廟の境内である。入徳門の外側左に林大学頭信言撰の薩州鹿児島学記を刻んだ石碑がある。入徳門の中に杏壇（池の中の高い所または勉強する場所）があり、その門扉には林大学頭信言による「杏壇」という字が見られる。

表5-1 藩校開設の状況

地域	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
年代								
寛文～貞享 (1661～1687)	1				1		2	4
元禄～正徳 (1688～1715)			2	3		1		6
享保～寛延 (1716～1750)	2	3	2	3	4	2	2	18
宝暦～天明 (1751～1788)	7	2	10	5	9	2	15	50
寛政～文政 (1789～1829)	12	15	15	20	7		11	87
天保～慶応 (1830～1867)	5	14	16	13			2	50
明治元～4 (1868～1871)	3	11	7	13	1		1	36
年代不明		4						4
合計	30	49	52	57	22	13	32	255
藩校の存在不明の藩	2	4	5	2	5	3		

（「藩校」、『国史大辞典』吉川弘文館より）

「杏壇」から進むと廟内に入り、伊賀藩主藤堂和泉守高敦の書いた「宣成殿」という額が掲げてあり、廟内の階上には孔子ほか十哲の木像が置かれ、周濂溪・程明道・程伊川・張横渠・朱子・邵康節の画像が階の両側に架けてある。木立の茂みに宣成殿が高々とそびえ、廟の右が御供所で、廟北の一囲いが演武館となる。

3 藩校における教育の機会

造士館の意義

造士館への入学は、八歳から二一、二歳までと定め、家中藩士への布達には「御趣旨の主意取失はざる様屹度入学致させ学業励み申すべく候」、「入学の子供は格別仰せつけられたる儀につき、脇々の子供手本にも相成る事」（『旧記雑録追録六』一一四四）と、造士館での修学の趣旨を認識させ、学業に励み、造士館に入学できなかった子ども模範となるよう求めている。

その入学には、城下士以外にも門戸が開かれていた。安永二年（一七七三）八月の「定」（『旧記雑録追録六』一〇八四）には「末々のものたりとも学文に志厚き者は講義の席に加ふへし」とある。また、同じ時期に

一、士は勿論、外城衆
中の義も、聴聞罷出
その外家来・寺家ま
で、至って志厚きも
のは、末席より聴聞
申し付け候



造士館（『三国名勝図会』）

一、士の子供、講堂において素読など致したき所存の人は、勝手次第まかり出べき旨、仰せ渡され

と、布達されている（『藩法集』下、二八二二）。講堂での講義には組頭や城下士は勿論のこと、外城衆中、その他家来や寺家でも学問に志を持つ者には、末席での聴聞を許容している。さらに、城下士の子供にも、素読を望む者は自由に出入りを認めている。選ばれた造士館学生以外にも藩士教育の場として提供されていたことがわかる。

それでは、郷士の中から選抜された学生の事例を見ることにする。出水郷の郷士河添行充が天保七年（一八三六）に二一歳で在学した頃の「学寮日記」（九月一九日から二月一八日迄の三ヶ月分、黎明館所蔵）から、当時の造士館での学習課程・教材などを含む学寮生活を窺い知ることができる。また、加世田郷士石塚崔高は、天明八年（一七八八）造士館に入学が許されたのみならず、その優れた能力が評価され、造士館句読師に就任、さらに江戸の昌平齋しやうへいさいに入り古賀精理に師事、造士館助教を拜命したが、着任前に病没してしまつた。彼は造士館学生時代に藩から扶持米を受けていた（『訳詞冥加録・漂流民関係史料』）。次に赤崎貞幹の履歴によると、「谷山郷士で学問を好み、山田君豹に教えを受け、のち肥後に遊学して藪弧山の門に入った。帰国後城下士にあげられ、天明三年造士館助教となり、世子齊宣の侍読になった。同八年現職のまま記録奉行となり、寛政五年物頭、同七年教授、側役格に進み」（同前）と、その能力次第で破格の昇進を果たしている。造士館での教育を経て、領内の優秀な人材を幅広く登用する体系は、まさに、教育学問こそが国の

礎との考えが実践されていた。

武芸の育成機関としての演武館は、安永二年一〇月の島津久金申渡書（『旧記雑録追録六』一一〇五・一一〇八）には、この度の武芸稽古場の完成に伴い、来月一日から別紙の通りの日程に基づいて、師匠家について稽古するように命じている。加えて、外城衆中で稽古を希望する者については、師匠家の許可を得て稽古に励むことを奨励している。

また、安永三年四月の島津久金申渡書（同前、一一八五）では、医学院の設立趣旨や授業内容を示しながら、講習・討論外の会席については、学生以外の城下士・外城衆中・足軽・家来・町人に至るまで、出席の意志がある者は出席させるように諸外城にも通達させている。

以上のように、造士館、演武館、医学館のいずれも正式な学生以外の城下士・外城衆中・足軽・家来・町人までも学業の意志ある者には門戸が開かれていたといえる。藩が公教育を重視していることが理解できるのである。

なお、造士館教育での教科書は孝経・四書・五経その他和漢の史類や詩文章が使われ、四書・小学・五経・春秋の授読がなされ、講義は四書・五経・令義解・左伝等であった。

造士館の歴代教授

安永二年（一七七三）聖堂創建時には山本正誼まさよしを記録方添役に、児玉実門を使番記録奉行勤に任じて学政を管掌させ、安永六年（一七七七）六月聖堂奉行・講堂学頭の制度が設けられた。最初に聖堂

奉行に就任したのは、山本伝蔵正誼であったが、その後、天明六年（一七八六）一〇月より聖堂奉行が教授、講堂学頭が助教に改められた（『職掌紀原』、『旧記雑録追録 六』二四四一）。「薩藩学事」（鹿児島県立図書館所蔵）によれば、その後の教授就任者は次の通りである。

山本伝蔵正誼 安永六年六月聖堂奉行、天明六年一〇月より教授に名称変更となる。

赤崎源助貞幹 寛政七年より

山本伝蔵正誼 寛政一二年より

黒田才之丞清熙 文化五年より

橋口権蔵国器 文政三年より

松元仙蔵泰温 天保三年より

黒田嘉衛 不詳

市来源右衛門政正 不詳

山田十助有祐 嘉永五年より

山之内作次郎貞奇 元治元年より

得能彦左衛門通古 明治元年より

なお、山本正誼は記録方添役勤方聖堂掛から聖堂奉行への就任であった。役職地位は納殿役人の次位で、直触、役料一〇人賦。天明六年に教授と職名変更された時に右筆頭職が設けられ、陣容の強化が図られている。山本正誼は秋水と号し、山田君豹に師事し、後に江戸で荻生但来門下大内熊耳に学ぶ。『春秋左氏伝』に精通していたことから「左伝伝蔵」とも称されていた。『島津国史』の編者、「花尾大権現廟記」（第一〇編一章参照）の著者としても知られる。

この教育機関としての造士館の運営が、藩政に深く関わることもあった。「文化朋党事件」では、重豪から斉宣に藩主が交替したのに伴い、藩学の主流が斉宣の任じた家老樺山主税・秩父太郎の師事する「近思録派」に変わった経緯がある。藩学は政治から教育を分離独立させ、一貫した藩士教育を目指すべきものであったが、現実にはその理想と裏腹に、政治力に左右され、その時々々の藩体制に添う人材育成のための教育が実践されたといえる。

ともあれ、近世薩摩藩が儒教道徳を教育に取り入れた理由は、一向一揆や島原の乱に顕著に表れた武士支配の完全否定や平等社会の実現を理想とする思想の蔓延を未然に防ぐことを狙ったものであり、封建的社会体制の堅持という支配者の論理を実践したものであった。

第二節 郷中教育

1 郷中教育の特色

薩摩藩の藩士教育が独特であるといわれるのは、藩校以外に地域教育という薩摩藩独自の教育システムが存在し、有用に活用されていたことである。いわゆる郷中教育である。郷中(こじゅう)(方限)を単位とすることからは地域教育であり、教育対象からすれば青少年教育といえる。

郷中教育は、形態的には居住を同じくする地域における異年齢集団「二才組」を母体として構成された自主的研修組織であり、その

研修内容は、武芸はもとより学問・礼儀・作法にもおよび、武士としての意識・素養を幼年期より自ら学ぶことを目的としたものである。これが自主的研修機関とか「教師なき教育」・「師弟同行」と言われるゆえんであるが、実際に地域社会、さらには薩摩藩の重要な教育機関としての責務を果たしていた。

この集団は大きく「二才」と「稚児」に分けられていた。二才とは一四、五歳から二四、五歳の未婚の青年を指し、稚児は六、七歳から一〇歳ぐらいを「小(こ)稚児」、それより年長を「長稚児」と分けられ、年長者が年下を教導する形態になっていた。

これら異年齢集団の意義は、上位(年長)の郷中による下位の郷中の教導を通して集団内の交わりを強め、確固たる信頼関係を作り上げさせるとともに、社会に於ける長幼の序を学ばせ、秩序を体験的に身に付けさせることでもあった。さらに他の郷中との競合が一層郷中内の結束を強め、目的を達成するための相乗効果を発揮した。こうした異年齢集団の教育団体として、郡山郷には、甲源舎(常盤、嘉永二年一月設立)、同心舎(柿園、同三年一〇月設立)、松尾舎(麓、同六年三月設立)という学舎が設立されている。これらは、大正五年(一九一六)調べの「本村青年会の状況」(郷土史料No.3)の一覧表で、明治以降設立された青年会などとともに掲載されており、青年団という近代的な社会教育団体の母体となった。

2 「二才咄格式定目」にせばなしかくしきじょうもく

郷中教育の基本理念を示しているという「二才咄格式定目」(新

納忠元の作と伝えられる)を見ることにする。

- 一、第一武道を嗜むべき事、①
- 一、かねて士の格式油断なく穿儀致すべき事、②
- 一、万一用事に付いて、咄外の人に参会致し候はば、用事相済み次第、早速まかり帰り、長座致すまじきこと、③
- 一、咄相中、何色によらず、入魂に申し合わせ候儀、肝要たるべき事、④
- 一、はふばい(傍輩)中、無作法の過言、互いに申しかけず、専ら古風を守るべき事、⑤
- 一、咄相中、誰人にも他所に差し越候節、其場において相分けたき儀到来いたし候節、幾度も相中とくと穿儀いたし、おちどこれなきよう相働くべき事、⑥
- 一、第一は虚言など申さざる儀、士道の本意に候条、専ら其旨を相守るべき事、⑦
- 一、忠孝の道、大形これなきよう相心かくべく候、しかしながら、逃さざる儀到来致し候節は、其場おくれをとらざるよう相働くべき事、⑧
- 一、山坂の達者、こころかくべき事、⑨
- 一、二才と申す者は、落髪をそり、大りはをとり候事にてはこれなくて、諸事武芸をこころかけ、心底忠孝の道にそむかさる事、第一の二才と申す者にて候、この儀は咄外の人たえて知らざる事にて候事、⑩

定目の一〇条によれば、二才とは元服後を指すが、本質的には諸事武道を心掛け、心底から忠孝の道に励む者と規定している。これ

が二才の理想像であり、このような二才を育成することこそが、教育目的といえる。定目には、第一・第一〇条に武道修練と第八・第一〇に忠孝の道が主眼であり、特に主君島津氏に対する忠と父母に對する孝が説かれている。八条で、時機到来の折には、人に遅れをとらないように、責務を果たすことこそ武士の本意であるとして、何よりも優先すべきは忠、との価値基準を明示している。なお、格式とは武士として守るべき規範を意味している。

第四条の「何色によらず、入魂に申し合わせ」は、いかなることでも郷中で協議することが重要であることを確認し、その上で、第六条の「咄相中、誰人」であつても他所に出掛けた時に判断できないことに直面したら、やはり郷中に持ち帰り協議し、間違いないように判断すること、つまり、最善の解決策が「穿儀」であることを示している。穿儀の語句が第二・六条に見られるが、この穿儀とは話し合いを意味し、各人が年齢相応に理解・納得する必要性を集団の絆として強調している。自らの考えを述べ、考えの違いを知り、衆知を結集して高い道理に到達することが真の目的であり、目上の者が下の者に一方的に命じる上意下達を否定していることこそが重要といえる。

この擬似的社会構造が薩摩藩独特の外城制度にどのように生かされているか。それを知るには、慶長六年(一六〇一)八月七日付、島津龍伯・惟新・忠恒連署捷書(『旧記雑録後編三』一五三四)から抜粹する。

一諸外城衆中、諸地頭の下知相背くべからず、わけて戰場において、地頭の手を離れ、他の手に付き、いかようの高名仕候とも、

忠節たるべからず、曲事の段申し付くべし。もしまた地頭無理の儀あらば披露致すべき事、

薩摩藩では、領内に配置された外城が各麓郷士を中核として、政治的・経済的に農村を支配する体制に依拠していた。そのため、各外城に於いては、地頭による指揮命令系統を確実にすることが不可欠であった。慶長期から藩政が安定する寛永期には、家臣団の鹿兒島城下集住がなされた一方、一国一城令による外城の廃止が領国支配に及ぼす影響は計り知れないものがあつた。藩は郷士による外城体制堅持を企図し、外城制度・郷士制度によってこそ農村行政を統制する制度を確立したといえる。地頭が現地に赴任しない遙任地頭制度を薩摩藩は採用したが、郷村では地頭による支配形態を前提に、機能的な行政組織の確立を図っていた。

こうした支配体制を維持するためにも、薩摩藩の藩士教育は、藩校造士館による教育と地域社会による郷中教育を柱とし、文武の教養を高め、儒教教育による忠孝思想を徹底した。

3 藩洋学と郡山郷士

藩校造士館を設置した藩主重豪は、蘭学も重要視していた。この重豪によって訓育された二八代斉彬は、蘭学を実学として受け止め、蘭学及び蘭学の基本となる語学修得の必要性を認識していた。薩摩藩では、通訳をする役職として唐通事、朝鮮通詞、蘭通詞が設けられていた。

長崎における蘭学の隆盛は、通詞が単なる通訳ではなく、言語理

解を通じて学問領域をもつ者も多く、「蘭学通詞」と呼ばれる学問の担い手として存在が確立していたためである。

斉彬が進める藩士への蘭学（洋学）教育に関する史料が『斉彬公史料』（第四巻「堅山利武公用控」）によって確認できる。その中には郡山郷士の名前も見出せる。

御小姓組有馬洞運・谷山郷士小倉玄昌・郡山郷士岩崎俊斎の三人は、藩命によって嘉永四年（一八五二）より長州の青木周弼方へ入門し、蘭学を「稽古」していた。同五年春に至り、大坂の緒方洪庵方へ入塾するよう新たに命ぜられたのにとめない、長門を引き払い、大坂に着いたが、旅費が嵩み、その負担を藩へ懇願し、一人につき金四両を当座の資金として大坂留守居菱刈七左衛門より受け取っている。同じ事柄が第二巻の一「総覧」嘉永七年四月二二日付にも述べられているが、そこでは「洋医修行ノ為メ」と具体的な目的が記されている。

なお、一事例で判断することは控えなければならないが、藩校における学問の門戸が開かれていたように、御小姓組有馬以外の小倉と岩崎が郷士身分であることは、城下士と郷士という身分差を超えた適材適所への配置の重要性が幕末において増しているように思われる。田崎哲郎『在村の蘭学』によれば、「適々齋塾姓名録」を引用し、三人の記録を次のよう収載している。

嘉永七年四月四日 薩州荒田 有馬洞運（二八四番）
嘉永七年四月四日 同 中福良 岩崎俊斎（二八五番）

同 同 頭屋通（谷山） 小倉玄昌（二八六番）

番号は入学生の番号である。郡山郷士岩崎俊斎は学籍簿が二八五

番ということになる。緒方洪庵の適々齋塾は、最も名を馳せた洋学塾であったことから、塾生となった藩士の活躍は気になるところである。わずか一例ではあるが、ここにその一端を示す史料として「開成所教官生徒姓名書」（慶応二年カ『玉里島津家史料』五、一五九八）がある。表題の開成所とは、幕府が設置した洋学教育機関で、蘭・英・仏・独・露の外国語や自然科学・兵学など八科目を教えていた。薩摩藩出身で後に外務卿を務めた寺島宗則は、留学先のイギリスから帰国後、慶応三年（一八六七）からここで教授を勤めていた。しかし、この史料では、その寺島の役職が「御船奉行・教授勤」とあるので、寺島が藩の船奉行を勤めていた文久三年（一八六三）の薩摩藩開成所の記録ではないだろうか。

この寺島を筆頭に、石河確太郎や鮫島尚信が名を連ね、郡山関係では「句読師 岩崎俊齋」が、また長崎にいる郡山衆中として「岩崎元朴」と「成松八之丞」の二名が列記されている。

ここでは俊齋を含め五名が携わっている。ちなみに、俊齋の前には同じく句読師として「有馬意運」という名が見えるが、岩崎と適々齋塾で机を並べた洞運本人か、またはその関係性が窺える人物である。俊齋は前記の史料に拠れば、洋医学を学んだようだが、藩開成所では広く語学の知識を必要とされたのだろうか。

また、岩崎元朴と成松については頭注に「二等 出崎」とある一人人に入り、長崎でどのような活動をしていたのかは不明であるが、藩の逸材として蘭学稽古に明け暮れていたと思われる。

次に、藩主斉彬が進めた年少者の語学習得の実際をみることにする。

長崎のオランダ商館で蘭医学を学ぶ相良運八は、蘭通詞稽古について、「兎角幼年より見習不申候ては、往々御用二難立候旨申出候」（『斉彬公史料』四「豎山利武公用控」）と、語学習得は幼少期からの教育が最も重要であることを指摘し、その人選に誤りのないように強く要望している。そうでなければ、大成することもなく、ましてや藩の御用に役立つ人材は育たないと断言した。人選の結果が国許から長崎の三原籐五郎に届いたのが安政三年（一八五六）一月二六日のことであり、それを藩主斉彬が許可している。

一代御小姓与清左衛門嫡子

郡山郷士六郎嫡子

名嶋晋太郎

田布施郷士泰助嫡子

上野次六郎

郡山郷士理右衛門嫡子

猪谷弥右衛門

一代御小姓与才輔嫡子

桜島郷士才蔵二男

原田岩次郎

（中略）

蘭通詞

本木昌造

一 金拾両

一 年十式歳

一 年十七歳

一 年十二歳

一 年十三歳

以上のように、相良運八の要請に応えた人選が国許でなされた結果、一二歳二名・一三歳一名・一七歳一名の若者四名が蘭通詞稽古

役に任命され、藩の期待を背負うこととなった。いずれも郷士であることから、何らかの形で地頭の推挙が得られたことであろう。唐

通事（中国語通訳）となるために自己負担で学習する「自分稽古」

による入門も、地頭が地域で有能な人材を抜擢推挙して、藩が任命する手続きであった。唐通事育成では郷士・浦人など身分の差はなく、語学能力が優先されていた。一人目に名の挙がる名島家は、城下唐通事家を代表する家柄であり、次の上野家も唐通事家で蘭通事から英通事として薩摩藩の外交を担った上野範景を輩出した家柄である。猪谷・原田家も唐通事家と推定される。蘭通事家は唐通事家が時代の推移をみてとった職掌といえるのである。明らかに名島清左衛門は郡山郷士の某家六郎の嫡子晋太郎を入門させ、その上で養子として長崎での蘭語習得に応募させたと推測されるのである。他の諸氏も同様であろうが、郡山に遺された系図などから当時の「六郎」や「理右衛門」という人物を特定できないのが残念である。先述の蘭学修得をした郡山郷士岩崎俊斎の存在と併せると、郡山地域の豊かな教育的土壌を感じさせる事例となっている。

このように基礎的な段階から養成する蘭語稽古のための手立て、その次の段階である蘭学稽古を明確に区分した対応は、斉彬の学問構想の展望に立脚した実践といえる。薩摩藩の蘭語養成は斉彬によって創られようとしている段階であり、その対象者の出自は城下士・郷士を問わず希望者を募っている。この蘭語養成が広く蘭学の発展の基礎となることを認識していたことは重要な認識といわざるを得ない。

4 孝行啓蒙

東門の百左衛門

東侯の白石に「東門の百左衛門夫妻の墓」がある。『高尾野町郷土誌』には、出水郡高尾野郷の噺役を勤めていた洲上伝右衛門が延享三年（一七四六）七月に書き記した「於諸所御答可申上大概覽」が掲載され、その中に、郡山郷東侯村の百姓百左衛門のことが著されている。

一、薩州日置郡郡山郷之内東侯村百姓百左エ門事、連々之心掛ヲ以、所中ニ而土橋ヲ石橋ニ掛替、土手ヲ石垣ニ調替、又ハ道筋手自修甫ヲ加候所も有之、段々右躰大分之儀ニ而人馬道路之便能罷成、所中之者致修甫候手間、並所之為ニ成候儀を心掛候段被聞届、褒美被申付候

郡山郷東侯村の百姓百左衛門は、付近の土橋を石橋に掛け替え、土手を石垣になおし、道路も改修した。そのお陰で道路を使う人馬の便利が良くなった。住民の改修の手間と地元のためを思う心掛けが認められ、褒美を与えられた。という内容である。

その他の文献でも百左衛門らの業績が紹介されている。「人物傳備考附録全」（『新薩藩叢書』三）には、「儒学」「書家」「画家」「兵術」など二三項目あり、その一つに「忠孝節義」の項目が設けられ、「郡山農夫百左衛門 同人子彦右衛門・三右衛門・助右衛門」が載せられている（原文はカタカナ、濁点なし、ルビ・注は引用者）。

薩州郡山郷東侯村農夫也、鬮村（村中）の道路橋梁崩壊あれば、

輓之^{すなわち}を修築す、費用皆私財を出す、未嘗^{かつ}て他人を仰がず、元文二年藩主之を賞し、物件を与ふ、又百左衛門及び其三子が丁役^{ていえき}を蠲^{のぞ}く、百左衛門既に死し、三子、父の志を継ぎ私財を出し、道路を治め、橋梁を修し、毎に田野に行き、六七月の間早すれば、輓^{せき}ち堰^{せき}を決し渠^{みぞ}を治め、田若干頃を溉^{まそ}く人の田を視る、猶己の田の如く也、宝暦三年藩主重年、彦右衛門・三右衛門・助右衛門に各廩米拾五俵を与へ褒賞す

百左衛門らの功績は、私財による道路や橋梁の修復であり、父百左衛門は、元文二（一七三七）年に藩主継豊からその功績を讃えられ、同様にその意志を継いだ三人の息子たちも治水土木事業などで、宝暦三（一七五三）年に藩主重年から褒賞されたことを示している。四人の褒賞にあたっては、物品や米を与えられたほか、「丁役」つまり夫役を免除されたともある。

なお、元文四（一七三九）年、一之宮神社に唐金（青銅）の御幣を奉納した東俣村の門の名頭として「東門百左衛門」も箱の蓋の裏にその名を留めている。また百左衛門は、隣の比志島村の道路や河川改修も手がけ、比志島川の土手に



東門百左衛門夫妻の墓（白石）

自身の名で供養塔を建立している（第七編末コラム参照）。今、百左衛門夫妻は、東俣の白石の山麓の墓地に静かに眠っている。

〔墓碑銘〕

延享三（一七四六）年
一翁念信士 東門之百左衛門
寅八月十四日

妻 花屋良香信女 明和元年甲申十一月十八日
東門之百左衛門妻

孝行啓蒙の効用

一般に、藩による孝行啓蒙は、祖父母・父母への孝子を褒賞することが多いが、百左衛門のように、百姓が私財を投じて公共的な事業を達成するという事例もいくつかは知られている。藩は孝行者に褒賞を与えることで、儒教道徳の涵養や農村に於ける生産性の向上に期待していた。幕府もまた同様であり、幕府巡見使来薩の折の答弁書として作成された史料「寛政御答書孝行者」（『藩法集』下、三五六五）には、領内の孝行者が次のように列記されている。

- 郡山東俣村孝兵衛・同村源十を始め五六人による父母または舅・姑への孝行
- 武士三人による主人への奉公

○熱病が流行した城下に医師を派遣し、米・錢まで供与した功績

○凶年に初・雜穀を供出した百姓・浦人八人

○火災に際し、類焼者へ米・錢や物資を供出した四人の功績

これらが藩主に聞き届けられ、褒賞されたことを示している。

島津氏中興の祖忠良・貴久連署掟書には、「諸士衆中忠孝の道第一に相守」（『旧記雜録前編二』一三三四一）と、政道の第一義は忠孝の道を徹底することとしている。『藩法集』に「褒賞」の項目があり、藩政を実施するにあたり、政道を充足するために忠義・孝行の実践者を称賛し、他の模範とすることに重要な意義を持たせていたことが窺える。

【参考・引用文献】

「仰望節録」：鹿児島県立図書館蔵

『国史大辞典』：吉川弘文館

『鹿児島県教育史』：大和学芸図書、昭和三六年

『旧記雜録追録六』：『鹿児島県史料』、維新史料編さん所、昭和

五一年

『訳詞冥加録・漂流民関係史料』：『鹿児島県史料集38』、県立図書館、平成一〇年

『職掌紀原』：鹿児島県史料集VI、鹿児島県立図書館所蔵・刊行、

昭和四一年

「薩藩学事」：鹿児島県立図書館所蔵

「二才咄格式定目」：新納忠元

「豎山利武公用控」：『鹿児島県史料 斉彬公史料四』、鹿児島県

歴史資料センター黎明館、昭和五九年

『在村の蘭学』：田崎哲郎

『玉里島津家史料 五』：『鹿児島県史料』、鹿児島県歴史資料センター黎明館、平成三年

『高尾野町郷土誌』：高尾野町、昭和四四年

「人物傳備考附録全」：『新薩藩叢書』三、歴史図書社、昭和四六年

『旧記雜録前編二』：『鹿児島県史料』、維新史料編さん所、昭和五五年

第六章 一向宗禁制と隠れ念仏

第一節 一向宗禁制

1 「初見史料」

薩摩藩における一向宗（浄土真宗）禁制は、幕府がキリシタン禁止政策を徹底したのと同次元の為政者の政治的政策といえる。

一向宗禁止の初見史料は、慶長二年（一五九七）二月二日付島津義弘掟書（『旧記雜録後編二』一八六）であろう。この史料は慶長の役（朝鮮出兵）の留守中の心得を示した二〇ヶ条であり、その最後の条文に

一向宗之事、先祖以来御禁制之儀ニ候之条、彼宗躰になり候者は、曲事くせじたるべき事

慶長二 式月廿一日

義弘（花押）

とある（ルビ引用者）。一向宗は先祖以来の御禁制であるというのである。同史料を引用し、さらに次のように追記した史料「寛永軍徴卷三」（『伊地知季安著作集一』、二二五）がある。

右に先祖との給ひしも御祖父日新公を指し給ふか、前の御詠歌と併せ考ふべし、松齡公此宗を禁ぜられしも、右やう二月廿二日（旧記雑録は二一日）とあるに、泰円が此御歌などを集おへたるも、同じ年の三月とあれば考知らるゝなり、また其後も御沙汰にや、左の如し、

伊地知季安はこの「先祖」とは日新斎（島津忠良）を指し、日新斎の考えを受け継いだ人物として孫の島津義弘が一向宗を禁止したと断じている。

2 「日新菩薩記」

息子貴久の島津家本家継承に力のあつた忠良（日新斎）は、島津氏中興の祖といわれている。日新斎は、「諸行第一孝儀」を優先する思想と一向宗を政治的に強烈に排除したことで知られている。忠良の偉業・功績を後世に伝えるために著わした『日新菩薩記』（東京大学史料編纂所蔵、県立図書館所蔵史料は『一向宗禁制関係史料』に収載）から、一向宗に対する姿勢を見ることにする。

諸所に一向宗起て、父母を軽んじ、仏神に疎んずる者、人間の作法にあらず。これらの徒党成敗に根を断ち葉を枯さるる事、悪逆無道は天魔の所行、天下国家を乱す、この魔賊を誅滅する政道は、身を忠孝に砕き、心を寺社に繋ぎて、子孫長久の隱徳

を積む人道ぞ、人の道あるや、木の本あるが如く、水の源あるが如し。本無くして未だある者、未だこれあらざるなり、その根は空劫に蟠り、葉は今時に榮ふ、あるいは源泉は混沌として昼夜を舍かず、本ある者、皆これの如し、然るに、本を蔑にし、何ぞ後あらんや、これに因つて、神明仏陀を忘れ、父母先祖に背く輩において、制禁の辛かりし事、左に詳なり。

日新斎は、儒教（五常五倫）・仏教・神道を重んじることを政道の中心に据え、人の生きる道とも説いている。

さらに、日新斎の宗教観がつぎの歌に詠まれている。

魔のしよい（所為）か 天眼おが（拜）み 法華しう（宗）
一かふしうに（一向宗） すきのこさしき（数寄の小座敷）

ここにいう「天眼拜み」とはキリスト教のことであるから、キリスト教・法華宗・一向宗が一行に「魔の為せる所」と否定している。加えて、数寄屋造とは主に茶室建築として発達したことから、具体的には茶の湯を指していると考えられる。武士にとつて風流の茶の湯もまた戒めることとしている。一向宗根絶こそが子孫長久の道と断言し、禁制の基本方針が確定したといえる。

この『日新菩薩記』は、日新寺八世泰円六三歳の慶長二年（一五九七）三月に編纂したものである。泰円は天文四年（一五三五）の生まれで、日新斎逝去の永祿一一（一五六八）年の冬は三四歳であった。よつて、筆者が実際に見聞したことを記した実録であると伊地知季安は推測している（「寛永軍徴卷三」『鹿児島県史料 伊地知季安著作集一』一一〇）。

3 慶長二年以前の諸史料の検討

①「上井覚兼日記」天正一三年九月一五日（『大日本古記録 上井覚兼日記下』）

一向宗禁制の初見記事について、諸書では慶長二年を初見としているが、それ以前には史料に表れないかというところではない。

「上井覚兼日記」天正一三（一五八五）年九月一五日の条に微妙な内容記載があるからである。

当所（八代）など皆々一向宗と聞こえ候、しからば、此前よりの事に候条、無届けに御成敗はいかがに候、まずまずかの宗旨を替え申すべきの由、稠しく仰せられ、その後も一向宗に候する者は、是非以て生害させ申し候てしかるべきの由、仰せ出され候也、

つまり、戦国大名島津氏による肥後攻略後の施策のなかで、一向宗禁制の事実が確認される史料である。一向宗の信仰を禁止し、転宗の命令に従わなければ処罰するといふのである。島津氏の勢力拡大政策で実施された一向宗禁止策が窺い知れる。

②「新納旅庵書状」文禄二年八月二三日付、山崎久兵衛・川上四郎兵衛尉宛新納旅庵書状（『旧記雑録後編二』一一八五）

同書状は二五ヶ条の覚書で、左に内容を概略する史料は一四ヶ条目に記されたものである。

一向宗の事について、麻植吉左衛門尉・中村甚左衛門尉と鹿兒島老中達が話し合った。侍については一向宗信仰は禁止、それ

以下の身分の者は許可するとの判断がなされ、その内容が廻文された。その会議で拙者（新納旅庵）は、朝鮮出陣の島津義弘に伺いを建てるべきとの意見を持つが、島津家当主義久が許可なされたのだから、裁決内容に従わざるをえなかった。しばらくすると、侍にも信仰する者が出てくる。これを処罰しないのは実に口惜しい。

というものである。さらに続けて、主人である義弘が留守で上意が叶わなくとも、禁止された侍の信仰に対しては、「頸（くび）をはね辻三立度候」と、厳しい対処で望むよう断腸の思いを綴っている。

ここで確認できることは、政策決定の機能をもつ鹿兒島老中会議で、侍以外の一向宗信仰が認められ、それを当主義久も許していることである。しかし、旅庵の言外には、主人義弘がそれすらも認めないと考えていることが推察される。しかも、旅庵は一向宗認可を認めない自身の立場を明確に示し、宛所に同意を求めている。また、一向宗の信仰を許可されていない侍の信仰者が増え、それに対する処罰がなされないことに憤りを感じている。この当時、島津氏一族及び重臣にも一向宗信仰に対する考え方に相違が見られ、結果として、当主及び重臣会議は侍のみ信仰を禁止し、それ以外の信仰を認可しているといえる。いずれにしても、武士層の一向宗信仰は禁止事項であったといえる。

史料②は史料①の禁止政策を受け継いでいることより、記録上島津氏の一方向禁止が明らかなのは、史料①「上井覚兼日記」による天正一三年九月一五日を初見とする。

なお、この天正一三年説は伊地知季安（藩記録奉行、旧記雑録等

編者) によって説かれている。季安によれば、八代の地は島津領に服することになり、以前から一向宗信仰地域のため島津氏の方針通り一向宗禁令を出したが、宗旨替えがなされなかつたとある。そして、一向宗禁止の端緒について次のように論じている「寛永軍徴巻三」(『旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集一』二二二、(一)注・読み下しは引用者)。

御当家中にて一向宗御禁制古書に見得候証拠は、日新公御戒歌の外に、これ天正十三西九月十五日、八代に於いて武庫(島津義弘)様仰せ出され初発とや申すべし、いつそや人の問いにて、この事を二冊程糺し書けるに、その時まではこのごとく明証見当たらざ、(後略)

前半部では、島津氏の一向宗禁制は日新斎(島津忠良)の戒歌が初見とされるが、(「上井覚兼日記」に見られる)天正一三年九月一五日、八代での島津義弘の仰出こそが初見といえる、と断じている。伊地知季安は薩摩藩記録奉行経験者の官吏というだけでなく、藩史料に最も精通した学者でもある。後半部では、その季安が、かつてある人の質問に応じ、一向宗の事跡の史料考証について二冊ほど書いたが、その時は前記の証拠が得られなかつたとある。

ちなみに、その二冊とは、「一向宗御禁制由来全」(天保五年)・「御当家中様就一向宗御禁止愚按補遺」(天保六年)であろう。両書は『一向宗禁制関係史料』(『鹿児島県史料集』(IV)として、鹿児島県史料刊行会によって昭和三九年(一九六四)に刊行されている)。

4 一向宗は邪宗か

幕府巡見使は諸国の政治・経済情勢を把握するために派遣されるものであるが、宝永七(一七一〇)年の幕府巡見使へ薩摩藩側が用意した答書(『藩法集』下、二八四九)によれば、

一向宗御禁制の事、御尋おいては当国の一向宗は上方筋の宗旨に相替、新宗と申候邪法らしく、障碍をなし、同宗の親しみ強く、徒党を結、君臣の礼を背き、父子の分もなく、無作法にこれあり、仇をなし候義も御座候付、代々制(禁制)申さる事候、これは、「薩摩藩においてはなぜ一向宗を禁じているか」という幕府巡見使の質疑を推定しての回答例である。というのは、幕府が認める一向宗を禁じている薩摩藩の事由の正当性を問われると考えられたからである。薩摩藩の積明は、領内の一向宗は世間一般にいう一向宗とは違うということを主張し、それを禁じた理由としているのである。つまり、領内の一向宗は、真宗ではなく新宗という新たな邪宗であると断じている。具体的には、幕府が厳禁する徒党の禁止に抵触する徒党を結ぶこと、信仰集団の結束・団結が強いこと、君臣の礼に欠けること、父子の分別に欠けること、礼節に欠けること、恩義に欠けることなどを列挙した上で、藩の支配秩序の基盤を揺さぶりかねない理念を信仰していることを指摘し、幕府巡見使へ薩摩藩で信仰されている真宗の危険性を訴えようというのである。藩の支配論理が崩壊することは、さらに上位の支配者である幕府の支配論理や支配秩序が崩壊することを意味することから、幕府巡見使も藩による真宗禁制を咎めることはなかつたようである。

5 禁制の理由

では、一向宗（浄土真宗）禁制の本当の理由とは何であろうか。

本項では、『薩藩真宗禁制史の研究』（桃園恵真）をもとに、一向宗禁制の理由を概説する。なお、3項で紹介した『一向宗禁制関係史料』（鹿児島県立図書館刊、『鹿児島県史料集』（IV）には、前出伊地知季安の二著作の他に、「一向宗時々被仰渡候御書附写」（安永九年）「御影講紊乱略記」「日新菩薩記」「雑」（列朝制度他）が収載されている。

① 豊臣秀吉征薩関係説：天正一五年（一五八七）豊臣秀吉の九州征伐に際し、時の本願寺門主光佐は秀吉に同行し、西下してこれに協力し、門徒また食糧を送り、或いは間道（かんどう）を教えるなど種々味方するところあり、ために薩軍は思わぬ敗北を喫した。この事が後に義久の耳に入り、以来その領地において真宗が嚴禁されたとする説。

② 伊集院幸侃事件連座説：慶長四年（一五九九）三月九日、京都伏見において重臣伊集院幸侃が家久の手によって誅殺されたが、この幸侃が真宗信者であったがために、これに連座して真宗が禁止されたとする説。

③ 後小松天皇勅許説：南北両朝の合一が成立したのは、島津家の菩提寺福昌寺の第一世住持石屋真梁が南朝の後龜山帝にこのことをすすめるために後小松帝への讓位が実現した結果であって、その功によって石屋真梁が島津家領内における真宗禁止について後

小松天皇の勅許を得たとする説。

④ 島津家一九代光久とその弟又八郎は同年であったが、又八郎が世継ぎとなれなかつたのをその生母が恨み、光久を調伏したため、光久には足の悩みがあった。この又八郎の生母が真宗信者であったため、この時から真宗が禁止されたとする説。

⑤ 持戒謹嚴なる諸宗の中にあつて、独り肉食妻帯を敢行すること。
⑥ 他力安心は士民の独立自尊の氣風を損じ、志氣阻喪の素因となること。

⑦ 『日新菩薩記』で、忠良が真宗を法華宗・キリスト教と共に父母を軽んじ、神仏を疎んずるものとし、これらの徒党成敗に根を絶ち葉を枯らすべき、と説いていること。

以上の諸理由のうち初めの三つの説が最も広く流布され、また強く信じられているが、いずれにも根拠が弱いとしている。

「禁制の真相」と題して『鹿児島県史第一巻』には、「当時一向宗徒は、その本願寺との関係において教権を第一義とする建前であり、国権に抵触すること甚しいものがあつた。島津氏におけるのみならず、後に各地にその禁圧せられたものを見るに、あるいは農耕の妨げとなるといい、道義上・政教上悖戻するというのは事実であるが、その勢力の拡張せらるるを放置するときは、かの一向一揆にまで発展する可能性が充分あつた。島津氏においても、その天正以前の領内外の諸豪族に服属中に、北原氏と一向宗の関係について、一向宗信徒との結合による一揆的反抗をみる憂いがあつた事は、秀吉の天正一五年以後のキリスト教禁圧に似た一面の理由があつた」と結論付けている。

6 宗門改

薩摩藩は近世期を通じて、一向宗を禁制し、取り締まりとしての宗門改及び宗門手札改めを実施している。

薩摩藩宗門改について、「列朝制度」の「宗門改」（『藩法集』）の詳細項目によれば、出生・婚姻による住所変更・死亡の戸籍に関する事柄は、村役人や村行政組織ではなく、寺院が管轄している薩摩藩の特徴が見られる。人の一生の誕生は檀那寺に登録することから始まるのである。宗門改とは、藩が手札と呼ばれる身分証明を各人に与える制度であり、五年に一度の検札・発行となっている。その手札という木札の表には、宗門改を実施した年号年月日・担当役人姓名が記され、裏には父親名・本人名・宗旨・年齢が記されている。宗門改は五年に一度、宗門手札改は毎年実施する規定であった。なお、宗門手札改は寺院ではなく、郷役人の職掌である。

なお、転びといえぱキリシタン改宗者と思いがちであるが、万治二年（一六五九）一〇月一四日付曖衆宛の達（「一向宗禁制御由来全」）によれば、一向宗改宗者のことを「前一向宗」と呼び、しかも帳面だけでなく、手札にも「前一向宗」と書くことを命じている。また、享保一〇年（一七二五）八月に、身元不確かな山伏・社人・念仏坊・平家座頭・地神などや他国より入り来る六十六部衆へ祈念を頼んではいけないとされ（『藩法集』下、二八八三）、同年一〇月の家老座通達によって宗門改方帳面・手札記載の名前の上に「お」の字を書く事が禁止されている（『藩法集』下、二八八一）。

次に、これら管轄する役所の変遷を史料によって追うことにする。

一向宗・キリスト教禁止を励行する役所として、明暦元（一六五五）年に宗牀座が設けられ、宗牀奉行に若松・宮里の二名が任ぜられた。以後、元禄二年（一六九九）四月に宗牀改方、宝永六年（一七〇九）九月に宗門改方、安永七年（一七七八）五月に宗門改役と、職名が変わっている（「一向宗御禁制由来 全」）。一貫して、取り締まりは厳格を極め、万治三年（一六六〇）の一向宗逮捕者は次のとおりである。阿多衆中二名、高尾野衆中一名、栗野衆中一名、財部衆中三名、中郷衆中二名、福山衆中一名が挙げられている。逮捕されたこれら郷士は、百姓身分にされたり、屋敷を没収されたり、召移されたり（強制移住）と、厳しい処分を受けている。そして、逆に摘発者には多大の褒美を与えている。

第二節 隠れ念仏

1 薩摩藩のかくれ念仏

前節の末尾では郷士の一向宗信仰とそれへの処分について述べたが、すでに信仰の力は民衆の間に深く浸透し、現実の苛政から民衆が求めた救いとしての信仰心を禁止することはできなかった。藩によって禁止された一向宗を信じる人々の信仰の姿は色々あったが、その中心は隠れ念仏であろう。

平成一一年（一九九九）に「薩摩のかくれ念仏―弾圧された一向宗」という特別展が、ミュージアム知覧で開催された。ミュージア

ム知覧が知覧町域を中心に研究した成果を特別展に高めたもので、その内容は図録にもまとめられている。藩が一向宗信仰の摘発を強化する段階で、一向宗と民衆の信仰にはどのような状況がみられたかの問いに次のように解説している。

禁制となっている一向宗を人々はどのように隠れて信仰していたのか。その形態を考えると大きく三種類に分類できよう。

一つ目は、誰にも知られないよう密かに個人で信仰を続けたもの。この場合ほとんどが小さな阿弥陀様を本尊とし、記録にも残らない場合が多い。

二つ目は、集団で秘密組織の講を作り、指導者のもとで念仏を称えるのも、役人から身を守るのも集団で律するという、互いに助け合って信仰を続ける形態であった。薩摩のかくれ念仏者のほとんどがこれに分類できる。郡山花尾のかくれ念仏洞もこのような信仰形態で維持されていた。

三つ目は、海上や藩外といった役人の目の届かないところで念仏を称え、通常は薩摩藩内で暮らすという場合である。この形式を取るのに、個人の場合も集団の場合もある。知覧では船の上で拝まれた本尊が残されている。藩外の例としては熊本県水俣市の源光寺の薩摩部屋が有名で、薩摩の門徒たちが藩内に置いておけない本尊を水俣に預けておいて、藩を越えて拝みに行くという場合である。その一事例として、出水市歴史資料館所蔵の「隠横目報告書」には、隠横目が信者に化けて一向宗（西念寺）の国境水俣「薩摩部屋」（半ば地下室になったかくれ部屋）に潜入して、出水郷信者の名前を探り出した記録がある。信者の行動探索にあたったのは、出水衆

中三名・町人二名であり、水俣西念寺・源光寺・西方寺や津奈木光明寺が真宗寺院として把握されていた（「奉窺上口上書」『薩藩真宗禁制史の研究』）。

2 郡山の一向宗

花尾のかくれ念仏洞

ミュージアム知覧の特展図録には、最後に薩摩藩領内の主なかくれ念仏史跡地図が収載されている。

田島かくれ念仏洞（宮崎県北諸県郡山之口町）

花尾かくれ念仏洞（郡山町）

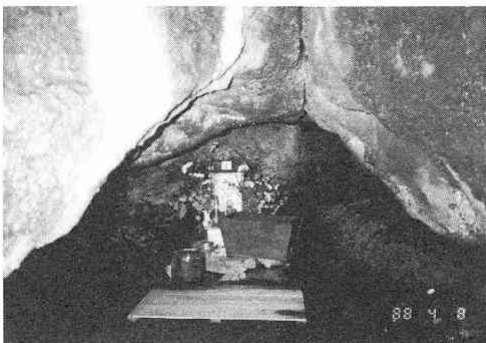
吉利かくれ念仏洞（日吉町）

清水かくれ念仏洞（川辺町）

相星かくれ念仏洞（加世田市）

花尾かくれ念仏洞は、領内でも屈指の念仏洞史跡であり、黎明館の常設展示では、この念仏洞の写真が展示されている。『郡山町の文化財』では、詳しく紹介されているので、要約すると

県道二一―号線のJR花尾神社前バス停から、町道を北へ約一・二キロメートル行つた所に「花尾かくれ念仏洞入口」の案内板があ



花尾隠れ念仏洞

る。そこから約二〇〇呎はいった杉木立の中の岩崖に、天然の洞穴がある。

その洞穴の入口は高さ約一・四呎あり、中は奥行き約四呎、横幅八呎、畳八畳敷程の広さで、腰をかがめて歩けるほどの洞穴である。信者たちは、この洞穴にご本尊や仏具を隠して、よその人がいないときは、監視人をおいて、近くの家にご本尊を持ち出して、ご座を開くなどしていたのである。

密かに真宗を信仰していた人々は、疑いを持たれると、たちまち捕らえられ、白状するまで厳しい取り調べを受けている。そして、信者と確定すると、軽くて宗旨変え、重い者は死罪・遠島、士分のは百姓に、百姓もまた身分を下げるなど生涯にわたって苦しんだのである。そして、この洞穴は明治九年（一八七六）に禁制を解かれるまで、約三〇〇年もの長い間、信者たちが隠れて念仏の行に利用していたのである。

大正一四年（一九二五）、さつま開教（禁制解除）五〇年にあたり、本願寺別院の僧侶佐々木教正が県下の各地を歩いて、当時なお生存していた法難者やその子孫などから真相を直接聞いて記録し、殉教者を後世に伝えるため、『血は輝く』を出版してから、この洞穴が広く世に知られるようになった。洞窟横の顕彰碑には、次のように書かれている。

三百年の長きにわたり、念仏弾圧に耐えた先祖の遺徳を讃え
開教百十周年にあたり顕彰する。
本願寺別院

その後、一向宗以外の仏教各宗派にも存続が厳しい状況となる。

明治維新政府の神仏分離令は、廃仏毀釈を引き起こした。全国でも過激に廃寺が徹底されたのが旧薩摩藩領であり、島津家由緒寺院もまた例外ではなく、領内一六〇〇余寺や貴重な教典・仏像・寺宝が灰燼に帰した。鹿児島県の地に信仰の自由がもたらされたのは明治九年（一八九六）九月五日附鹿児島県参事田畑常秋の布達によってであった。

郡山の一向宗信徒

前記の『血は輝く』には、幕末から明治初頭における郡山での門徒発覚について数例が記されているが、幕末以前にも多くの信徒が藩当局に捕らえられ、厳しい詮議・拷問を受けたことと思われる。藩内では、天保・嘉永・安政・文久・万延期、また、明治三、四年頃に「大法難」とも呼ばれる信徒への激しい迫害が行われた。ここでは、『血は輝く』に掲載されている郡山の信徒を紹介する。

○安政（一八五四〜五九）？…森満孫左衛門・ツルガメ・吉永傳次郎（厚地）

ツルガメは孫左衛門の娘。三人ともに信仰が発覚して連行されたが、信徒であることを認めなかった。

○安政五年（一八五八）…甚太郎・末吉伊左衛門・喜右衛門（田戸）
甚太郎・伊左衛門の二人が連行されて責められた末、花尾の本尊について白状。花尾の信者は加世田の信徒が持つ仮本尊を譲り受け、それを代わりに差し出した。同時期に喜右衛門も責められたと伝えられる。

○明治二年（一八六九）…新海権四郎（厚地）

花尾の洞穴に本尊を隠し、御座を開くうちに信徒が増え、ついに信仰が発覚してしまった。権四郎と叔父の半四郎は拷問に耐えたが、他の信者の白状によって本尊を出すことになった。

○明治六年（一八七三）…宇都岷次郎（東俣）

山中の洞窟に隠れて信仰していたが、この年に麓に呼び出されて叩かれたという。

○明治九年（一八七六）…末吉助次郎（厚地）

信心が発覚し、責められたが、役人が知人であったため、臀部（尻）を打つまねをして地面を打ったという。

○年代不明…宮園新左衛門・父権四郎・中園与助（川田か）、喜左衛門（丸山）

「郡山役所」にて責められたが、新左衛門を打った足軽は臀部を打つと見せて床を打ったという。

○年代不明…宅万五平（油須木）

郡山の仮屋にて責められ、本尊を出すに至るが、この拷問のために病体となり、その後は働けなくなった。

第三節 越中売薬と一向宗禁制

1 薩摩藩内の越中売薬業者

幕藩体制下の薩摩藩は入国の最も厳しい例に挙げられる。それは、全国を股に掛けた商行為で知られる越中富山の売薬業者らにとって

も例外ではなかったようである。その一つには、薩摩藩内において、彼らが自在に売薬行商ができたかどうかは疑問である。薩摩藩側から売薬業者に課した規制に身分に関する項目があったことが知られている。

薩摩藩領内で売薬を認められた越中の売薬仲間を「薩摩組」というが（第三章第五節参照）、この薩摩組が厳守すべき掟で極めて重要なものに、真宗の事は禁句であるという一項が「示談定法書」に見られる。

一、薩州表は古来より浄土真宗之儀は堅く御停止之所御座候間、数年入込懇意ニ相成候共、宗門之沙汰決て相咄申間舗候事、

（文化一五年五月付「文政元寅年五月、薩摩組示談定法書」『富山売薬業史史料集』第一号、以下断りのない限り同史料の番号）

真宗を持ち込まないという一項は、薩摩藩領内で売薬が許可されるかどうかを左右するほど大事なことであった。しかし、「隠れ念仏」に越中の売薬りがどれほどの関わりを持ったかを具体的に知ることはできない。実際のところ、こうした藩の宗教政策―宗門の禁圧―が信仰という内面的なものに対する取締りとしてどれほど功を奏したかは疑問である。

そのような危険性を帯びながらも、全国を行商圏とする越中売薬の導入は、薩摩藩にとってはいくつかの魅力があった。一つは情報の入手源であり、そして最大の関心事は彼らの薬荷移動の時に活用された北前船という広汎な流通経路及び流通手段の利用である。

当時の北前船は北陸地方と北海道南端の松前を結ぶ松前交易、そして下関を経由して天下の台所・大坂を結ぶ西廻り航路を持ち、日本

海を自在に航行していたのである。この北前船が薩摩藩にとつて最も期待される貿易品を積載し流通させていたのである。

慶長一四年（一六〇九）の琉球侵攻を契機に薩摩藩による琉球支配は始まるが、この弘化・嘉永の幕末期においても、琉球口での進貢貿易を維持し、同貿易の利益を藩の財源に組み入れていたことは不変のものであった。この琉球口の進貢貿易に欠くことのできない輸出品である「昆布」を入手した経路が「薩摩組」関係史料から知ることができるのである。

一般的には越中売薬とか、越中富山の売薬商人と呼ばれているが、薩摩藩では、厳格には「越中八尾」の売薬商人だけを認めていた。越中及び越中富山は浄土真宗と関わりの強い地域だが、前述の通り薩摩藩は真宗厳禁の地である。ここに越中及び越中富山の売薬商人ではなく、越中八尾の売薬商人という呼び名が出てきた背景が考えられる。後述の通り実態は、越中売薬商人は富山を中心として商人団を認めているにもかかわらず、薩摩藩が越中八尾の商人団に固執した事実を確認し、その理由を考えたい。

2 売薬業者の役割

薩摩藩による越中八尾の売薬業者に対する規定を『富山売薬業史史料集』から拾い出してみる。

①天明三年（一七八三）

薩摩藩から領内売薬行商を許可されたのが、「越中八尾之町人として」（第九五号）

②寛政元年（一七八九）

「御領内居付人と申分二而」（第九五号）

③享和元年（一八〇一）

「彼地居付と申分二相成、可成二合薬商売取続申候」（第一号、第九五号）

④文化一二年（一八一五）

「鹿児島表二於而今度越中富山製薬を以て、御領内売薬之儀御免許被仰付たり」（第九五号）

⑤天保三年（一八三三）・嘉永四年（一八五二）

「私共名前二而ハ徘徊御指支之向茂在之ニ付、与兵衛殿取計を以御当処八尾之者雇下し召遣度由ニ被願出候得は、漸々御聞濟二相成候故、其振ニ而是迄（嘉永四年三月）立入仕」（第三九号）

「私共儀ハ則八尾之者ニ而立入仕候事ニは相成」（第三九号）

「私共名前前二而ハ御指支之向茂在之ニ付、御当所八尾之者之名目を以立入仕候」（嘉永四年、第四四号）

⑥嘉永三年（一八五〇）九月

「去ル辰弘化元年琉球産物方計ニ而、右与兵衛手先越中富山之者共江入付被仰付」（第三三号）、「木村与兵衛手先」（第三三号）

⑦嘉永三年一二月

「御製薬方より諸郷江御入付相成候付」（第三三三号）

⑧嘉永四年六月、嘉永六年六月

「御製薬手先之義ハ」（嘉永四年、第四一号）

「御製薬御雇下之もの」（嘉永六年、第六二号）

①より、天明三年（一七八三）に許可された要件に、越中八尾の

町人としての条件が課されている。そして、②より、寛政元年（一七八九）からは薩摩藩領内居付（居住）の売薬商人であることが求められている。しかし、これは「人々彼之地ニ於而主人を取り、居付の身ニ有之故、但し、彼之地之主人不明」というように、居付の意味は実際に年中の居住を求めたものではなく、主人となる責任ある者を求めていると解釈できる。③より、享和元年においても、名目上ははじめに居付売薬商人と規定している。即ち、①②③は越中八尾の売薬商人が薩摩組として認可された者たちといえる。そのことを確認した史料が⑤ということになる。④において領内居付の条件が解除され、越中売薬が薩摩藩に実質的に認められたといえる。

しかし、⑥⑦⑧で見られるように、彼らは藩製薬方の株を所有する者の手先・被雇用人としての身分でしか売薬行商が認められなかった。嘉永三年に薩摩藩製薬方が創設されるに伴い、越中売薬を取り込んだ配置売薬を藩が志向した特別な事情に基づくものである。ここでも越中八尾という前提があった。

薩摩藩が売薬行商を許可したのは、天明三年に越中八尾の町人にはじまる。しかしながら、越中八尾の売薬行商人に限定した根拠を窺う史料は確認されなかった。また、厳密な意味では嘉永期の薩摩藩側史料では、越中八尾と富山を混同している。下町年寄木村より藩製薬方宛に「越中富山之者共」（嘉永三年九月、第二〇号）、琉球産物方より村方役人宛にも「越中富山之者共」（嘉永三年九月、第二三号、第三三号・第三四号）も同様である。しかし、薩摩藩から示された付状雛形では、「越中八尾町何かし（某）」（嘉永三年九月、第二一号）と書くように指示している。このように嘉永期にい

たっては、越中と越中八尾の混同が見られ、越中八尾に限定する意味合いが薄れたものではなかるうか。

薩摩藩が当初越中八尾の限定にこだわったのは、前述したように、越中は薩摩藩で厳禁された浄土真宗（一向宗）の最も盛んな土地柄であり、一方八尾は越中領内ではあるが、法華宗信仰の地域であったことが決定要因といえる。しかし、後に越中売薬商人にも売薬を許可した背景には、一向宗流布の危険を含みながらも受け入れざるを得ない理由があったのである。それは、越中売薬商人に領内販売許可を与える代償として、普通は献上金を要求するのであるが、薩摩藩では、琉球が仲介する中国進貢貿易の輸出品である昆布の廻送を強引に求めたのである。藩財政再建の切り札である中国への進貢貿易品の確保は藩の生命線であり、それには全国に北前船を廻漕する越中売薬こそが薩摩藩の目論みを実現する手段として映っていた。藩において書面上は「越中」の文言を禁じ「越中八尾」としていたが、実際は越中富山の売薬行商は承知済みで、浄土真宗王国越中富山の売薬商人は村々に配置する置薬制度を展開し、現在でもその制度が残っている。

一向宗を信仰する領内の家々では、真宗王国の越中売薬人が村々を廻ることで、彼らに期待したものは大きかったであろうことが推察される。売薬商人は薬行李に小さな仏像を入れ、全国売薬に廻ったことが知られている。薩摩藩領内を売薬する商人の雇用主は、藩領内での売薬許可の最重要条件が一向宗厳禁であることを肝に銘じており、藩も再三にわたり厳禁を伝達しているが、各地を廻った売薬商人の実態は果たして法規通りだったのかは疑問である。しかし、

それらを窺う史料はまだまだ知られていないのである。

【参考・引用文献】

「寛永軍徴卷三」：『鹿児島県史料 伊地知季安著作集二』、鹿児島県歴史資料センター黎明館、平成一〇年

『日新菩薩記』：東京大学史料編纂所所蔵、県立図書館所蔵史料は『一向宗禁制関係史料』（『鹿児島県史料集IV』、鹿児島県立図書館、昭和三九年）に収載

『薩藩真宗禁制史の研究』：桃園恵真、吉川弘文館、昭和五八年

「薩摩のかくれ念仏―弾圧された一向宗」：ミュージアム知覧特別展図録、ミュージアム知覧、平成一一年

『血は輝く』：佐々木教正、興教書院、大正一四年

第七章 藩外交史と花尾神社の琉球扁額

第一節 薩摩藩の琉球出兵

1 琉球出兵の真意

慶長一四年（一六〇九）三月四日寅刻（午前四時頃）、総大将樺山久高・副将平田増宗率いる薩摩藩三千余の軍勢を乗せた百余艘の軍船が山川港を出帆した。先導は、琉球弧の灘に精通した七島船頭衆二四人によるものであった。順風を得て大島・徳之島・沖永良部島などを落とし、海陸両道から首里城に迫った。琉球国王尚寧しやうねいは和を乞い、四月五日首里城を接收した。

五月、島津軍は尚寧王とあじ按司・三司官さんしかん（ともに琉球国の高官職）を伴い、山川に到着、そして鹿児島に凱旋した。総大将樺山久高は治安維持と統治の監視のために本田親政・蒲地休右衛門に一部の藩士を付け、琉球に駐留させた。

慶長一五年五月一六日、藩主家久は尚寧を伴い江戸に向け、鹿児島を出発した。八月八日駿府の家康に謁見、同二八日江戸の將軍秀忠に謁見を経て、九月二〇日江戸を離れ、一二月鹿児島に帰国している（『島津国史』）。この一連の江戸参府は琉球が幕藩体制下に編入されたことを意味することになった。この間、薩摩藩による琉球検地が実施され、貢租負担の琉球諸島八万九〇〇〇石が確定し、道之島（奄美群島）は薩摩藩の直轄地として琉球から切り離された。翌年の尚寧の帰国に際して、起請文を出させ、琉球支配の「掟」一五ヶ条を強制し、尚寧に遵守の誓約をさせている。

一 薩摩御下知之外、唐へ詭物可被停止之事

（薩摩藩の許可なく明と交易しないこと）

一 従薩州御判形無之商人不可有許容事

（薩摩藩の印形を持たない商人を認めないこと）

一 従琉球他国へ商船一切被遣問敷之事

（琉球から他国へ商船を出さないこと）

「掟」一五ヶ条のなかでもこの三ヶ条は琉球の貿易権を規定する条目であり、琉球の貿易権を薩摩藩の管轄下に置くことが明記され、琉球出兵の真意が明確に打ち出されたといえる。

島津氏の琉球支配の目的は、明との進貢貿易の直接支配であったが、宗主国の明は、侯国琉球との進貢貿易しか認めていなかった

め、琉球はこれまで通り独立した琉球王国の形態を維持し、薩摩藩と明国の両属となったのである。島津氏は琉球支配を明に隠匿して進貢貿易を継続・拡大することに努めた。

2 琉球統治機関の整備

薩摩藩は琉球口貿易の維持促進のために、実質的支配を展開し始めた。琉球統治機関の整備が急がれたのである。琉球には薩摩仮屋城下には琉球仮屋（鶴丸城東に設置、藩庁との連絡・産物管理のために親方が在番、天明四年琉球館と改称）が置かれた。薩摩仮屋には在番奉行が配置され、その初見は寛永八年（一六三二）であるが、前述の通り、実質的支配は占領直後に本田・蒲地をとどめて鎮守したのが始まりといえる。

また、琉球口貿易は薩摩藩の最重要施策であることから、家老職がその任にあたるようになった。家老中物産方掛専任が独立したのは承応三年（一六五四）のことである。進貢貿易の遂行上、薩摩藩の琉球支配は中国に隠蔽する必要があったため、冊封使節来琉の折りには、薩摩藩役人は那覇から浦添の城間村に移動し、薩摩藩船も上運天港（国頭郡今帰仁村）に隠されたのである。

第二節 琉球使節

1 琉球使節とは

薩摩藩の琉球支配後に、首里王府（琉球王国）が日本に派遣した使節には数種類ある。まず、最大の儀礼である江戸幕府への使節「江戸上り」についてみることにする。江戸上りは、一六三四年から一八五〇年までに一八回あり、將軍の襲職に派遣される慶賀使と、琉球国王の即位を感謝する謝恩使の二種類があった。琉球出兵後の江戸・駿府上り（二六一〇年）と明治維新政府への慶賀使を省くと、〈表7-1〉のようになる。

2 使節の意義

薩摩藩の琉球出兵は幕府の「御威光」を背景に行われたが、その幕府の企図するところは、琉球の仲介による日明貿易の復活である。では、薩摩藩にとつての琉球支配とは、琉球を属領として得られる進貢貿易の権益を確保することに集約されており、幕府権力の威光と幕府の琉球支配の意図を巧みに利用することによって、そうした藩権力の強化及び行使を目論んだのである。しかも国内的には異国・琉球の支配を印象づけ、幕府への聘礼によって幕府権威の昂揚を全面に打ち出し、実質的な権益を確保することにあつたといえる。ところが、この琉球使節の江戸上りについては、幕府が消極的姿勢であつた意外な事実を確認できる史料がある。

使者差上候儀無用の筋に仰付られ候はば、薩摩守祖先共には相替、働も甲斐なく（略）

先規に相変わらず、この度も中山王使者差し上げ、御祝儀申し上げ候筋仰せ付けられたく、薩摩守願い奉る事に御座候

表 7-1 江戸時代の日本への琉球使節

回数	使節派遣年	使節名・内容	正使・副使
1	1634年 (寛永11)	謝恩使・尚豊襲封	佐敷王子朝益
2	1644年 (正保元)	謝恩使・尚賢襲封	国頭王子正則
3	1649年 (慶安2)	謝恩使・尚質襲封	具志川王子朝盈
4	1653年 (承応2)	慶賀使・家綱襲職	国頭王子正則
5	1671年 (寛文11)	謝恩使・尚貞襲封	金武王子朝興 越来親方朝誠
6	1682年 (天和2)	慶賀使・綱吉襲職	名護王子朝元 恩納親方安治
7	1710年 (宝永7)	慶賀使・家宣襲職	美里王子朝禎 富盛親方盛富
		謝恩使・尚益襲封	豊見城王子朝匡 与座親方安好
8	1714年 (正徳4)	慶賀使・家継襲職	与那城王子朝直 知念親方朝上
		謝恩使・尚敬襲封	金武王子朝祐 勝連親方盛祐
9	1718年 (享保3)	慶賀使・吉宗襲職	越来王子朝慶 西平親方朝叙
10	1748年 (寛延元)	慶賀使・家重襲職	具志川王子朝利 与那原親方良暢
11	1752年 (宝暦2)	謝恩使・尚穆襲封	今帰仁王子朝義 小波津親方安蔵
12	1764年 (明和元)	慶賀使・家治襲職	読谷山王子朝恒 湧川親方朝喬
13	1790年 (寛政2)	慶賀使・家斉襲職	宜野湾王子朝祥 幸地親方良篤
14	1796年 (寛政8)	謝恩使・尚温襲封	大宜見王子朝規 安村親方良頭
15	1806年 (文化3)	謝恩使・尚 襲封	読谷山王子朝勅 小禄親方良和
16	1832年 (天保3)	謝恩使・尚育襲封	豊見城王子朝典 沢岷親方安度
17	1842年 (天保13)	慶賀使・家慶襲職	浦添王子朝憲 座喜味親方盛普
18	1850年 (嘉永3)	謝恩使・尚泰襲封	玉川王子朝達 野村親方朝宜

(『鹿児島県史第二巻』)

宝永六(一七〇九)年二月付松平薩摩守御内意申上候口上覚(『旧記雑録追録二』二七五六)

この「松平薩摩守」は藩主島津吉貴で、藩主の意を受けた家老島津帯刀仲休が担当し、宛名は明記していないが、幕府側用人間部詮房へ宛てた書状である。一般に、琉球使節江戸上りは異国支配を街道筋及び江戸城での儀式によって幕府権威を昂揚するための手立てとしたとされるが、必ずしもそうではなく、ここでは明確に「琉球使節の江戸上りは無用」と幕府は薩摩藩に到達しているのである。

同史料には続けて、薩摩藩が今まで通りの琉球使節江戸上りを懇請

しており(「先規に相変わらず……)、宝永期には、薩摩藩の事情によって展開されたことが裏付けられる。

さらに、宝永六年(一七〇九)三月一日付島津帯刀書簡(同、下、二七六四)では、薩摩藩の意図を剥き出しにしている。

琉球の儀は、御先祖様御武威を以て御手に入れ置かれ候付、御礼申上来候、しからば上様よりは陪臣に異国の王を御持成され候故、御礼を請いさせられと申筋に候、また此御方御威光も折々に相聞え事に候

薩摩藩の琉球支配は幕府の許可によるものであり、そのお礼の使者

を派遣し続けている。使節の派遣は、幕府が異国の王を支配していることを如実に示し、それにより幕府の權威が高まっていると聞いている、と今までの過程と現状を説明している。さらに、「琉球は朝鮮とは格別の訳にて、第一日本の御威光にまかりなる事に候間、先規の通り仰せ付けられず候ては叶わざることに候」と、幕府威光の昂揚には絶対必要であると強調している。つまり、幕府には必要性の認識がそれほどなかったのである。後に朝鮮使節・琉球使節來聘の必要を幕府が認識してからは、權威誇示のために大和風を禁じ、服装・立振舞など中国風を強要している。

琉球使節江戸上りは幕府に対するものであったが、その他島津氏に対する使者の派遣は上国使と呼ばれ、年頭使もその一つで島津氏への主従誓約を意味していた。また、島津氏の慶弔にも随時派遣させられ、琉球国王襲封には薩摩藩の許可が必要であった。このように琉球国の使節派遣は随時行われていた。

第三節 琉球館

薩摩藩は琉球支配のための機関として、現地球球国那覇港に在番奉行を派遣し、城下鹿児島に琉球仮屋（琉球国出先機関）を設置した。当初、薩摩藩庁からの命令伝達の受け入れ口であった琉球仮屋が、主体的に経済活動を展開するようになったのは、寛文七年（一六六七）に親方位の者を勤務させる在番親方制度を起点とするといえる。在番親方は首里王府の物奉行（財政責任者）経験者が充てられ、首里王府と中国・清との進貢貿易の渡唐銀確保という重要な役

割を担ったのである。

なお、この琉球仮屋が琉球館と名称を変更したのは、天明四年（一七八四）三月のことである（『旧記雑録追録六』二〇八七）。

鹿児島（鶴丸）城を中心にした鳥瞰構図で描かれた屏風仕立ての絵図「鹿児島城下屏風」（鹿児島市立美術館所蔵）には、この琉球館が描かれている。この屏風絵図には絵図筆者とは違う加筆・注記があり、「天保十四年十月」としているが、描かれた内容から天保初年頃の景観を示した極めて精度の高い絵図である。「琉球館」の館内は正門から正面に「本殿」があり、奥角（北角）には「弁天」、「四方石堤」と館の構造を概略示している。正門に並列して脇門があり、その角には「上札ノ辻」と書かれているように、上方限地域の高札場所でもあった。文字はいずれも朱書である。なお、「旧薩藩御城下絵図面」（鹿児島県立図書館所蔵）によれば、琉球館敷地面積は「三千五百九拾九坪」あり、鹿児島城下の琉球館が中国の福州琉球館より広がったことが「琉客談記」に記されている。現在、琉球館跡地の長田中学校には「琉球館跡」碑が建てられている。一方、福建省の柔遠駅（俗称琉球館）は清代に大保境という所に築営され、頗る精緻であったという。屋根は瓦葺きで上部は樓郭造り、床は板、下は土間、庁堂のみ瓦を敷いていたと記している（「琉客談記」）。柔遠駅跡は現在は福建省市対外友好関係館として公開されている。

第四節 琉球扁額

島津氏宗廟花尾神社には、五枚の琉球扁額が今に伝わり、うち四枚が拝殿に掲げられ、一枚は黎明館に展示されている。この扁額の個々については、第一〇編第一章花尾神社の中で解説しているのので、ここでは扁額の贈られる背景について見ていく。

〈表7-2〉は、

『沖繩県文化財調査報告書第44集』「扁額・聯等遺品調査報告書」からの抜粋で、琉球使節が贈った扁額の一覧である。No. 1・2・3の朱熹・董其昌・王羲之は、中国の有名な書家で、尚古集成館所蔵の扁額は、島津家への献納扁額であるという特徴からか、すべて中国書家のものである。枚聞神社（開聞町）

表7-2 琉球使節の扁額

No.	所 蔵 先	扁額文字	年 代	書家/献納者	扁額の地・文字
1	尚古集成館	立志	1823 (文政6)	朱熹(晦翁)	木製
2	〃	耀徳	不明	董其昌	黒漆地金箔文字
3	〃	望嶽樓	不明	王羲之	朱漆地文字白
4	枚聞神社	生而神靈	1773 (安永2)	摂政尚和：読谷山王子朝恒	朱漆地金箔文字 黒縁漆地雲龍金箔
5	〃	妙靈普濟	1783 (天明3)	尚図：浦添王子朝英	黒縁朱漆地金箔文字
6	〃	徳偏海天	1783 (天明3)	尚周：義村王子朝宜	黒縁朱漆地金箔文字
7	〃	徳光普照	1790 (寛政2)	尚恪：大宜見王子朝規	朱漆地金箔文字 黒縁漆宝珠龍朝葉金箔
8	〃	普濟群生	1791 (寛政3)	(尚容)：宜野湾王子朝陽	朱漆地金箔文字 黒縁漆地龍宝珠麻葉金箔
9	〃	鐘靈	1795 (寛政7)	尚周：義村王子朝宜	黒縁朱漆金箔文字
10	〃	徳配天	1803 (享和3)	毛氏嵩原親方安執	朱漆地金箔文字 黒縁地宝珠龍朝葉
11	花尾神社	瞻仰	1773 (安永2)	摂政尚和：読谷山王子朝恒	黒縁朱漆地金箔文字
12	〃	澤敷海國	1773 (安永2)	世子尚哲	黒縁朱漆地金箔文字
13	〃	蔭長	1787 (天明7)	今帰仁按司朝賞	黒縁朱漆地金箔文字
14	〃	無	1787 (天明7)	琉球国使者 盛島親雲上朝朗 伊集院親雲上朝義 富里親雲上朝永	朱縁黒漆地金箔文字
15	〃	朝宗	1787 (天明7)	琉球国使者 幸地親方良篤 安次富親方良頭 渡慶次親方真厚 阿波根親方朝紀	朱縁黒漆地金箔文字
16	一之宮神社	永頼	1787 (天明7)	今帰仁按司朝賞	黒縁朱漆地金箔文字
17	〃	徳馨	1787 (天明7)	琉球国使者 幸地親方良篤 安次富親方良頭 渡慶次親方真厚 阿波根親方朝紀	黒縁朱漆地金箔文字
18	沖繩県立博物館	徳高	1852 (嘉永5)	鄭元偉	木製(ケヤキ)

(『沖繩県文化財調査報告書第44集』「扁額・聯等遺品調査報告書」1982年)

への献納琉球扁額は、七枚のうち五枚が尚家を名乗り、花尾神社への扁額五枚は、尚家二枚・按司一枚・琉球国使者二枚、一之宮神社へ

への扁額二枚は、尚家一枚・琉球国使者一枚となっている。

この表での限定された扁額数からは、決定的な結論を導きだせるものではないが、年代・献納先・枚数などから何らかの傾向を示していると考えられる。

安永二（一七七三）年 枚聞神社1、花尾神社2

天明三（一七八三）年 枚聞神社2、花尾神社0

寛政三・三・七（二七〇）〇〇五年 枚聞神社3、花尾神社0

天明七（一七八七）年 枚聞神社2、花尾神社3、一之宮神社2

枚聞神社は扁額数も多く、安永二年から享和三年の長期間・五回にわたっている。献納の意味を考えると、『三国名勝図会』の枚聞神社の項には、南海流球からの使者や、本藩に帰り来る者は、開聞岳の雄姿を遙かに拝すとき、神酒を奉つて航海の無事を謝し、祈る習俗があった、と記し、枚聞神社が海上航海の目印の開聞岳を鎮護する神社として、古来信仰の対象と認識されていたことに起因するのかもしれない。

天明七年（一七八七）には五枚の扁額が二ヶ所に献納されている。うち二枚の扁額は、今帰仁按司朝賞が花尾神社と一之宮神社の両方に献納、幸地親方他三名も同様に両神社に献納している。両献納者は少なくとも二つの扁額を鹿兒島に持ち込んでいることになる。さらに、同年には、盛島親雲上朝朗他二人が花尾神社に献納している。前者は親方身分、後者は親雲上身分であり、明らかに前者は高位の身分の集団ではあるが、幕府への「江戸上り」の構成人員ではない。安永二年（一七七三）の首里王府使者は、前年末一二月五日逝去した浄岸院（五代將軍徳川綱吉養女・竹姫君、藩主島津継豊室）一

周忌に派遣されたものである。浄岸院の遺骸は、安永元年一二月五日芝邸御守殿を發し、同二年正月八日伏見着、同月一九日島津家菩提寺福昌寺、二〇日入棺、二四日夜葬礼が執り行われている（『旧記雑録追録六』九八五）。同年に尚哲（中山王世子）・尚和（説谷山王子朝恒）がそれぞれ扁額を献納しているが、両者は浄岸院一周忌に出席のため来鹿したことがわかる（同、九九一）。花尾神社に奉納された扁額の文字「瞻仰」は、仰ぎ慕う意味を持つことから、逝去した浄岸院を偲ぶ気持ちを表現したものである。

天明七年の首里王府使者は、浚明院（將軍家治）薨去（天明六年閏一〇月）に伴う使者として、首里王府は同年一月二日付書状で阿波根親方派遣を示している（『旧記雑録追録六』二四七七）。浚明院の位牌が安置された南泉院に参拝したと思われる（同前、二五二四）。この年は、斉宣の藩主就任（天明七年一月二九日）があり、当然首里王府は就任祝賀の使節を派遣した筈であるが、旧記雑録にはその記録が収載されていない。

扁額「朝宗」の意味を、諸橋轍次の『大漢和辞典』から引用すれば、「諸侯が天子に拝謁すること、または、帰服すること」とあるので、藩主就任への扁額献納であつたらうと推察される。このように、今帰仁按司や幸地親方・阿波根親方他二名は花尾神社・一之宮神社両社に祝賀と哀悼の二種類を同時に献納したものと考えられる。次に、扁額献納者が、琉球使節「江戸上り」の使者としてどのような役割を果たしたか、〈表7-3〉で確認することにする。

花尾神社扁額五枚は、年代別には安永二年と天明七年の二種類である。しかし、天明七年の三枚の内二枚の扁額には、琉球国使者の

名称と使者複数名の連名となつてゐる特徴がみられる。安永二年、天明七年の両者を併せた一〇の扁額が枚聞神社・花尾神社・一之宮神社に奉納されたことになる。このように、琉球使節の江戸上りの際に奉納されたものではないが、奉納者が江戸上りの正使・副使を勤める高位の職階にあつたものであることはいえる。また、No.12安永二年の奉納については、尚哲の薩摩上りも関係しているように思われる。

この尚哲は、奉納者であるだけでなく、当時浄岸院一年忌葬礼のために薩摩上りしているが、かなりの能筆家として知られていたのである。というのは、当時の

表 7-3 扁額奉納者と琉球使節の役割

奉納者	表7-2 扁額 No.	表7-1 使節 No.	使者の役割	備考
摂政尚和 読谷山王子朝恒	4・11	12	正使	明和元年（1764）
尚恪 大宜見王子朝規	7	14	正使	寛政8年（1796）
尚容 宜野湾王子朝陽	8	13	正使	寛政2年（1790）
毛氏高原親方安執	10	13	讚議官	寛政2年に就任。毛氏高原親方安執は江戸上り当時は田里親雲上職。享和3年（1803）の牧聞神社への扁額献納時に毛氏高原親方安執を名乗り、その後三司官。
幸地親方良篤	15・17	13	副使	寛政2年。幸地親方は、江戸上り時も親方職。馬克義、後三司官。

藩主重豪が家臣に国史館の改築を命じ、城南の地に決定したが、この重要な文庫の役割を担う機関に掲げられた扁額「国史館」の三文字を尚哲が書いたのである（『旧記雑録後編六』一一九一）。改築工事は安永二年一月一日に着手し、翌年五月一日に落成となったが、その壮麗さは旧館の類ではなかったという。

また、第五章第一節の造士館の項でも述べたが、藩校造士館聖堂門には中国書家による扁額「仰高」が掲げられ、入徳門に掲げられた「入徳」の扁額は、中山王尚穆の筆による（『三国王勝図会』）。このように、中国書家や中国書家の流れを汲む琉球書家は、藩内で高く評価されていた。琉球使節の中でも、文化三（一八〇六）年の儀衛正鄭嘉訓、天保一三（一八四二）年の儀衛正鄭元偉は親子であり、薩摩藩に書家として名をはせた人物である。No.18の琉球扁額の揮毫者は鄭元偉で、「薩州謹献」とあるように、本来は薩摩藩に献納されたものであるが、大宰府天満宮に移り、現在は沖縄県立博物館所蔵史料として展示されている。

【参考・引用文献】

- 『球陽附録』：桑江克英訳註『球陽』、昭和四六年
- 『家譜資料』：『那覇市史 資料篇第1巻5』、昭和五一年
- 『鹿児島県史料 旧記雑録追録六』：維新史料編さん所、昭和五一年
- 『琉客談記』：改定史籍集覧一六
- 「扁額・聯等遺品調査報告書」：『沖縄県文化財調査報告書第44集』
- 沖縄県教育委員会、昭和五七年

《コラム》 発見された孝の人、百左衛門

比志島川（皆与志川とも）みなよしは三重岳を源に、河頭こがしらで甲突川と合流する溪流である。明治三七年（一九〇四）日露戦争の頃までは、旧八月一二日の花尾詣に訪れる人々で河頭は大いに賑わっていたといふ（『伊敷村誌』）。参拝者は河頭の茶屋で一服すると、比志島里道に入り一之橋を渡って下平坂を上り、郡山の川田へと歩を進めた。

その比志島川の右岸の土手から、平成元年（一九八九）八月突如現れたのが、第五章第二節の孝行啓蒙で紹介された東門百左衛門の建てた供養塔である。国道三号から川を約二〇〇メートルさかのぼると、湾曲して突き出た土手があるが、台風一一、一二号の暴風雨が土手斜面の雑木をなぎ倒し、川の水が表土を削っていった。すると、まるで土手にのめり込むような形で石塔が頭をのぞかせたのだ。当時の新聞記事には、地元（当時）の七五歳男性（当時）の「この石塔について）父や祖父からも聞いたことがなかった」という談話が載せられており、それから逆算すると、明治時代（一八六八）には、その存在が忘れられていたのかもしれない。

今回、現地を案内された大園明自治会副会長（発見当時）によると、平成元年の出現の後、同五年夏の集中豪雨による土砂の流出などで土手が崩れたため、水害後の護岸工事の際に、発見箇所から三〇メートルほど上流の安定した右岸に移し、現在見られる姿となった。いったんは土砂と樹木に埋もれ、そこから現れ出ると流出の危機に見舞われるなど、多難な歩みながらも、こうした地域の方々の保存の努力によって、二六〇年前の百左衛門の姿が現代に蘇ったのである。

その供養塔は四角柱で、高さ約一メートル、上端が約一五センチ四方、下方に向かってやや太くなっている。また、頭頂部は平らでなく、「供」の上方の表面が下部の面よりも凹凸が目立つので、何らかの文字や図案があった可能性も残る。碑文は次のとおり。

供養塔

右享保年中御証文をなし被下、川頭かわねしもひら坂道すち、石をわつて川をなをし、野をくつして道とし、以て道路の難をすくふ、こいねがわくほ仰冀おんねが水神地神永堅固なる事を守護し給、じしんひき孳孫率しそんひきついで修を加ふへき也、二七四七延享四丁卯秋、寄主郡山庄東俣邑東門之百左衛門

（解説 徳永和喜）



東門百左衛門建立の供養塔（河頭）

つまり、百左衛門は東俣村と同様に、河頭下平坂の道筋の河川・道路改修を施工した後、その保護を水神・地神に願い、以後の補修を子孫に託しているのである。東俣村の交通の利便性が向上し、花尾神社参詣には藩主らも通る道筋の工事とはいえ、ここまでの努力には精神的な強さは当然のこと、資産的にも並々ならぬ底力を感じさせる。前述の『伊敷村誌』が発行された昭和二五年（一九五〇）当時、下平坂入り口付近には一〇〇メートルほど敷き詰められた切石の石段が名残をとどめている、とあるが、百左衛門の手がけた工事も、供養塔を通じてその先駆として語り継がれるべきものである。

ところで、百左衛門の墓碑銘に刻まれた延享三年の没年がこの碑文と齟齬を来すが、それについては今後の資料発見が望まれるところである。

なお、郡山にはこの他にも、厚地村の「境界石」のように、石造物が逐次確認されており、郡山の歴史を知る上で、このような再発見がこれからも報告されることを願いたい。

皆与志川べりに供養塔

江戸中期 建立 台風の増水で出現



鹿野島市皆与町河原の皆与志川沿いの一角に、江戸時代中期のものと思われる石造物を発見し、地区民を驚かせた。同川沿いの道はかつて島津氏が花尾神社参拝に使うに街道といふことが、二百さかのぼる。大

皆与志川べりに住む中敷さんへもきまで見たことがない。島の出現にびっくり。代々の地に住んでいるが、父や祖父から供養塔の話聞いていかなかった。お盆に合わせるかのように出現した。同地区では「壱巻手巻、水で清めて大切にしている。」

刻印された下に「石塚保年中御請文」とある。文末に「皆与西丁別荘寄主郡山出東儀」と書かれていたことから、江戸時代中期（延享四年一七五五）ごろ建立したものと推測される。

河原地区の大岡町副会長（左）は「川沿いの道は皆与津の親家氏が花尾神社（白鹿郡郡山町）参拝に使っていたと聞いている。地元の道筋、水神地神、などの文字がある。道路改修の際に土地の神やとくなつた大をまとめた。建てたのではないかと証す。

薩摩の近世に詳しい原口泉房島大助教授は「享保、延享の時代は新田、耕野開墾が盛んな時期。皆与志川沿いの整備などをした際に野山の祠を建てたものだろう」と話している。

皆与志川べりに住む中敷さんへもきまで見たことがない。島の出現にびっくり。代々の地に住んでいるが、父や祖父から供養塔の話聞いていかなかった。お盆に合わせるかのように出現した。同地区では「壱巻手巻、水で清めて大切にしている。」

（大岡副会長）と書いて

発見を伝える新聞記事（『南日本新聞』平成元年8月14日）

